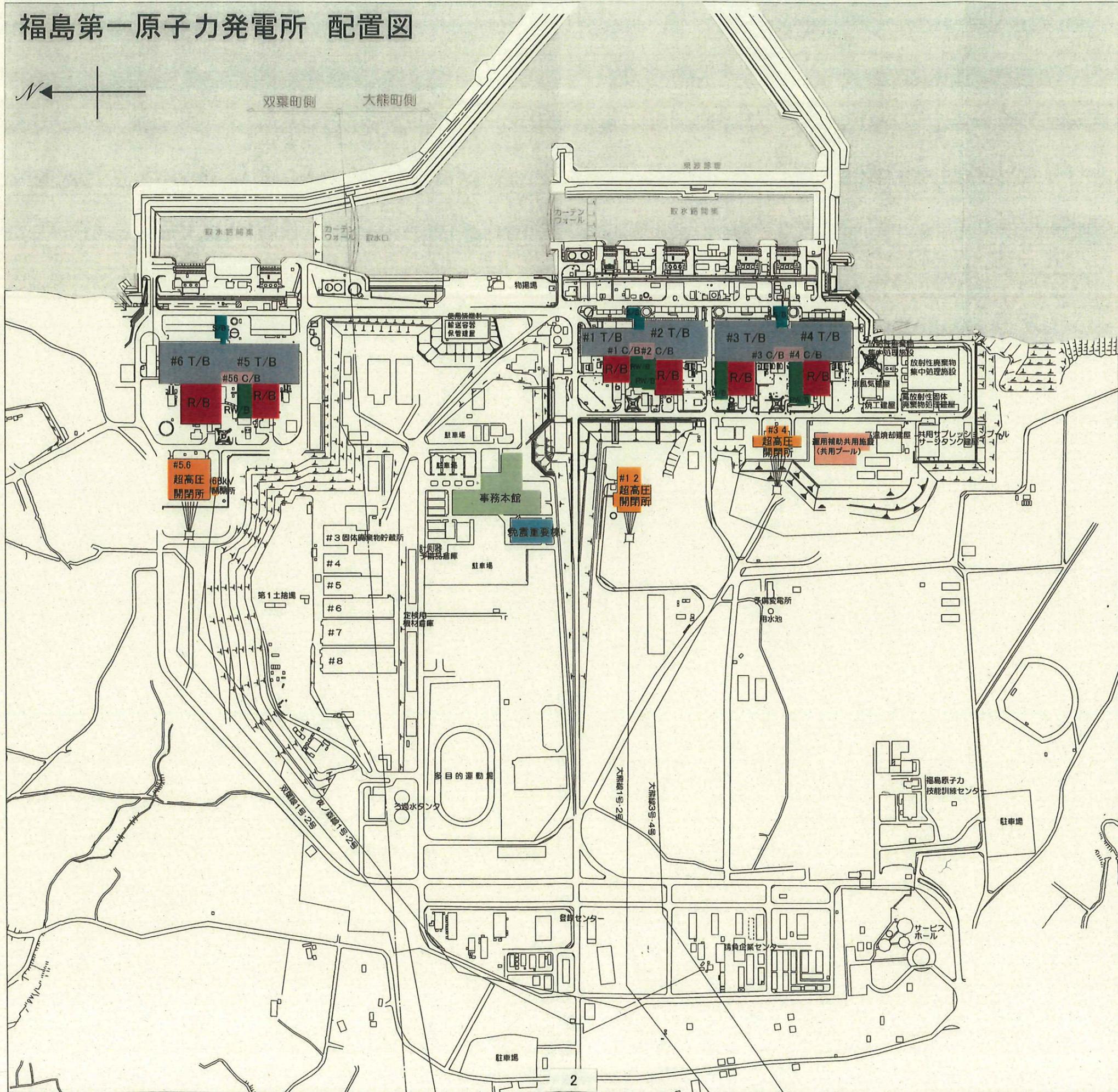


別冊 別紙綴り

福島第一原子力発電所 配置図

凡例

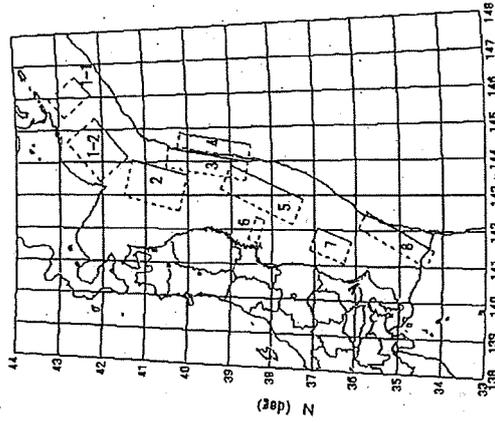
- R/B 原子炉建屋
- T/B タービン建屋
- 廃棄物処理建屋
- C/B コントロール建屋
- サービス建屋
- 運用補助共用施設 (共用プール)
- 超高圧開閉所
- 事務本館
- 免震重要棟



別紙2 地震一覧表

発生日付	震源地(緯度)	マグニチュード	被害状況
684年11月29日(天武13.10.14)	(土佐・その他南海・東海・西海地方)	8.1/4	山崩れ、家屋等の倒壊、死傷多数。津波による沈没船多数。
869年7月13日(貞観11.5.26)	(三陸沿岸)	8.3	城郭、倉庫等の倒壊多数。津波による溺死約1000。
887年8月26日(仁和3.7.30)	(五畿・七道)	8~8.5	京都で家屋等の倒壊と死傷多数。津波により沿岸で溺死多数。
1096年12月17日(永長1.11.24)	(畿内・東海道)	8~8.5	京都・近江・駿河等で社寺等の被害多数。津波による家屋等の流失400余。
1099年2月22日(康和1.1.24)	(南海道・畿内)	8~8.3	諸寺に被害。土佐で田1000余町海に沈む。
1361年8月3日(正平16.6.24)	(畿内・土佐・阿波)	8.1/4~8.5	諸寺等に被害多数。津波で流失1700戸、溺死60余。
1498年9月20日(明応7.8.25)	(東海道全般)	8.2~8.4	津波により、家屋流失1000戸、溺死1万5000、流死2万6000。
1605年2月3日(慶長9.12.16)	慶長地震(東海・南海・西海諸道)	7.9	犬吠崎から九州までの太平洋沿岸を津波が襲い、各地で死、流失多数。
1611年12月24日(慶長16.10.28)	(三陸沿岸・北海道東岸)	8.1	三陸地方で強震。震害は軽く、津波の被害。伊達領内で死1783、南部・津軽で人馬の死3000余。
1677年11月4日(延宝5.10.9)	(磐城・常陸・安房・上総・下総)	8.0	磐城から房総にかけて津波があり、小名浜・中之作・薄磯・四倉・江名・豊間などで死・不明130余、水戸領内で溺死36、房総で溺死246余、奥州岩沼領で死123。
1703年12月31日(元禄16.11.23)	元禄地震(江戸・関東諸国)	7.9~8.2	相模・武蔵・上総・安房で震度が大きく、小田原で壊家8000以上、死2300以上。津波が犬吠崎から下田の沿岸を襲い、死1000。
1707年10月28日(宝永4.10.4)	宝永地震(五畿・七道)	8.6	わが国最大級の地震の1つ。死2万以上、家屋流失2万以上、演家6万以上。津波が紀伊半島から九州までの太平洋沿岸や瀬戸内海沿岸を襲う。
1771年4月24日(天明8.3.10)	八重山地震津波(八重山・宮古両群島)	7.4	津波により、家屋流失2000余、溺死1万2000。
1793年2月17日(寛政5.1.7)	(陸前・陸中・磐城)	8~8.4	仙台封内でも家屋損壊1000余、死12。津波により大槌・両石で流損家71、死9、気仙沼で流出家300余。
1804年7月10日(文化1.6.4)	象潟地震(羽前・羽後)	7.0	潰家5000以上、死300以上。象潟・酒田などに津波。
1817年5月8日(弘化4.3.24)	善光寺地震(信濃北部・越後西部)	7.4	潰家1万3812、死5767。全国からの善光寺の参詣者7000~8000の内、生き残ったもの約1割という。山で山崩れが多数。
1854年12月23日(安政1.11.4)	安政東海地震(東海・東山・南海諸道)	8.4	被害は関東から近畿におよび、特に沼津から伊勢湾にかけての海岸で被害大。潰・焼失は約3万軒、死者は2000~3000人と思われ。
1854年12月24日(安政1.11.5)	安政南海地震(畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道)	8.4	東海地域の32時間後に発生。被害地域は中部から九州に及び、津波が大きく地震と津波の被害の区別が難しい。死数千。
1855年11月11日(安政2.10.2)	江戸地震(江戸および付近)	7.0~7.1	地震後30余か所から出火、焼失面積2.2km ² 、潰・焼失家屋1万4000余、死4000余。
1858年4月9日(安政5.2.26)	飛越地震(飛騨・越中・加賀・越前)	7.0~7.1	飛騨で潰家319、死203。山崩れも多く、常願寺川の土流が堰止められ、後に決壊して流出および潰家1600余、溺死140の被害。
1872年3月14日(明治5.2.6)	浜田地震(石見・出雲)	7.1	全潰家屋約5000、死550。小津波があった。
1891年10月28日(明治24)	濃尾地震(岐阜県西部)	8.0	わが国の内陸地震としては最大のもの。建物全潰14万余、半潰8万余、死7273、山崩れ1万余。根尾谷を通る大断層を生じた。
1894年10月22日(明治27)	庄内地震(山形県北西部)	7.0	被害は主として庄内平野に集中。山形県下で全潰3858、半潰2397、全焼2148、死726。
1896年6月15日(明治29)	三陸地震津波(岩手県沖)	*8.1/4(*津波から求めたM)	津波により、死者は青森343、宮城3452、北海道6、岩手1万8158。家屋流失全半潰1万以上、船の被害約7000。
1896年8月31日(明治29)	陸羽地震(秋田県東部)	7.2	秋田・岩手両県で全潰5792、死209。川内断層・千屋断層を生じた。
1905年6月2日(明治38)	芸予地震(安芸灘)	7.1/4	広島県で家屋全潰56、死11。愛媛県で家屋全潰8。煙草造建物・水道管・鉄道の被害が多かった。
1909年8月14日(明治42)	江濃(姉川)地震(滋賀県東部)	6.8	滋賀・岐阜両県で死41、住家全潰978。
1911年6月15日(明治44)	喜界島地震(奄美大島付近)	8.0	喜界島・沖繩島・奄美大島に被害。死12、家屋全潰422。有感域は中部日本に及んだ。
1914年3月15日(大正3)	仙北地震(秋田県南部)	7.1	地割れ、山崩れ多数。死94、家屋全潰640。
1918年9月8日(大正7)	(ウルフ島沖)	8.0	津波が発生。ウルフ島で溺死24。沼津まで地震を感じた。
1923年9月1日(大正12)	関東地震(神奈川・関東西部)	7.9	関東大震災。全体で死・不明10万5千余、住家全潰10万9千余、半潰10万2千余、焼失21万2千余。山崩れ、崖崩れ。関東沿岸に津波が襲来した。
1925年5月23日(大正14)	但馬地震(兵庫県北部)	6.8	死428、家屋全潰1295、焼失2180。小断層二つ生じる。
1927年3月7日(昭和2)	北丹後地震(京都府北部)	7.3	死2925、家屋全潰1万2584。断層を生じる。
1930年11月26日(昭和5)	北伊豆地震(静岡県伊豆地方)	7.3	山崩れ、崖崩れ。死272、家屋全潰2165。丹那断層とそれに直交する姫之湯断層などを生じた。
1931年9月21日(昭和6)	西埼玉地震(埼玉県北部)	6.9	死16、家屋全潰207。
1933年3月3日(昭和8)	三陸沖地震(三陸沖)	8.1	津波により、死・不明3064、家屋流失4034、倒壊1817、浸水4018。
1939年5月1日(昭和14)	男鹿地震(秋田県沿岸北部)	6.8	死27、住家全潰479。小さな津波。
1940年8月2日(昭和15)	横丹半島沖地震(北海道北西沖)	7.5	津波による被害大、溺死10。
1943年9月10日(昭和18)	鳥取地震(鳥取県東部)	7.2	地割れ・地震多数、断層を生じた。死1083、家屋全潰7485、半壊6158。
1944年12月7日(昭和19)	東南海地震(紀伊半島沖)	7.9	死・不明1223、住家全潰1万7599、半壊3万6520、流失3129。津波が各地を襲う。
1945年1月13日(昭和20)	三河地震(三河湾)	6.8	死2306、住家全潰7221、半壊1万6555、非住家全潰9187。深溝断層を生じる。
1946年12月21日(昭和21)	南海地震(紀伊半島沖)	8.0	死1330、家屋全潰1万1591、半壊2万3487、流失1451、焼失2598。津波が静岡県から九州までの海岸地域を襲う。
1948年6月28日(昭和23)	福井地震(福井県北地方)	7.1	死3769、家屋全潰3万6184、半壊1万1816、焼失3851。長さ約25kmの断層を生じる。
1952年3月4日(昭和27)	十勝沖地震(釧路沖)	8.2	津波が北海道から関東までの沿岸を襲う。死28、不明5、家屋全潰815、半壊1324、流失91。
1960年5月23日(昭和35)	チリ地震津波(チリ沖)	9.5(モーメントマグニチュード)	北海道南岸・三陸沿岸・志摩半島付近で被害大。沖繩でも被害。死・不明142、家屋全潰1500余、半壊2000余。
1964年6月16日(昭和39)	新潟地震(新潟県沖)	7.5	死26、家屋全潰1960、半壊6640、浸水1万5297。船舶・道路の被害多数。津波が日本海沿岸一帯を襲う。液状化による被害。
1968年5月16日(昭和43)	1968年十勝沖地震(三陸沖)	7.9	死52、傷330、建物全壊673、半壊3004。青森県下で道路損壊多数。津波による浸水529、船舶流失沈没127。
1974年5月9日(昭和49)	1974年伊豆半島沖地震(伊豆半島南方沖)	6.9	伊豆半島南端に被害。死30、傷102、家屋全潰194、半壊240、全焼5。御前崎などに小津波。
1978年1月14日(昭和53)	1978年伊豆大島近海地震(伊豆大島近海)	7.0	死25、傷211、家屋全潰96、半壊616、道路損壊1141、崖崩れ191。
1978年6月12日(昭和53)	1978年宮城県沖地震(宮城県沖)	7.4	死28、傷1325、住家全潰1183、半壊5574。道路損壊888、山・崖崩れ529。新興開発地に被害が集中した。ブロック塀などによる死18。
1983年5月26日(昭和58)	昭和58年日本海中部地震(秋田県沖)	7.7	津波により被害甚大。死104、傷163、建物全壊934、半壊2115、流失52、一部破損3258、船沈没256、流失451、破損1187。
1984年9月14日(昭和59)	昭和59年長野県西部地震(長野県南部)	6.8	崖崩れ・土石流。死29、傷10、住家全潰・流失14、半壊73、一部破損565。道路損壊258。
1993年1月15日(平成5)	平成5年釧路沖地震(釧路沖)	7.5	死2、傷967。建物や道路にも被害。
1993年7月12日(平成5)	平成5年北海道南西沖地震(北海道南西沖)	7.8	津波による被害大きく、特に奥尻島で甚大。死202、不明28、傷323。家屋等にも多大の被害。
1994年10月4日(平成6)	平成6年北海道東方沖地震(北海道東方沖)	8.2	北海道東部を中心に被害。傷437、住家全潰61、半壊348。津波は花咲で173cm。震源に近い択捉島では死・不明10など、地震と津波で大きな被害。
1994年12月28日(平成6)	平成6年三陸はるか沖地震(三陸沖)	7.6	震度6の八戸を中心に被害。死3、傷788。住家全潰72、半壊429。道路や港の被害もあった。弱い津波があった。
1995年1月17日(平成7)	平成7年兵庫県南部地震(淡路島付近)	7.3	阪神・淡路大震災。死6434、不明3、傷4万3792。住家全潰10万4906、半壊14万4274。住家全壊7132など。高速道路や新幹線を含む鉄道線路なども崩壊。
2000年10月6日(平成12)	平成12年鳥取県西部地震(鳥取県西部)	7.3	傷182、住家全壊435、半壊3101。M7級の地殻内地震にもかかわらず活断層が事前に指摘されておらず、明瞭な地表地殻断層も現れなかった。
2001年3月24日(平成13)	平成13年芸予地震(安芸灘)	6.7	呉市の傾斜地などで被害が目立つ。死2、傷288、住家全潰10、半壊174。
2003年5月26日(平成15)	(宮城県沖)	7.1	震央の位置から三陸沖地震とも呼ばれる。傷174、住家全潰2、半壊21。
2003年7月26日(平成15)	(宮城県北部(宮城県中部))	6.4	同日に大きな前震(M5.6)と余震(M5.5)もあって連綿地震と呼ばれた。M6級だが浅く、震源域に局所的に大きな被害が出た。傷677、住家全潰1276、半壊3809。
2003年9月26日(平成15)	平成15年十勝沖地震(釧路沖(十勝沖))	8.0	1952年とほぼ同じ場所。不明2、傷849、住家全潰116、半壊368。北海道および本州の太平洋岸に最大4m程度の津波。
2004年10月23日(平成16)	平成16年新潟県中越地震(新潟県中越地方)	6.8	規模の大きな余震が多数発生して被害を助長。死68、傷4805、住家全潰3175、半壊1万9808。地すべりの被害が目立った。
2005年3月20日(平成17)	(福岡県西方沖(福岡県北西沖))	7.0	最大計測震度は九州本土の6弱だが、玄海島ではそれ以上の可能性がある。死1、傷1087、住家全潰133、半壊244。
2005年8月16日(平成17)	(宮城県沖)	7.2	1978年の震源域の南半分で発生。傷100、全壊1。最大計測震度6弱(宮城県川崎町)、東北地方太平洋沿岸で最大13cm(石巻市)の津波。
2007年3月25日(平成19年)	平成19年能登半島地震(能登半島沖)	6.9	死1、傷356、住家全潰686、半壊1740。最大計測震度6強、珠洲と金沢で約0.2mの津波。
2007年7月16日(平成19年)	平成19年新潟県中越沖地震(新潟県上中越沖)	6.8	死15、傷2346、住家全潰1331、半壊5704。余震活動は不活発。地盤変状、液状化なども目立った。
2008年6月14日(平成20年)	平成20年岩手・宮城内陸地震(岩手県内陸南部)	7.2	死13、不明10、傷451、住家全壊30、半壊143。震源域が山間地だったため、大規模な地すべりや山崩れ、土石流などの被害。
2008年7月24日(平成20年)	(岩手県沿岸北部)	6.8	死1、傷211、住家全壊1。短周期の揺れであったため被害は比較的に少なかった。

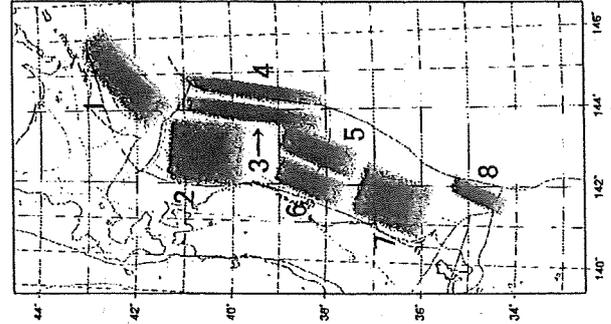
*日本のおもな被害地震年代表 理科年表2009(国立天文台・丸善)、気象庁、消防庁をもとに作成。地震名のうち☆は気象庁命名の地震を表す。地震発生当時の震央地名と現在の震央地名が違っているものについては、(地震発生当時の震央地名(現在の震央地名))と併記した。死は死者数、傷は負傷者数、不明は行方不明者数を表す。



番号	L (km)	W (km)	D (m)	δ (°)	λ (°)	$\mu \times 10^{10}$	$M_0 \times 10^{20}$	M_w モデル	対応する 既往津波
1-1	60	100	2.2	27	115	5.0	6.6	7.8	1973年
1-2	130	100	3.5	20	115	5.0	22.8	8.2	1952年
2	150	100	6.0	20	80	5.0	45.0	8.4	1968年
3	210	50	9.7	20	75	3.5	35.6	8.3	1896年
4	185	50	6.6	45	270	7.0	42.7	8.4	1933年
5	210	70	4.0	15	85	5.0	29.4	8.2	1793年
6	26	65	2.0	20	85	7.0	2.4	7.5	1978年
7	100	60	2.3	10	85	5.0	6.9	7.8	1938年
8	200	50	6.5	20	95	3.5	22.8	8.2	1677年

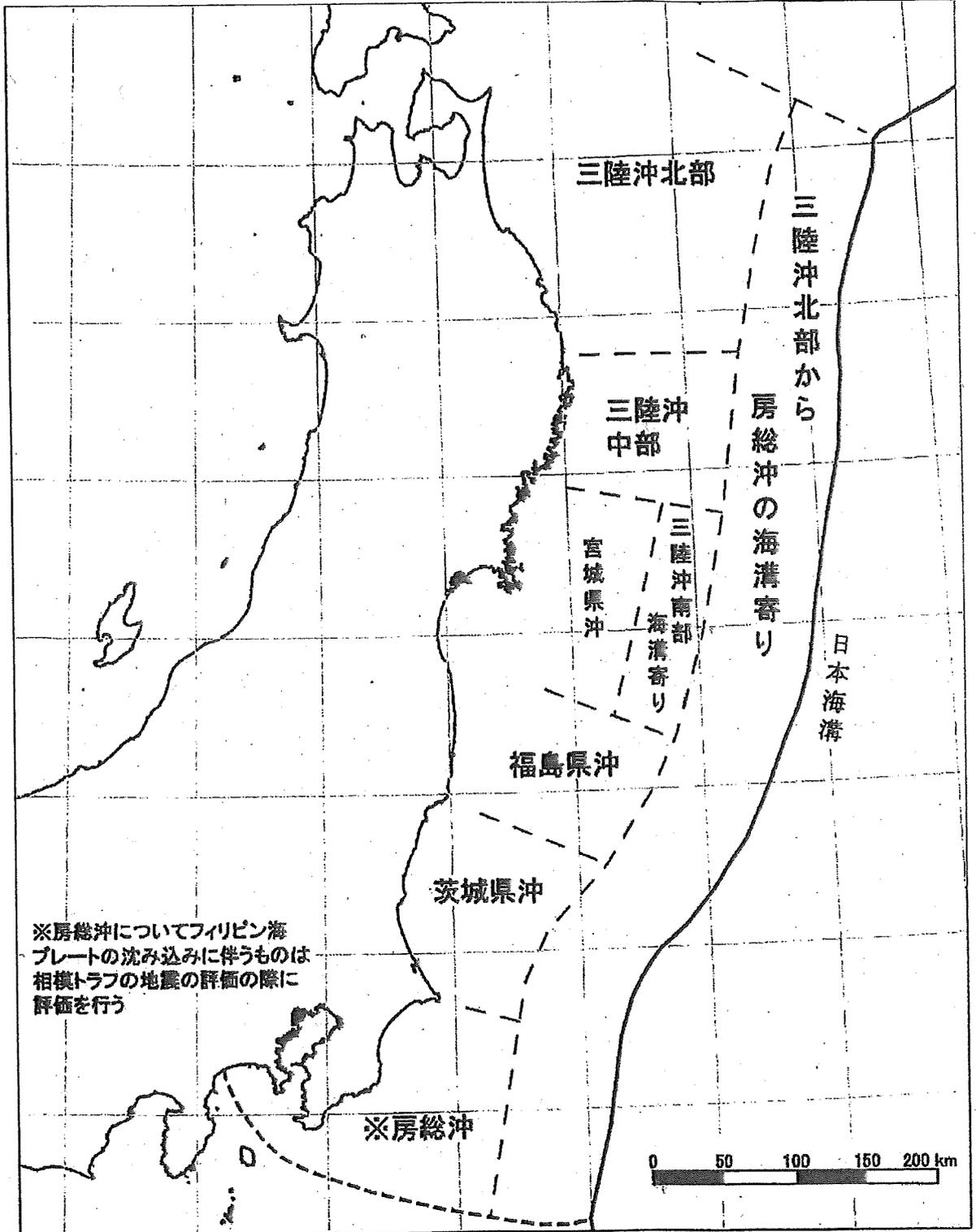
注 N/m^2 、地震モーメント M_0 の単位は $N \cdot m$ である。

既往津波の
痕跡高を
説明できる
断層モデル



津波の痕跡
高を説明で
きる断層モ
デルの
既往最大 M_w

領域	既往最大 M_w	対応する 既往津波
1	8.2	1952年
2	8.4	1968年
3	8.3	1896年
4	8.6	1611年
5	8.2	1793年
6	7.7	1978年
7	7.9	1938年
8	8.2	1677年



別紙5 SA対策に影響を与えた重要な出来事等の経緯

S50 (1975) 年	米国 原子力発電所に対する世界初の確率論的安全評価 (WASH-1400)
S54 (1979) 年 3 月	スリーマイル島 (TMI) 2号機の事故
S60 (1985) 年	米国 「シビアアクシデント政策声明書」
S61 (1986) 年 4 月	チェルノブイリ 4号機の事故
S62 (1987) 年 2 月	米国 NUREG-1150 (初版)
S62 (1987) 年 7 月	国内で PSA に基づく AM の検討を開始 (原子力安全委員会共通問題懇談会)
S63 (1988) 年	米国「SBO」規則 策定
H2 (1990) 年 2 月	原子力安全委員会 中間報告 (共通問題懇談会中間報告)
H3 (1991) 年	米国 NRC が事業者に対し、地震等の外的事象を対象とした個別プラントごと の解析 (IPEEE) の実施を指示
H3 (1991) 年 3 月	安全委員会 全交流電源喪失 WG にて SBO の調査検討
H4 (1992) 年 5 月	原子力安全委員会決定 (共通問題懇談会最終報告) 「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシ デントマネジメントについて」
H4 (1992) 年 7 月	通商産業省公益事業部長通達 「アクシデントマネジメントの今後の進め方について」 電気事業者に対し、PSA の実施、AM 整備の検討、報告を要請
H6 (1994) 年 3 月	電気事業者、通産省に対し、個別プラントの AM 報告書を提出
H6 (1994) 年 10 月	通産省、上記報告書を評価検討し、原子力安全委員会に報告「軽水型原子力発 電所におけるアクシデントマネジメントの整備について検討報告書」
H8 (1996) 年 9 月	通産省課長通知 「発電用軽水型原子力発電施設におけるアクシデントマネジメントの整備に ついて」 電事業者に資料提出を促す
H11 (1999) 年 12 月	仏 ルブレイエ原発事故 (洪水を原因とする SBO 事故)
H13 (2001) 年 3 月	台湾 第三 (馬鞍山) 原発事故 (霧害を原因とする SBO 事故)

別紙5 SA対策に影響を与えた重要な出来事等の経緯

H13 (2001) 年 9 月	米国 航空機テロ
H14 (2002) 年 2 月	米国 暫定保障措置命令 (第「B. 5. b」項)
H14 (2002) 年 4 月	原子力安全保安院 「アクシデントマネジメント整備上の基本要件について」策定
H14 (2002) 年 5 月	電気事業者「アクシデントマネジメント整備報告書」提出
H14 (2002) 年 10 月	原子力安全保安院 「軽水型原子力発電所におけるアクシデントマネジメントの整備結果について」の評価報告書を発表し、有効なAMが整備されたと結論づける。
H16 (2004) 年 12 月	インド マドラス原発事故
H17 (2005) 年 5 月	IAEA NUSSC 会合にて「原子力発電所のシビアアクシデント計画」の前身「DS385」が承認される。
H17 (2005) 年 8 月	東北電力女川原発にて設計基準を超える地震動 (宮城県沖地震)
H18 (2006) 年 5 月	溢水勉強会 被告東京電力が、設計基準を超える外的事象 (津波) により、福島第一原発が、SBO 及び SA に至る調査結果を報告
H19 (2007) 年 1 月	保安院「B. 5. b」入手
H19 (2007) 年 3 月	北陸電力志賀原発にて設計基準を超える地震動 (能登半島沖地震)
H19 (2007) 年 7 月	東京電力柏崎刈羽原発にて設計基準を超える地震動 (新潟中越沖地震)

年	月日	内容
昭和26年(1951)	12.29	世界で最初の原子力発電、アメリカで行われる(実験増殖炉EBR-1(1951.12.8完成)によるもので、発生電力100kW)
昭和29年(1954)		我が国で初めて原子力関係予算(2億5千万円)を計上
昭和30年(1955)	11.30	(財)原子力研究所設立
	12.19	原子力基本法・原子力委員会設置法公布(31.1.1施行)
昭和31年(1956)	1. 1	原子力委員会発足
	6.15	日本原子力研究所(原研)発足
	8.10	原子燃料公社発足
	10.26	国際原子力機関(IAEA)憲章に調印(32.7.29発効)(後に10月26日は、「原子力の日」となる)
昭和32年(1957)	6.10	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法)公布
	7.29	IAEA発足
	8.27	日本第1号原子炉、原研のJRR-1臨界(ウォーターボイラー型熱出力50kW)我が国で初めて原子の火がとる
昭和33年(1958)	6.16	日米、日英原子力協力協定調印(12.5発効)
昭和34年(1959)	7. 2	日加原子力協力協定調印(35.7.27発効)
昭和36年(1961)	6.17	原子力損害の賠償に関する法律公布
昭和37年(1962)	9.12	原研国産1号炉JRR-3臨界(天然ウラン重水型熱出力1万kW)
昭和38年(1963)	10.26	原研動力試験炉JPDRの発電試験に成功(国内で初の原子力発電)(後に10月26日は、「原子力の日」となる)
昭和39年(1964)	5. 8	我が国原子力施設に対する初のIAEA査察実施
	7.11	電気事業法公布
	7.31	閣議で10月26日を「原子力の日」に決定
昭和41年(1966)	7.25	日本原子力発電(株)東海発電所営業運転開始(ガス冷却炉、電気出力16万6千kW)(国内初の商業用原子力発電所)
昭和42年(1967)	10. 2	動力炉・核燃料開発事業団(動燃)発足
昭和43年(1968)	3. 6	新日英原子力協力協定調印(10.15発効)
昭和45年(1970)	3.14	日本原子力発電(株)敦賀発電所営業運転開始(国内初の沸騰水型、電気出力35万7千kW)
	11.28	関西電力(株)美浜発電所1号機営業運転開始(国内初の加圧水型、電気出力34万kW)

年号	月日	内容
昭和47年(1972)	2.21	日豪原子力協力協定調印(7.28発効)
	2.26	日仏原子力協力協定調印(9.22発効)
昭和48年(1973)	7.25	通商産業省資源エネルギー庁設置
昭和49年(1974)	6. 6	電源三法(発電用施設周辺地域整備法、電源開発促進税法及び電源開発促進対策特別会計法)公布
昭和50年(1975)	5.13	原子力委員会「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値」を全身被ばく線量で年間5ミリレムに設定
昭和51年(1976)	6. 8	核不拡散条約(NPT)批准
	7.30	原子力行政懇談会「原子力行政体制の改革・強化に関する意見」(最終報告)を内閣総理大臣に提出
昭和52年(1977)	4.24	高速増殖実験炉「常陽」(FBR、熱出力5万kW)臨界
	9.12	東海再処理施設運転開始で日米共同決定調印
昭和53年(1978)	1.31	原子力委員会「環境放射線モニタリングに関する指針」を決定
	10. 4	原子力委員会が改組、新たな原子力委員会と原子力安全委員会が発足
昭和54年(1979)	3.28	アメリカ、スリーマイルアイランド(TMI)原子力発電所で事故発生
	9.12	動燃人形峠ウラン濃縮パイロットプラント第1期運転開始(1,000台稼働)
昭和55年(1980)	6.26	原子力安全委員会「原子力発電所等周辺の防災対策について」の報告書を発表
	11.14	廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)、我が国について発効
	12. 4	第1次公開ヒアリングの開催(東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所2号機及び5号機の設置)
昭和56年(1981)	4.18	日本原子力発電(株)敦賀発電所一般排水路出口棚の土砂からコバルト60等を検出した旨通商産業省に報告有り
	9. 2	原研に廃炉プロジェクトが発足
	10. 1	原子力発電施設等周辺地域交付金制度がスタート
昭和57年(1982)	3. 5	新日豪原子力協力協定調印(8.17発効)
昭和58年(1983)	1.13	原子力安全委員会が原研の動力試験炉(JPDR)の解体の基本方針を了承
昭和59年(1984)	7. 2	総合エネルギー調査会原子力部会「自主的核燃料サイクルの確立に向けて」の報告書を発表
昭和60年(1985)	4.18	青森県及び六ヶ所村と事業者(日本原燃サービス(株)及び日本原燃産業(株))は、「原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書」を締結
	7.15	総合エネルギー調査会原子力部会「商業用原子力発電施設の廃止措置の在り方について」の報告書を発表
	7.31	日中原子力協定署名(61.7.10発効)

年号	月日	内容
	10. 8	原子力委員会「放射性廃棄物処理処分方策について」の報告書を発表
	10.24	原子力安全委員会は、「低レベル放射性固体廃棄物の陸地処分の安全規制に関する基本的考え方について」の報告書を発表
昭和61年(1986)	2.20	原子力安全委員会が、核燃料安全基準専門部会の取りまとめた「再処理施設安全審査指針」を決定
	3.28	総合エネルギー調査会原子力部会「21世紀への軽水炉技術高度化戦略」と「原子力発電分野における発展途上国協力の在り方」の報告書を発表
	4.26	ソ連チェルノブイリ原子力発電所4号機で事故発生
	7.18	総合エネルギー調査会原子力部会「原子力ビジョンー 21世紀の原子力を考えるー」の報告書を発表
	12. 4	原研が、JPDRの解体作業を開始
昭和62年(1987)	5. 1	原子力発電安全月間創設(毎年5月)
	5.28	原子力安全委員会「ソ連原子力発電所事故調査報告書」を発表
	11. 4	新日米原子力協力協定に調印(63.7.17発効)
	12. 9	放射線審議会がICRP新勧告の国内法令への取り入れに関する技術的基準を答申
昭和63年(1988)	2.15	IAEA主催マン・マシン・インターフェイス国際会議東京で開催(～2.18)
	5.17	青森県青森市に資源エネルギー庁青森原子力産業立地調整官事務所を設置
	10. 3	国内で初めてIAEA/OSART(運転管理調査団)を受け入れる(関西電力(株)高浜発電所)(～10.21)
平成元年(1989)	3.14	WANO東京センター設立
	5.15	WANOモスクワで第1回総会
	5.30	IEA閣僚理事会が地球環境問題の観点からも原子力の重要な役割を評価
	6. 1	OECD閣僚理事会が地球環境問題の観点からも原子力の重要な役割を評価
	7.10	通商産業省「原子力発電所事故・故障等評価尺度」の運用開始
	7.14	アルシュ・サミット開催、地球環境問題の観点からも原子力の重要な役割を評価(～7.16)
平成2年(1990)	6.15	総合エネルギー調査会原子力部会が報告書を発表
	9.27	原子力安全委員会「環境放射能安全研究年次計画」、「原子力施設等安全研究年次計画」を策定
	11.30	日本原燃産業(株)青森県六ヶ所村の低レベル放射性廃棄物埋設センター着工
平成3年(1991)	2. 9	関西電力(株)美浜発電所2号機で蒸気発生器伝熱管損傷事象が発生
	4.18	日ソ両国政府「原子力平和利用の分野における協力協定(日ソ原子力協力協定)」締結
	5.21	IAEA「国際チェルノブイリプロジェクト」の最終調査結果の報告会開催(ウィーン)(～5.24)
	6.17	総合エネルギー調査会原子力部会軽水炉技術高度化小委員会が報告書を発表
	7.30	原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会が「TRU核種を含む放射性廃棄物の処理処分について」を発表
	8. 2	原子力委員会核燃料リサイクル専門部会が「我が国における核燃料リサイクルについて」を発表
	10.28	「高速炉システム国際会議」開催(京都国際会館)(～10.31) (社)日本原子力学会、日本原子力発電(株)他主催

年	月	日	内容
	11.25		通商産業省「関西電力(株)美浜発電所2号機の事象に関する最終報告書」を公表
平成4年(1992)	3. 9		原子力安全委員会「関西電力(株)美浜発電所2号機事象に関する調査審議の取りまとめ」を公表
	3.27		日本原燃産業(株)ウラン濃縮工場操業開始
	5. 6		日本原燃サービス(株)六ヶ所事業所廃棄物管理施設(高レベル放射性返還廃棄物管理施設)着工
	5.28		原子力安全委員会シビアアクシデント対策について検討を行うよう通商産業省及び電気事業者に対して提言
	6. 3		国連環境開発会議(UNCED)リオデジャネイロで開催(～6.14)
	7. 1		日本原燃サービス(株)と日本原燃産業(株)が合併、「日本原燃(株)」発足
	7. 6		ミュンヘン・サミット開催(旧ソ連・東欧の原子力発電所に対する安全支援に係る合意等)(～7.8)
	8. 1		国際原子力事象評価尺度(INES)の導入
	8.11		原子力委員会ウラン濃縮懇談会が報告書を公表
	10.29		最高裁が四国電力(株)伊方発電所原子炉設置許可処分取消について上告棄却の判決
	12. 8		日本原燃(株)六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター操業開始
平成5年(1993)	4. 2		旧ソ連・ロシアによる放射性廃棄物の海洋投棄に関する白書をロシア政府が発表
	4. 6		ロシア軍事用再処理施設(トムスク7)で事故発生
	4.28		日本原燃(株)六ヶ所再処理施設着工
	5.11		ロシアの放射性廃棄物の海洋投棄問題に関する第1回日露合同作業部会をロシアで開催(～5.12)
	5.28		高レベル事業推進準備会発足
	7. 7		東京サミット開催(旧ソ連・東欧の原子力発電所に対する安全支援のフォローアップ)(～7.9)
	8.30		放射能対策本部幹事会、日本近海の放射能調査最終取りまとめ(日本近海海域の環境放射能レベルに異常なし)
	10.13		エリツィン・ロシア大統領来日。核兵器解体支援に係る協定締結
	10.17		ロシア海軍が低レベル液体放射性廃棄物の日本海への海洋投棄再開(2回目は10月21日中止)
	11. 8		第16回ロンドン条約締結国協議会合をロンドンで開催(低レベル放射性廃棄物を含む放射性廃棄物の海洋投棄全面禁止決定)(～11.12)
	11.12		核兵器解体のための日露会合をロシアで開催(放射性廃棄物処分WGを含む4つの作業部会を設け、具体的な支援の検討を開始)(～11.13)
	11.18		日本原燃(株)第1回製品ウラン出荷
	12.22		第6回放射能対策本部幹事会(10月17日のロシアの海洋投棄による日本近海海域の環境放射能レベルの異常なし)
平成6年(1994)	1.17		英国再処理工場「THORP」運転開始
	1.17		核不拡散条約(NPT)再検討・延長会議準備会合(1995年4月の再検討・延長会議のための本格的な準備開始)(～1.21)
	3.18		第1回日韓露共同海洋調査(日本海投棄海域を調査、簡易調査の結果特段の異常なし)(～4.11)
	4. 5		高速増殖原型炉「もんじゅ」臨界を達成
	5.26		非核化支援委員会総務会(非核化支援資金(1億ドル)の一部を用いて、露の貯蔵・処理施設の建設支援を決定)
	6.10		総合エネルギー調査会原子力部会「中間報告」を公表

年月日	内容
6.17	IAEAにて原子力安全条約成立
7. 8	ナポリ・サミット開催(旧ソ連・東欧の原子力発電所に対応する安全支援のフォローアップ及びウクライナのチェルノブイリ原子力発電所閉鎖のための西側支援合意)(~7.10)
8.31	通商産業省が「第1回定期安全レビュー結果」を発表
9.12	NPT再検討・延長会議準備委員会開催(ジュネーブ)(~9.16)
9.21	日本原燃(株)六ヶ所ウラン濃縮工場第一期分設備完成(600トンSWU/年規模)
10.21	米朝が北朝鮮核兵器開発問題の解決に向けた合意文書に署名
10.24	通商産業省「アクシデントマネジメント報告書」を原子力安全委員会へ報告
12.16	総合エネルギー対策推進閣僚会議において「新エネルギー導入大綱」を決定
平成7年(1995)	
1.18	日本原燃(株)六ヶ所事業所廃棄物管理施設(高レベル放射性返還廃棄物管理施設)しゅん工
3. 9	朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)設立
4.17	NPT再検討・延長会議開催(5月11日、NPTの無期限延長を総意により決定)(~5.11)
4.21	電気事業法の一部改正
4.26	日本原燃(株)六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター操業開始
4.26	第1回目の返還ガラス固化体(28本)がフランスから日本に到着
5.12	原子力安全条約締結
6.12	総合エネルギー調査会原子力部会「中間報告」を発表
6.16	ハリファックス・サミット開催(前年のナポリ・サミットのウクライナ支援のコミットメントを再確認、平成8年春モスクワにて原子力安全サミットを開催することに合意)(~6.17)
7.11	電気事業連合会が、原子力委員会等五者に対しATR実証炉の建設計画の見直しを要請
8.25	原子力委員会ATR実証炉計画見直しを決定
8.29	高速増殖原型炉「もんじゅ」初送電
9.12	原子力委員会「高レベル放射性廃棄物処分懇談会」、「原子力バックエンド対策専門部会」の設置を決定
9.29	通商産業省「指針策定前の原子力発電所の耐震安全性」を原子力安全委員会へ報告
10. 5	原子力安全委員会「平成7年度兵庫県南部地震を踏まえた原子力施設耐震安全検討会報告書」を発表
10. 8	世界エネルギー会議東京大会開催(~10.13)
11.29	IAEA広報セミナー(ジャパンセミナー)開催(京都)(~12.1)
12. 7	原子力安全委員会「軽水型原子力発電所におけるアクシデントマネジメントの整備について」を発表
12. 8	高速増殖原型炉「もんじゅ」2次系ナトリウム漏れ事故発生
12.15	KEDOと北朝鮮との間の軽水炉供給取極締結(KEDOは、北朝鮮に対し2基の軽水炉(100万kW)を供給する)
12.20	G7とウクライナ政府との間でチェルノブイリ原子力発電所の閉鎖に関する覚書締結
平成8年(1996)	
1.11	日露核兵器廃棄協力委員会はロシア極東地域における液体放射性廃棄物の貯蔵・処理施設の建設契約を締結
1.23	日本原燃(株)六ヶ所再処理施設建設計画見直しを発表
4.12	新米・ユーラトム原子力協定が発効

年	月	日	内容
	3	31	日本原子力発電(株)東海発電所営業運転停止
	3	31	G8エネルギー大臣会合(モスクワ)(原子力の重要性和安全性の確保を優先することの再確認)(~4.1)
	4	20	原子力安全委員会が「もんじゅ」2次系ナトリウム漏れ事故に関する調査報告書(第3次報告)(最終)を発表
	4	21	第1回高速増殖炉に関する日仏専門家会合(東京)
	5	8	インドネシアで原子力安全規制委員会設立のための大統領令が公布
	5	11	関西電力(株)が高浜発電所の原子炉設置変更許可を申請(3、4号炉におけるMOX燃料の使用)
	5	15	バーミンガム・サミット(バーミンガム)(モスクワサミットでの決意を再確認。NSWGにおけるコミットメントを再確認)(~5.17)
	5	20	核燃料サイクル開発機構法成立
	5	29	原子力委員会高レベル放射性廃棄物処分懇談会「高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方」を発表
	6	11	総合エネルギー調査会原子力部会「リサイクル燃料資源中間貯蔵の実現に向けて」の報告書を発表
	6	19	地球温暖化対策推進本部が地球温暖化対策推進大綱を決定
	7	14	原子力委員会、新たな原子力政策円卓会議の進め方について決定
	9	9	新原子力政策円卓会議開始(東京)
	9	11	北朝鮮のミサイル発射(H10.8.31)を受け、我が国政府はKEDOの進行を当面見合わせることを決定
	9	29	原子力の安全に関する条約国別報告をIAEAへ提出
	10	1	核燃料サイクル開発機構発足
	10	6	使用済燃料輸送容器のデータ改ざん問題発生
	10	9	第3回APECエネルギー大臣会合(沖縄)(~10.10)
	10	12	新日英原子力協定発効
	10	19	第1回高速増殖炉に関する日露専門家会合(ロシア)
	10	21	KEDOへの協力を再開
	11	2	気候変動枠組条約第4回締約国会議(COP4)(ブエノスアイレス)(~11.13)
	11	4	第2回高速増殖炉に関する日仏専門家会合(フランス)(~11.5)
	11	4	東京電力(株)が福島第一原子力発電所の原子炉設置変更許可を申請(3号炉におけるMOX燃料の使用)
	11	10	高温工学試験研究炉(HTR)が初臨界
	12	3	使用済燃料輸送容器調査検討委員会が報告書を発表
	12	16	関西電力(株)高浜発電所の原子炉設置変更を許可(3、4号炉におけるMOX燃料の使用)
平成11年(1999)	3	23	総合エネルギー調査会原子力部会「高レベル放射性廃棄物処理事業のあり方」の中間報告書を発表
	3	31	原子力政策円卓会議モデレーターが原子力委員会に中間提言
	4	1	東京電力(株)が柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可を申請(3号炉におけるMOX燃料の使用)
	4	6	原子力委員会が原子力政策円卓会議モデレーターに中間提言を受け見解を発表
	4	8	「地球温暖化対策の推進に関する法律(温暖化対策法)」が施行
	4	12	原子力の安全に関する条約第1回検討会合(~4.23)

年 月 日	事 件
5.18	総合エネルギー調査会原子力部会「商業用原子力発電施設解体廃棄物の処理処分に向けて」の中間報告書を発表
5.18	原子力委員会が原子力長期計画策定会議を設置
6. 9	使用済燃料中間貯蔵の事業規制を盛り込んだ原子炉等規制法が国会で成立
6.18	ケルン・サミット(ドイツ)で原子力の安全分野における協力強化等について再確認(～6.20)
7. 2	東京電力(株)福島第一原子力発電所の原子炉設置変更を許可(3号炉におけるMOX燃料の使用)
7.12	日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機で1次冷却材漏えい発生
9.14	関西電力(株)高浜発電所用MOX燃料の検査データ不正問題表面化
9.27	海外で製造されたMOX燃料が福島第一原子力発電所に到着(10.1には高浜発電所に到着)
9.30	ウラン燃料加工施設(茨城県東海村)で臨界事故発生
10.25	気候変動枠組条約第5回締約国会議(COP5)(ドイツ・ボン)(～11.5)
12.13	原子力安全・防災対策の充実・強化を図る原子炉等規制法の改正及び原子力災害対策特別措置法の制定が国会で可決・成立
12.16	日・IAEA保障措置協定追加議定書発効
12.24	原子力安全委員会・ウラン加工工場臨界事故調査委員会が最終報告書を発表
平成12年(2000)	3.15 東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更を許可(3号炉におけるMOX燃料の使用)
	3.21 電気事業審議会基本政策部会の下にBNFL社製MOX燃料データ問題検討委員会を開始
	5.31 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が成立
	6.16 原子力災害対策特別措置法施行
	6.22 電気事業審議会基本政策部会BNFL社製MOX燃料データ問題検討委員会が報告書を発表
	9.29 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」が閣議決定
	10.18 高レベル放射性廃棄物処分の実施主体として「原子力発電環境整備機構」が発足
	10.28 原子力災害対策特別措置法施行後初の原子力防災訓練実施(島根)
	11. 1 高レベル放射性廃棄物処分の資金管理主体として通商産業大臣が「(財)原子力環境整備促進・資金管理センター」を指定
	11.13 気候変動枠組条約第6回締約国会議(COP6)(ハーグ)(～11.25)
	11.24 原子力委員会が「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」を策定
	12. 8 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」が成立
	12.19 使用済燃料の六ヶ所村再処理施設への本格搬入開始
平成13年(2001)	1. 6 中央省庁再編により、エネルギー利用に関する原子力安全規制を一元的に担う原子力安全・保安院が発足
	4. IEAが「原子力レビュー」を発表
	5.17 アメリカブッシュ大統領、積極的な原子力発電導入を盛り込んだ国家エネルギー政策(NEP)を発表
	5.18 フィンランドでユーラヨキ自治州オルキルオトを高レベル放射性廃棄物の最終処分場とすることに決定
	5.27 新潟県刈羽村におけるブルサーマル計画の受け入れに関する住民投票で反対が過半数を占める
	6. 4 総合資源エネルギー調査会原子力部会「原子力の技術基盤の確保について」の報告書を取りまとめ

年	月	日	内容
	6	5	核燃料サイクルの重要性の確認と地元理解に向けた取組の強化について関係府省の意思疎通の強化を図るため、内閣官房副長官の主宰によりプルサーマル連絡協議会を開始
	6	6	核燃料サイクル開発機構が経済産業大臣に「もんじゅ」の原子炉設置変更許可を申請
	6	12	福島県エネルギー政策検討会開始
	8	8	プルサーマル連絡協議会が、広聴・広報活動の推進、隣人と話をするような情報交流、百聞は一見に如かずの実践、まず国が前面に出る4本柱を掲げた「中間的取りまとめ」を発表
	10	4	日本原子力発電(株)が東海発電所原子炉解体届を経済産業大臣に提出
	11	7	中部電力(株)浜岡原子力発電所1号機で余熱除去系蒸気凝縮系配管が破損
	12	19	日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構を廃止した上で統合し独立行政法人を設置する方向で法案を提出する旨の「特殊法人等整理合理化計画」を閣議決定
平成14年(2002)	2	9	経済産業大臣、原子力施設立地地域の知事等が参加するシンポジウム「エネルギー・にっぽん国民会議in東京」を開催
	2	15	アメリカエネルギー省エイブラハム長官、2010年までに原子力発電所の新設を目指す「原子力2010」プログラムを発表
	2	15	新潟県柏崎市に資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所を設置
	3	19	地球温暖化対策推進本部が地球温暖化対策推進大綱を決定(見直し)
	5	24	フィンランドにて新規原子力発電所の建設を議会承認(欧州では1991年の発注以来の新規建設計画)
	5	27	福井県敦賀市に資源エネルギー庁若狭地域担当官事務所を設置
	6	1	福島県富岡町に資源エネルギー庁福島双葉地域担当官事務所を設置
	6	4	京都議定書を締結
	6	14	エネルギー政策基本法公布、施行
	7	1	原子力ポータルサイト「原子力情報ナビ」本格運用を開始
	7	4	検査データに不正のあったBNFL社製のMOX燃料を返還する輸送船が高浜を出港
	7	8	核燃料サイクル開発機構が、岐阜県瑞浪市において瑞浪超深地層研究所を着工
	7	23	アメリカでネバダ州ユッカマウンテンを高レベル放射性廃棄物の最終処分場とすることが決定(7月9日連邦議会承認、7月23日議会決議案に大統領が署名)
	8	29	東京電力(株)福島第一、福島第二、柏崎刈羽発電所の自主点検検査記録の不正記載が発覚
	9	19	次世代原子力システム研究開発に係る国際的な協力体制の構築を目的とする「第4世代原子力システム国際フォーラム」が東京で開催(～9.20)
	10	31	原子力安全規制法制検討小委員会中間報告を発表
	12	11	法定義務化された「定期自主検査」の導入、設備健全性評価の義務化を盛り込んだ改正電気事業法及び原子炉等規制法が成立
	12	18	独立行政法人原子力基盤整備機構の設立根拠となる独立行政法人原子力基盤整備機構法が成立
	12	19	原子力発電環境整備機構が、高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域の公募を全国の市町村を対象に開始
	12	19	資源エネルギー庁、首都圏における節電キャンペーンを開始
	12	26	高速増殖炉「もんじゅ」の設置変更許可
平成15年(2003)	1	10	北朝鮮、核兵器不拡散条約(NPT)脱退を宣言

年月日	内容
1.27	名古屋高等裁判所金沢支部、高速増殖炉「もんじゅ」の原子炉設置許可処分無効確認等請求訴訟で国側敗訴の判決(国は1月31日に最高裁判所に上訴)
3. 2	「エネルギー・にっぽん国民会議in大阪」を開催
3.29	核燃料サイクル開発機構新型転換炉「ふげん」発電所の運転終了
4.15	東京電力(株)所有のすべての原子力発電所が運転停止状態に(5月9日に柏崎刈羽原子力発電所6号機が運転再開)
5. 8	経済産業省、第1回関東圏電力需給対策本部を設置し、「平成15年夏期に向けた電力需給対策について」を決定(5月9日から夏季に向けた節電キャンペーンを開始)
5. 9	長期固定電源(原子力、水力、地熱等)の重点的支援、運転段階への支援の明確化、ソフト的事業への支援を盛り込んだ改正発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法が成立
5.19	青森県六ヶ所村に資源エネルギー庁青森原子力産業立地調整官事務所六ヶ所連絡室を設置
7. 2	北海道電力(株)、泊発電所3号機の増設について、経済産業省の許可
7.11	核燃料サイクル開発機構が、北海道幌延町において深地層研究施設を着工
7.23	青森県むつ市、使用済燃料中間貯蔵施設の立地を東京電力(株)に要請
7.25	経済産業省、第2回関東圏電力需給対策本部において、需給はバランスする見通しと表明
7.30	東京電力(株)東通原子力発電所1・2号機新設に係る環境影響評価書の届出
8. 5	原子力委員会が「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」公表
8.19	原子力委員会が「核燃料サイクルについて」公表
9.19	「原子力二法人の統合に関する報告書」が取りまとめられ、原研・サイクル機構統合に関する基本方針が決定
9.30	核燃料サイクル開発機構 新型転換炉開発業務を終了したと原子力委員会に報告 核燃料サイクル開発機構 新型転換炉開発業務の終了
10. 1	原子力安全規制の抜本的強化を図るため関係規程を改正
10. 1	独立行政法人 原子力安全基盤機構 発足
10. 7	政府、「エネルギー基本計画」を閣議決定。同日、国会に報告
10.24	日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、「日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構との統合・新法人設立準備に係る推進体制に関する協力協定」の締結
11.26	平成15年度原子力総合防災訓練実施 (佐賀)
12. 5	中部電力(株)、北陸電力(株)、関西電力(株)の3社、電力需要の伸び悩み等の理由により珠洲原子力発電所建設計画の凍結を表明
12.17	加工事業、再処理事業、廃棄事業及び研究開発段階にある発電用原子炉に係る重要施設における保安管理(テロ対策)の徹底
12.19	原子力委員会、約5年半ぶりに2003年度版原子力白書を発表
12.24	東北電力(株)、新潟県巻町に計画していた巻原子力発電所の建設計画撤回を表明
平成16年(2004)	1.28 原子力委員会、次期長期計画を検討するための第1回「長期計画についてご意見を聴く会」を開催
1.30	高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏洩対策等に係る「設工認変更申請」許可
2. 5	原子力安全・保安院、関西電力(株)から提出されていたMOX燃料調達に関する品質保証の改善状況を検討評価 東北電力(株)、巻原子力発電所の原子炉設置許可申請の取下げ
2. 6	電源立地地域対策交付金交付規則制定

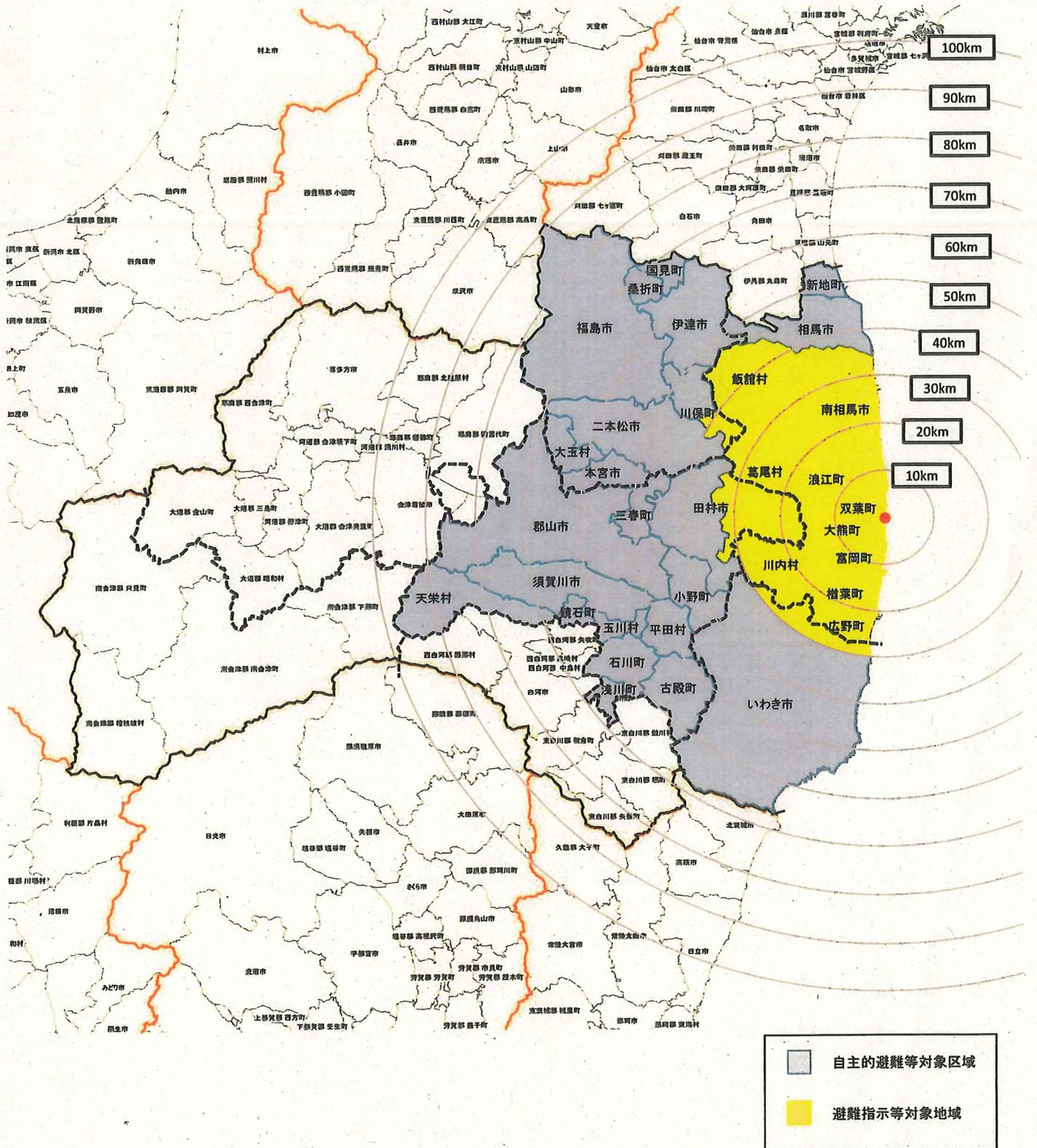
- | 年 | 月 | 日 | 内容 |
|-------------|----|----|--|
| | 2 | 18 | 東京電力(株)、使用済燃料中間貯蔵施設「リサイクル燃料備蓄センター」の立地協力を、青森県及びむつ市に要請 |
| | 3 | 15 | 福井県(西川一誠知事)、関西電力(株)高浜発電所3・4号機で予定されているプルサーマル計画再開を了承
日本原子力発電(株)敦賀原子力発電所3・4号機増設計画の国への原子炉設置許可申請も了承する意向を表明 |
| | 3 | 18 | 電源開発(株)が大間原子力発電所の原子炉設置許可を申請(全炉心にMOX燃料を使用) |
| | 3 | 30 | 日本原子力発電(株)、我が国初の改良型加圧水炉(APWR)となる敦賀原子力発電所3・4号機の原子炉設置変更許可を経済産業大臣に申請 |
| | 4 | 19 | 高温工学試験研究炉(HTR)が950℃の高温ガス取出しに成功 |
| | 4 | 26 | 新型転換炉「ふげん」が、米国原子力学会「ランドマーク賞」受賞(授与式) |
| | 4 | 28 | 九州電力(株)、2010年までに玄海原子力発電所3号機でプルサーマル計画を実施することを決定 |
| | 5 | 24 | 高速実験炉「常陽」が、高性能照射用炉心(MK-Ⅲ炉心)での本格運転を開始 |
| | 5 | 28 | 九州電力(株)が玄海原子力発電所の原子炉設置変更許可を申請(3号炉におけるMOX燃料の使用) |
| | 6 | 21 | 原子力委員会「第1回新計画策定会議」を開催 |
| | 7 | 22 | 英国エネルギー法案成立(国内の原子力遺産を管理するデコミッショニング機関(NDA)の設立等を定める。) |
| | 7 | 29 | 原子力安全委員会、「原子力の重点安全研究計画」の策定 |
| | 8 | 9 | 関西電力(株)美浜発電所3号機でタービン建屋内の復水配管が破損 |
| | 9 | 14 | IAEA、日本政府に対し「統合保障措置」を15日から通用すると通知、これにより我が国への査察頻度は大幅減へ |
| | 9 | 27 | 原子力安全・保安院、関西電力(株)美浜発電所3号機2次系配管破損事故に関する中間取りまとめを発表 |
| | 10 | 12 | 政府、日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構を統合する独立行政法人 日本原子力研究開発機構法案を閣議決定 |
| | 11 | 1 | 四国電力(株)が伊方発電所の原子炉設置変更許可を申請(3号炉におけるMOX燃料の使用) |
| | 11 | 12 | 原子力委員会新計画策定会議、「核燃料サイクル政策についての中間取りまとめ」を作成 |
| | 11 | 22 | 青森県、六ヶ所村、日本原燃(株)の三者、六ヶ所再処理工場のウラン試験に係わる安全協定に調印 |
| | 11 | 26 | 独立行政法人 日本原子力研究開発機構法が参議院本会議で可決、成立 |
| | 12 | 21 | 日本原燃(株)六ヶ所再処理工場でウラン試験開始 |
| 平成17年(2005) | 1 | 11 | 韓国産業資源部、初の改良型韓国標準型炉(KSNP+)となる新古里原子力発電所1、2号機の建設を承認 |
| | 1 | 18 | 中部電力(株)浜岡原子力発電所5号機が営業運転開始。発電出力では我が国最大 |
| | 2 | 16 | 京都議定書の発効 |
| | 2 | 28 | 第四世代原子力システムに関する国際フォーラム(GIF)に参加するアメリカ、フランス、イギリス、日本、カナダ5ヵ国が第四世代原子力システムに関する研究開発の協力枠組協定に調印 |
| | 3 | 1 | 関西電力(株)と三菱重工業(株)は、美浜発電所3号機2次系配管破損事故に関する再発防止報告書を原子力安全・保安院に提出 |
| | 3 | 28 | 2030年のエネルギー需給見通し(答申)を取りまとめる |

年 月 日	事 件
3.30	原子力安全・保安院「関西電力(株)美浜発電所3号機2次系配管破損事故について(最終報告書)」を取りまとめる
3.31	インドが原子力安全条約を批准、批准文書をIAEAに寄託
4.11	原子力安全条約第3回検討会合開催(～4.22、ウィーン)
4.13	国連総会、「核テロリズム行為の防止に関する国際条約」を採択
4.19	青森県及び六ヶ所村と日本原燃(株)が「MOX燃料加工施設の立地への協力に関する基本協定」を締結
4.20	日本原燃(株)がMOX燃料加工施設に係る加工事業許可を申請
4.28	「京都議定書目標達成計画」閣議決定
5. 2	第5回NPT再検討会議開催(～5.27、ニューヨーク)
5.13	「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」と「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」が成立
5.30	最高裁、上告審判決で高速増殖炉「もんじゅ」設置許可を無効とした二審判決を破棄
6. 8	日本原燃(株)再処理工場貯蔵プールで漏水が発生
6. 9	中国電力(株)島根2号機のプルサーマル計画を2010年までに実施する方針を決定
6.14	IAEA定期理事会はエルバラダイ事務局長の3選を決定
6.23	北海道電力(株)、九州電力(株)の機密情報流出が明らかになる
6.27	国際熱核融合実験炉(ITER)本体の建設地がフランスのカダラッシュに決定
7.19	経済産業省原子力部会が4年ぶりに再開、原子力政策大綱の具体化策を検討
7.29	原子力委員会と原子力安全委員会は九州電力(株)のプルサーマル計画を認める方針を決定
7.29	原子力委員会「原子力政策大綱(案)」に対する意見募集を開始
8. 8	ブッシュ大統領、包括エネルギー法案(「2005年エネルギー政策法」)に署名。30年ぶりの原子力発電所の建設再開や次世代原子力発電炉開発を支援する法案
8.31	原子力安全・保安院「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の充実にについて」を取りまとめる
9. 7	九州電力(株)玄海原子力発電所の原子炉設置変更を許可(3号炉におけるMOX燃料の使用)
10. 1	独立行政法人 日本原子力研究開発機構 発足
10.11	原子力委員会は「原子力政策大綱」を決定
10.14	政府は、原子力委員会の「原子力政策大綱」を原子力政策に関する基本方針として尊重する旨を閣議決定
10.19	青森県ならびにむつ市、東京電力(株)、日本原子力発電(株)との間で「使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書」を締結
10.28	「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」を改訂
11.21	リサイクル燃料貯蔵(株)設立
平成18年(2006)	1. 6 電気事業者等によるプルトニウム利用計画の公表
	1.22 日本原燃(株)六ヶ所再処理工場においてウラン試験終了
	1.24 電気事業者等により公表されたプルトニウム利用計画における利用目的の妥当性を原子力委員会が評価
	3. 3 中部電力(株)が浜岡原子力発電所の原子炉設置変更許可を申請(4号炉におけるMOX燃料の使用)
	3.10 日本原子力発電(株)は東海発電所の廃止措置計画を原子力安全・保安院に認可申請

年	月	日	内容
	3	28	四国電力(株)伊方発電所原子炉設置変更許可(3号炉におけるMOX燃料の使用)
	3	31	日本原燃(株)六ヶ所再処理工場でアクティブ試験開始
	4	14	トルコにおける原子力発電所の建設計画を決定
	6	30	日本原子力発電(株)東海発電所の廃止措置計画を認可
	8	8	総合資源エネルギー調査会・原子力部会は「原子力立国計画」を報告するとともにそれに基づく「アクションプラン」を発表
	8	28	小泉総理がカザフスタンを訪問し、「原子力の平和利用の分野における協力の促進に関する覚書」を締結
	9	5	内閣府、文部科学省、経済産業省が我が国のプルトニウムの管理状況を公表
	9	13	二階経産相が東京電力(株)東通原子力発電所1・2号機を「重要電源開発地点」に指名
	9	19	原子力安全委員会「発電用原子炉施設の耐震設計審査指針」等を改訂
	9	29	東京電力(株)東通原子力発電所1号機の原子炉設置許可を経済産業大臣へ申請
	10	13	愛媛県と伊方町は四国電力(株)伊方原子力発電所3号機におけるブルサーマル計画を了承
	10	23	中国電力(株)が島根原子力発電所の原子炉設置変更許可を申請(2号炉におけるMOX燃料の使用)
	10	23	日本原子力産業会議が原子力産業に携わる者一人ひとりの行動の指針として「原子力産業安全憲章」を制定
	11	7	日本原子力研究開発機構は新型転換炉「ふげん」の廃止措置計画を原子力安全・保安院に認可申請
	11	14	原子力委員会が高速増殖炉(FBR)サイクル技術の今後10年程度の研究開発に関する基本方針を決定
	12	27	「FBRサイクル実証プロセスへの円滑移行に関する5者協議会」がFBR実証炉の基本設計開始までの研究開発体制に関する方針を決定
平成19年(2007)	1	10	関西電力(株)美浜発電所3号機が再起動
	2	23	電気事業連合会が日本原燃(株)六ヶ所再処理工場のプルトニウム利用計画を発表
	3	9	エネルギー基本計画の改定が閣議決定
	3	22	リサイクル燃料貯蔵(株)リサイクル燃料備蓄センター事業許可を申請
	3	28	原子力環境整備機構の高知県東洋町における文献調査の事業計画変更届を認可
	4	20	原子力安全・保安院、発電設備の総点検に関する評価と今後の対応等について取りまとめ、公表
	5	8	FBR開発で5者が原子力委員会に中間論点等報告
	5	12	東北電力(株)女川原子力1号機が1年9ヵ月ぶり再起動
	5	23	原子力機構がもんじゅでナトリウム充填作業開始
	6	1	原産協会が原子力発電所の隠蔽・改ざんを受け提言
	7	4	中部電力(株)浜岡原子力発電所の原子炉設置変更を許可(4号炉におけるMOX燃料の使用)
	7	6	東北電力(株)女川原子力1号機が発電を再開
	7	16	新潟県中越沖地震で東電・柏崎刈羽全号機が運転停止
	7	31	中越沖地震による原子力施設の調査・対策委が初会合
	8	6~9	IAEAが東電・柏崎刈羽原子力への地震の影響調査
	8	20	耐震バックチェック実施計画の見直しで報告書 電源開発(株)大間原子力発電所の着工を延期
	9	12	放射性廃棄物小委が最終処分事業で中間取りまとめ
	11	5	原燃が高レベル放射性廃棄物のガラス固化体製造開始

年	月日	内 容
	12.11	第2再処理工場の検討に関する中核機関に原子力機構
平成20年(2008)	2.12	日本原子力研究開発機構新型転換炉「ふげん」の廃止措置計画を認可
	1.28~2.1	IAEAによる東電・柏崎刈羽原子力への地震の影響の第1次フォローアップ調査
	4.23	電源開発(株)大間原子力発電所の原子炉設置を許可(全炉心にMOX燃料を使用)
	6.19~6.21	原子力発電所における耐震安全性、大地震からの教訓に関するIAEA国際ワークショップ(新潟県柏崎市にて開催)
	9.3	日中韓原子力安全上級規制者会合(TRM)設立
	10.28	中国電力(株)島根原子力発電所の原子炉設置変更を許可(2号炉におけるMOX燃料の使用)
	11.6	東北電力(株)が女川原子力発電所の原子炉設置変更許可を申請(3号炉におけるMOX燃料の使用)
	12.1~12.5	IAEAによる東電・柏崎刈羽原子力への地震の影響の第2次フォローアップ調査
平成21年(2009)	1.1	原子力発電所に対する新しい検査制度が施行
	1.30	中部電力(株)浜岡原子力発電所1,2号機営業運転停止
	2.13	経済産業省は柏崎刈羽原子力発電所7号機の起動につき安全上の問題はないと判断
	3.9	北海道電力(株)が泊発電所の原子炉設置変更許可を申請(3号炉におけるMOX燃料の使用)
	4.23	最高裁決定により東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求訴訟について国側勝訴の判決が確定
	5.9	東京電力(株)柏崎刈羽7号機の起動試験開始 経済産業省は柏崎刈羽原子力発電所6号機の起動につき安全上の問題はないと判断
	8.26	東京電力(株)柏崎刈羽6号機の起動試験開始
	9.22	鳩山首相、国連演説で温室効果ガス25%削減表明
	10.18	九州電力(株)玄海原子力発電所3号機へのMOX燃料装填終了
	11.18	中部電力(株)浜岡原子力発電所1,2号機の廃止措置計画を認可
	12.2	九州電力(株)玄海原子力発電所3号機で国内初のプルサーマル発電による運転開始
	12.7	気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)(コペンハーゲン)(~12.19)
	12.18	中国電力(株)上関原子力発電所の原子炉設置許可を申請
	12.22	北海道電力(株)泊発電所3号機が営業運転開始
	12.28	東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所7号機が営業運転再開
平成22年(2010)	1.8	東北電力(株)女川原子力発電所の原子炉設置変更を許可(3号炉におけるMOX燃料の使用)
	1.19	東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所6号機が営業運転再開
	3.17~3.19	IAEA国際耐震安全センター/原子力発電施設の耐震安全性に関する国際ワークショップ(新潟県柏崎市にて開催)
	3.30	四国電力(株)伊方原子力発電所3号機でプルサーマル発電による運転開始
	5.6	日本原子力研究開発機構「もんじゅ」が14年5ヶ月ぶりに試運転を再開
	5.13	日本原燃(株)MOX燃料加工施設の事業を許可
	5.13	リサイクル燃料貯蔵(株)リサイクル燃料備蓄センターの事業を許可
	6.14	原子力発電所の保安活動総合評価(試行)の実施結果を公表

中間指針追補における対象区域



※背景地図は国土地理院提供によるもの。

各市町村の環境放射能測定結果の推移①

自主的避難等対象区域等の月末時点(2月は2月16日)の線量推移は以下のとおり。

東北地方

単位:μ Gy/h≒μ Sv/h(マイクログレイ/時間≒マイクロシーベルト/時間)

測定月日	福島市				川俣町		二本松市		
	福島市役所	農業総合センター 果樹研究所(福島市)	福島西IC	ふくしま自治研修センター	川俣町役場	川俣町山木屋郵便局	二本松市役所	二本松市 稗和支所	二本松市田沢 養会場
福島第一原発からの方向及び距離	北西 約62Km	北西 約68Km	西北西 約64Km	西北西 約67Km	北西 約47Km	西北西 約38Km	西北西 約56Km	西北西 約44Km	西北西 約37Km
3月31日	2.61	1.54	1.93	0.64	1.7	4.47	3.3	1.64	
4月30日	1.49	0.86	1.09	0.51	0.74		1.52	0.77	
5月31日	1.36	0.8	0.65	0.41	0.72			0.64	
6月30日	1.05	0.68	0.53	0.4	0.67			0.63	0.49
7月31日	1.08	0.5	0.51	0.29	0.56			0.54	0.42
8月31日	0.99	0.62	0.45	0.36	0.53			0.52	0.4
9月30日	0.93	0.6	0.51	0.34	0.57			0.48	0.4
10月31日	1.18	0.6	0.49	0.35	0.7			0.6	0.51
11月30日	1.16	0.58	0.48	0.34	0.71			0.6	0.5
12月31日	1.12	0.53	0.49	0.34	0.67			0.58	0.49
1月31日	1.06	0.44	0.31	0.23	0.57			0.52	0.37
2月16日	1.08	0.58	0.36	0.27	0.57			0.52	0.4

測定月日	伊達市				本宮市		桑折町		国見町	大玉村	
	伊達市役所	伊達市小国ふれあいセンター	伊達市・下小国中央集会場	伊達市豊山パークینگ	伊達市月館相殿公民館	本宮市役所	本宮市役所白沢総合支所	本宮市役所旧白沢総合支所	福島北警察署桑折分庁舎	国見町役場	大玉村役場
福島第一原発からの方向及び距離	北西 約60Km	北西 約55Km	北西 約55Km	北西 約48Km	北西 約47Km	西 約57Km	西 約52Km	西 約53Km	北西 約66Km	北西 約66Km	西北西 約60Km
3月31日	2.25					2.11			2.1	1.15	1.63
4月30日	1.21					1.06			1.28	0.69	0.68
5月31日	1.06					0.83			0.98	0.55	0.62
6月30日		1.97	1.79	2.18	2.16		0.81	0.9	0.83	0.51	0.58
7月31日		1.51	1.31	1.52	1.69		0.62	0.76	0.67	0.39	0.49
8月31日		1.95	1.55	1.94	2.15		0.57	0.63	0.85	0.48	0.47
9月30日		1.86	1.46	1.9	2.11		0.52	0.6	0.8	0.44	0.47
10月31日		1.8	1.44	1.8	2.13		0.62	0.74	0.82	0.44	0.54
11月30日		1.81	1.46	1.8	2.02		0.61	0.76	0.79	0.43	0.52
12月31日		1.58	1.25	1.68	2.04		0.59	0.76	0.79	0.4	0.49
1月31日		1.21	0.84	1.25	1.52		0.5	0.65	0.61	0.3	0.34
2月16日		1.29	0.9	1.33	1.59		0.5	0.65	0.71	0.35	0.4

県中地方

単位:μ Gy/h≒μ Sv/h(マイクログレイ/時間≒マイクロシーベルト/時間)

測定月日	郡山市				須賀川市			三春町	小野町	
	郡山市役所	福島県農業総合センター	ビッグバレットふくしま	郡山市立田母神小学校	郡山市逢瀬行政センター	須賀川市役所	須賀川市役所長沼支所	須賀川市役所岩瀬支所	三春町役場	小野町役場
福島第一原発からの方向及び距離	西 約60Km	西 約57Km	西 約58Km	西南西 約46Km	西 約68Km	西南西 約60Km	西南西 約74Km	西南西 約68Km	西 約48Km	西南西 約39Km
3月31日	2.12	1.88	1.34	1	1.2	0.43			0.53	0.19
4月30日	1.33	1.51	0.78	0.3	0.7	0.3			0.45	0.15
5月31日	1.14	1.36	0.68	0.2	0.7	0.28			0.35	0.12
6月30日	1.07	1.24	0.58	0.25	0.65	0.28	1.06	1.19	0.33	0.13
7月31日	0.89	1.1	0.49	0.21	0.61	0.23	0.97	1.07	0.32	0.11
8月31日	0.82	1.03	0.46	0.21	0.54	0.22	0.94	0.98	0.28	0.1
9月30日		1	0.54	0.21	0.51		0.89	0.94	0.27	0.1
10月31日		0.98	0.53	0.21	0.47		0.85	0.85	0.28	0.1
11月30日		0.96	0.52	0.21	0.48		0.83	0.89	0.28	0.1
12月31日		0.91	0.5	0.2	0.44		0.84	0.84	0.28	0.1
1月31日		0.78	0.46	0.16	0.33		0.61	0.66	0.22	0.09
2月16日		0.83	0.46	0.17	0.39		0.79	0.77	0.23	0.09

測定月日	鏡石町	天栄村	石川町	玉川村	浅川町	平田村	古殿町
	鏡石町役場	天栄村役場	石川町役場	玉川村役場	浅川町役場	平田村役場	古殿町役場
福島第一原発からの方向及び距離	西南西 約64Km	西南西 約72Km	西南西 約60Km	西南西 約60Km	南西 約67Km	西南西 約47Km	南西 約56Km
3月31日	0.49	1.72	0.21	0.28	0.24	0.23	0.24
4月30日	0.34	1.26	0.15	0.2	0.22	0.22	0.22
5月31日	0.29	1	0.14	0.2	0.2	0.2	0.2
6月30日	0.26	0.89	0.14	0.19	0.19	0.17	0.17
7月31日	0.26	0.9	0.12	0.18	0.17	0.17	0.17
8月31日	0.21	0.81	0.11	0.17	0.17	0.15	0.15
9月30日	0.22	0.78	0.11	0.16	0.16	0.15	0.15
10月31日	0.2	0.67	0.1	0.17	0.15	0.16	0.16
11月30日	0.21	0.72	0.12	0.16	0.16	0.16	0.16
12月31日	0.23	0.71	0.1	0.16	0.15	0.16	0.15
1月31日	0.16	0.53	0.1	0.15	0.13	0.15	0.16
2月16日	0.19	0.54	0.1	0.14	0.13	0.14	0.14

出典:福島県災害対策本部

各市町村の環境放射能測定結果の推移-②

相双地方

単位: μ Gy/h \equiv μ Sv/h (マイクログレイ/時間 \equiv マイクロシーベルト/時間)

測定月日	相馬市				南相馬市		新地町
	相馬市役所	相馬市役所玉野出張所	相馬市山上公民館	相馬港2号埠頭	南相馬市役所鹿島区役所	南相馬市鹿島区榎原公民館	新地町役場
福島第一原発からの方向及び距離	北北西 約42Km	北西 約47Km	北北西 約42Km	北 約47Km	北 約31Km	北北西 約32Km	北北西 約51Km
3月31日	0.65						0.45
4月30日	0.4						0.29
5月31日	0.29						0.19
6月30日	0.25	1.39	0.36	0.16	0.34	1.91	0.21
7月31日	0.21	0.99	0.32	0.18	0.31	1.8	0.2
8月31日	0.19	1.29	0.3	0.19	0.29	1.84	0.19
9月30日	0.2	1.23	0.3	0.16	0.27	1.84	0.19
10月31日	0.19	1.19	0.29	0.15	0.28	1.8	0.17
11月30日	0.2	1.16	0.28	0.15	0.28	1.74	0.17
12月31日	0.19	1	0.28	0.16	0.32	1.76	0.17
1月31日	0.18	0.74	0.26	0.12	0.29	1.7	0.16
2月16日	0.17	0.7	0.26	0.12	0.28	1.65	0.16

いわき地方

単位: μ Gy/h \equiv μ Sv/h (マイクログレイ/時間 \equiv マイクロシーベルト/時間)

測定月日	いわき市									
	いわき市三和支所	いわき市小川支所	いわき市勿来支所	いわき市田人支所	いわき市小名浜支所	小名浜藤原埠頭	いわき市四倉支所	JR久ノ浜駅	いわき市中央台南小学校	いわき市中央台南小学校
福島第一原発からの方向及び距離	南西 約44Km	南南西 約36Km	南南西 約61Km	南南西 約60Km	南南西 約53Km	南南西 約57Km	南 約35Km	南 約31Km	南 約27Km	南南西 約48Km
3月31日	0.44	0.51	0.44	1.46	0.39	0.54	0.78	1.13		
4月30日	0.11	0.2	0.16	0.48	0.16	0.16	0.28	0.62		
5月31日	0.2	0.16	0.12	0.39	0.16	0.14	0.26	0.59		0.28
6月30日	0.16	0.12	0.09	0.28	0.11	0.1	0.19	0.33	0.35	0.18
7月31日	0.16	0.14	0.1	0.3	0.12	0.11	0.22	0.36	0.39	0.2
8月31日	0.17	0.14	0.09	0.31	0.13	0.11	0.22	0.36	0.38	0.19
9月30日	0.16	0.13	0.09	0.31	0.12	0.12	0.23	0.34	0.36	0.19
10月31日	0.16	0.13	0.09	0.29	0.11	0.11	0.21	0.29	0.36	0.18
11月30日	0.16	0.14	0.09	0.29	0.11	0.11	0.22	0.32	0.36	0.18
12月31日	0.17	0.12	0.09	0.28	0.12	0.11	0.21	0.31	0.36	0.15
1月31日	0.14	0.13	0.09	0.26	0.11	0.1	0.21	0.27	0.34	0.15
2月16日	0.16	0.12	0.09	0.24	0.12	0.11	0.21	0.27	0.36	0.15

出典: 福島県災害対策本部

避難経路等一覧表(原告番号1)					
損害費目	種別	日付	原告番号1(避難時55歳)		
			経路	手段	損害額
(避難・移転交通費)	避難	H23.3.12	福島県 双葉郡富岡町 ↓ 京都市	公共交通機関	54,890
		~ H23.3.13			
	移転	H23.4.8	京都市 ↓ 京都市	公共交通機関	
	移転	H23.7.9	京都市 ↓ 京都市	公共交通機関	
小計					54,890
(一時帰宅費用)	一時帰宅	H27.3.15	京都市 ↓ 福島県 双葉郡富岡町	公共交通機関	29,100
		H27.3.17	福島県 双葉郡富岡町 ↓ 京都市	公共交通機関	
	小計				

避難経路等一覧表(原告番号2)														
損害費目	種別	日付	原告番号2-1(避難時43歳)			原告番号2-2(避難時48歳)			原告番号2-3(避難時6歳)			原告番号2-4(避難時9歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難・移転・避難交通費)	避難	H23.3.14 ~ H23.3.15	福島県郡山市 ↓ 大阪府	自家用車 公共交通機関	32,000				福島県郡山市 ↓ 大阪府	自家用車 公共交通機関	16,000	福島県郡山市 ↓ 大阪府	自家用車 公共交通機関	16,000
		H24.5	大阪府 ↓ 京都市	公共交通機関	4,800				大阪府 ↓ 京都市	公共交通機関	2,400	大阪府 ↓ 京都市	公共交通機関	2,400
	避難	H25.4				福島県郡山市 ↓ 京都市	自家用車	0						
	小計				36,800			0			18,400			18,400
(面会交流・一時帰宅)	面会交流①	H24.1				福島県郡山市 ↓ 大阪府	自家用車	27,200						
		H24.1				大阪府 ↓ 福島県郡山市	自家用車	27,200						
	面会交流②	H24.6				同上		27,200						
		H24.6				同上		27,200						
	面会交流③	H25.4				同上		27,200						
		H25.4				同上		27,200						
	小計				0			163,200			0			0

避難経路等一覧表(原告番号3)								
損害費目	種別	日付	原告番号3-1(避難時55歳)			原告番号3-2(避難時59歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.3.16	福島県 郡山市 ↓ 京都市	公共交通機関	3-2欄に 記載	福島県 郡山市 ↓ 京都市	公共交通機関	22,340
	小計		3-2欄に記載			22,340		
(一時帰宅交通費)	一時帰宅	H23.3	京都市 ↓ 福島県 郡山市	公共交通機関	68,766			
		H25.2	福島県 郡山市 ↓ 京都市	公共交通機関				
小計					68,766	0		

避難経路等一覧表(原告番号4)								
損害費目	種別	日付	原告番号4-1(避難時32歳)			原告番号4-2(避難時32歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.7.4	福島市 ↓ 京都市	公共交通機関	4-2欄に記載			
	避難	H23.7.19				福島市 ↓ 京都市	公共交通機関	43,200
	小計		4-2欄に記載			43,200		
(一時帰宅費用)	一時帰宅	H23.7 ~ H25.6	京都市 ↓ 福島市		166,400			
			福島市 ↓ 京都市					
	小計		166,400			0		

避難経路等一覧表(原告番号5)					
損害費目	種別	日付	原告番号5(避難時82歳)		
			経路	手段	損害額
(交通費・宿泊費) (避難交通費)	避難	H23.3.16	福島県 郡山市 ↓ 京都市	公共交通 機関	59,030
	小計			59,030	

避難経路等一覧表(原告番号6)											
損害費目	種別	日付	原告番号6-1(避難時29歳)			原告番号6-2(避難時34歳)			原告番号6-3(避難時胎児)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難・移転・交通費)	避難	H23.3.19	福島市 ↓ 埼玉県	自家用車	34,600	福島市 ↓ 埼玉県	自家用車	6-1欄に 記載	/		
	移転	H23.4.1	埼玉県 ↓ 埼玉県	自家用車		埼玉県 ↓ 埼玉県	自家用車				
	移転	H23.6.30	埼玉県 ↓ 京都市	自家用車		埼玉県 ↓ 京都市	自家用車				
	小計		34,600			6-1欄に記載					
(一時帰宅交通費)	一時帰宅	H23.3 ~ H23.6	埼玉県 ↓ 福島市	自家用車	121,400						
			福島市 ↓ 埼玉県	自家用車							
		H23.6 ~ H25.2	京都市 ↓ 福島市	自家用車							
			福島市 ↓ 京都市	自家用車							
	小計		121,400								

避難経路等一覧表(原告番号7)

損害費目	種別	日付	原告番号7-1(避難時45歳)			原告番号7-2(避難時11歳)			原告番号7-3(避難時12歳)			原告番号7-4(避難時67歳)			原告番号7-5(避難時37歳)			原告番号7-6(避難時8歳)			
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	
(避難 移動 交通費)	避難	H23.3.17	福島県 いわき市 ↓ 神奈川県 神奈川県 ↓ 福島県 いわき市	自家用車	11,200	福島県 いわき市 ↓ 神奈川県 神奈川県 ↓ 福島県 いわき市	自家用車	7-1欄に 記載	福島県 いわき市 ↓ 神奈川県 神奈川県 ↓ 福島県 いわき市	自家用車	7-1欄に 記載	福島県 いわき市 ↓ 神奈川県 神奈川県 ↓ 福島県 いわき市	自家用車	7-1欄に 記載	福島県 いわき市 ↓ 神奈川県 神奈川県 ↓ 福島県 いわき市	自家用車	7-1欄に 記載	福島県 いわき市 ↓ 神奈川県 神奈川県 ↓ 福島県 いわき市	自家用車	7-1欄に 記載	
		H23.3.26	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
	避難	H23.6.8				福島県 いわき市 ↓ 秋田県 秋田県 ↓ 福島県 いわき市	公共交通 機関	3,400	福島県 いわき市 ↓ 秋田県 秋田県 ↓ 福島県 いわき市	公共交通 機関	3,400	福島県 いわき市 ↓ 秋田県 秋田県 ↓ 福島県 いわき市	公共交通 機関	6,800	福島県 いわき市 ↓ 秋田県 秋田県 ↓ 福島県 いわき市	公共交通 機関	6,800	福島県 いわき市 ↓ 秋田県 秋田県 ↓ 福島県 いわき市	公共交通 機関	3,400	
		H24.2				秋田県 秋田県 ↓ 福島県 いわき市	公共交通 機関	3,400	秋田県 秋田県 ↓ 福島県 いわき市	公共交通 機関	3,400										
	避難	H24.3.29	福島県 いわき市 ↓ 京都市	公共交通 機関	10,400	福島県 いわき市 ↓ 京都市	公共交通 機関	5,200	福島県 いわき市 ↓ 京都市	公共交通 機関	5,200										
	小計					32,800			12,000			12,000			6,800			6,800			3,400
(面会 移動 交流 交通費)	面会交流 ①	H23.7	福島県 いわき市 ↓ 秋田県 秋田県 ↓ 福島県 いわき市	公共交通 機関	6,800																
		H23.7	同上	公共交通 機関	6,800																
	面会交流 ②	H23.8		同上	6,800																
		H23.8		同上	6,800																
	面会交流 ③	H23.9		同上	6,800																
		H23.9		同上	6,800																
	面会交流 ④	H23.10		同上	6,800																
		H23.10		同上	6,800																
	面会交流 ⑤	H23.11		同上	6,800																
		H23.11		同上	6,800																
	面会交流 ⑥	H23.12		同上	6,800																
H23.12			同上	6,800																	
面会交流 ⑦	H24.1		同上	6,800																	
	H24.1		同上	6,800																	
面会交流 ⑧	H24.2		同上	6,800																	
小計					108,800			0			0			0			0			0	

避難経路等一覧表(原告番号8)											
損害費目	種別	日付	原告番号8-1(避難時41歳)			原告番号8-2(避難時38歳)			原告番号8-3(避難時0歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.10.17	福島県郡山市 ↓ 京都市	自家用車	8,808	福島県郡山市 ↓ 京都市	自家用車	8-1欄に記載	福島県郡山市 ↓ 京都市	自家用車	8-1欄に記載
			小計			8,808	8-1欄に記載		8-1欄に記載		
	(一時帰宅費用)	一時帰宅	H23.10 ~ H23.12	京都市 ↓ 福島県郡山市	自家用車	93,777					
福島県郡山市 ↓ 京都市				自家用車							
小計			93,777	0		0					

避難経路等一覧表(原告番号9)														
損害費目	種別	日付	原告番号9-1(避難時45歳)			原告番号9-2(避難時24歳)			原告番号9-3(避難時18歳)			原告番号9-4(避難時16歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.3.12	福島市 ↓ 福島県 会津若松市	県内移動	4,000				福島市 ↓ 福島県 会津若松市	県内移動	4,000	福島市 ↓ 福島県 会津若松市	県内移動	4,000
		H23.3.14	福島県 会津若松市 ↓ 福島市	県内移動	4,000				福島県 会津若松市 ↓ 福島市	県内移動	4,000	福島県 会津若松市 ↓ 福島市	県内移動	4,000
	避難	H23.8.3 ~ H23.8.4	福島市 ↓ 京都市	公共交通機関	20,800				福島市 ↓ 京都市	公共交通機関	20,800	福島市 ↓ 京都市	公共交通機関	20,800
		避難	H23.8.21				福島県 会津若松市 ↓ 京都市	公共交通機関	0					
	小計					28,800			0			28,800		

避難経路等一覧表(原告番号10)											
損害費目	種別	日付	原告番号10-1(避難時37歳)			原告番号10-2(避難時47歳)			原告番号10-3(避難時8歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難・避難費用)	避難	H23.3.19	福島市 ↓ 千葉県	公共交通機関	12,000				福島市 ↓ 千葉県	公共交通機関	6,000
		H23.4.3	千葉県 ↓ 福島市	自家用車	14,400				千葉県 ↓ 福島市	自家用車	10-2欄に 記載
	避難	H23.4.11	福島市 ↓ 長野県	公共交通機関	16,000				福島市 ↓ 長野県	公共交通機関	8,000
	移転	H23.11.11	長野県 ↓ 京都市	公共交通機関	12,800				長野県 ↓ 京都市	公共交通機関	6,400
	小計				55,200						20,400
(面会交流交通費)	面会交流①	H23.4				福島市 ↓ 長野県	公共交通機関	16,000			
		H23.4				長野県 ↓ 福島市	公共交通機関	16,000			
	面会交流②	H23.5					同上	16,000			
		H23.5					同上	16,000			
	面会交流③	H23.6				福島市 ↓ 長野県	自家用車	18,400			
		H23.6				長野県 ↓ 福島市	自家用車	18,400			
	面会交流④	H23.7					同上	18,400			
		H23.7					同上	18,400			
	面会交流⑤	H23.8				福島市 ↓ 長野県	公共交通機関	16,000			
		H23.8				長野県 ↓ 福島市	公共交通機関	16,000			
	面会交流⑥	H23.9				福島市 ↓ 長野県	自家用車	18,400			
		H23.9				長野県 ↓ 福島市	自家用車	18,400			
	面会交流⑦	H23.10					同上	18,400			
		H23.10					同上	18,400			
	面会交流⑧	H23.11					同上	18,400			
		H23.11					同上	18,400			
	面会交流⑨	H23.12				福島市 ↓ 京都市	公共交通機関	20,800			
		H23.12				京都市 ↓ 福島市	公共交通機関	20,800			
	面会交流⑩	H24.1					同上	20,800			
		H24.1					同上	20,800			
	面会交流⑪	H24.2				東京都 ↓ 京都市	公共交通機関	15,200			
		H24.2				京都市 ↓ 福島市	公共交通機関	20,800			
	面会交流⑫	H24.3					同上	15,200			
		H24.3					同上	20,800			
面会交流⑬	H24.4					同上	15,200				
	H24.4					同上	20,800				
面会交流⑭	H24.5				福島市 ↓ 京都市	公共交通機関	20,800				
	H24.5				京都市 ↓ 福島市	公共交通機関	20,800				
面会交流⑮	H24.6					同上	20,800				
	H24.6					同上	20,800				
面会交流⑯	H24.7				東京都 ↓ 京都市	公共交通機関	15,200				
	H24.7				京都市 ↓ 福島市	公共交通機関	20,800				
面会交流⑰	H24.8				福島市 ↓ 京都市	公共交通機関	20,800				
	H24.8				京都市 ↓ 福島市	公共交通機関	20,800				
面会交流⑱	H24.9					同上	20,800				
	H24.9					同上	20,800				
面会交流⑲	H24.10					同上	20,800				
	H24.10					同上	20,800				
面会交流⑳	H24.11					同上	20,800				
	H24.11					同上	20,800				
面会交流㉑	H24.12					同上	20,800				
	H24.12					同上	20,800				
面会交流㉒	H25.1					同上	20,800				
	H25.1					同上	20,800				
面会交流㉓	H25.2					同上	20,800				
	H25.2					同上	20,800				
面会交流㉔	H25.3					同上	20,800				
	H25.3					同上	20,800				
	小計				0			923,200			0

避難経路等一覧表(原告番号11)																	
損害費目	種別	日付	原告番号11-1(避難時48歳)			原告番号11-2(避難時43歳)			原告番号11-3(避難時10歳)			原告番号11-4(避難時76歳)					
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額			
(避難・移転交通費)	避難・移転	H23.3.16	福島市 ↓ 山形県	自家用車	214,400	福島市 ↓ 山形県	自家用車	11-1の欄 に記載	福島市 ↓ 山形県	自家用車	11-1の欄 に記載	福島市 ↓ 山形県	自家用車	11-1の欄 に記載			
		H23.3.18	山形県 ↓ 福島市	自家用車		山形県 ↓ 北海道	公共交通機関		山形県 ↓ 北海道	公共交通機関		山形県 ↓ 北海道	公共交通機関		山形県 ↓ 北海道	公共交通機関	
		H23.4.8															
		H23.4.24				北海道 ↓ 福島市	公共交通機関			北海道 ↓ 福島市		公共交通機関					
	避難	H23.5.10				福島市 ↓ 福島県	県内移動			福島市 ↓ 福島県		県内移動		福島市 ↓ 福島県	県内移動		
		H23.7.24				喜多方市 ↓ 福島県	県内移動			喜多方市 ↓ 福島県		県内移動		喜多方市 ↓ 福島県	県内移動		
	避難	H23.8.23				福島市 ↓ 京都市	公共交通機関			福島市 ↓ 京都市		公共交通機関		福島市 ↓ 京都市	公共交通機関		
	小計			214,400			11-1の欄に記載			11-1の欄に記載			11-1の欄に記載				
	(一時立入費用・面会交流交通費)	面会交流①	H23.5	福島県 喜多方市 ↓ 福島市	県内移動	4,000											
			H23.5	福島市 ↓ 福島県	県内移動	4,000											
一時帰宅		H23.3 ~ H23.12				福島県 喜多方市 ↓ 福島市	県内移動	8,000	福島市 ↓ 福島県	県内移動							
						福島市 ↓ 福島県	県内移動										
面会交流②		H23.5	同上		4,000												
		H23.5	同上		4,000												
面会交流③		H23.6	同上		4,000												
		H23.6	同上		4,000												
面会交流④		H23.6	同上		4,000												
		H23.6	同上		4,000												
面会交流⑤		H23.6	同上		4,000												
		H23.6	同上		4,000												
面会交流⑥		H23.6	同上		4,000												
		H23.6	同上		4,000												
面会交流⑦		H23.7	同上		4,000												
		H23.7	同上		4,000												
面会交流⑧		H23.7	同上		4,000												
		H23.7	同上		4,000												
面会交流⑨		H23.9	福島市 ↓ 京都市	自家用車	22,400												
		H23.9	京都市 ↓ 福島市	自家用車	22,400												
面会交流⑩	H23.11	同上		22,400													
	H23.11	同上		22,400													
面会交流⑪	H23.11	同上		22,400													
	H23.11	同上		22,400													
面会交流⑫	H24.1	福島市 ↓ 京都市	公共交通機関	20,800													
	H24.1	京都市 ↓ 福島市	公共交通機関	20,800													
面会交流⑬	H24.2	同上		20,800													
	H24.2	同上		20,800													
面会交流⑭	H24.3	同上		20,800													
	H24.3	同上		20,800													
面会交流⑮	H24.4	同上		20,800													
	H24.4	同上		20,800													
面会交流⑯	H24.6	同上		20,800													
	H24.6	同上		20,800													
面会交流⑰	H24.7	同上		20,800													
	H24.7	同上		20,800													
面会交流⑱	H24.8	同上		20,800													
	H24.8	同上		20,800													
小計			489,600			8,000			0			0					

避難経路等一覧表(原告番号12)														
損害費目	種別	日付	原告番号12-1(避難時51歳)			原告番号12-2(避難時46歳)			訴外【12-1,2】の長男(避難時15歳)			訴外【12-1,2】の次男(避難時13歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難・移動・移転交通費)	避難・移転	H23.3.14	福島市 ↓ 京都市	自家用車 公共交通機関	20,800	福島市 ↓ 京都市	自家用車 公共交通機関	20,800	福島市 ↓ 京都市	自家用車 公共交通機関	20,800	福島市 ↓ 京都市	自家用車 公共交通機関	20,800
		H23.3.31				京都市 ↓ 福島市	公共交通機関	20,800	京都市 ↓ 北海道	公共交通機関	20,800			
		H23.4.1												
		H23.4.5	京都市 ↓ 福島市	公共交通機関	20,800							京都市 ↓ 福島市	公共交通機関	20,800
	避難	H23.9.25	福島市 ↓ 京都市	自家用車	22,400							福島市 ↓ 京都市	自家用車	12-1の欄 に記載
	小計				64,000			41,600			41,600			41,600
一時立入(面会交流交通費)	面会交流①	H23.12				京都市 ↓ 福島市	自家用車	22,400						
		H24.1				福島市 ↓ 京都市	自家用車	22,400						
	面会交流②	H24.3					同上	22,400						
		H24.4					同上	22,400						
	面会交流③	H24.8					同上	22,400						
		H24.8					同上	22,400						
	面会交流④	H24.12					同上	22,400						
		H25.1					同上	22,400						
	面会交流⑤	H25.8					同上	22,400						
		H25.8					同上	22,400						
小計				0			224,000			0			0	

避難経路等一覧表(原告番号13)											
損害費目	種別	日付	原告番号13-1(避難時38歳)			原告番号13-2(避難時36歳)			原告番号13-3(避難時4歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.5.26	茨城県 つくば市 ↓ 京都市	自家用車	0	茨城県 つくば市 ↓ 京都市	自家用車	0	茨城県 つくば市 ↓ 京都市	自家用車	0
			小計			0	0			0	

避難経路等一覧表(原告番号14)														
損害費目	種別	日付	原告番号14-1(避難時21歳)			原告番号14-2(避難時21歳)			原告番号14-3(避難時胎児)			原告番号14-4(避難時1歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.5.12	福島県郡山市 ↓ 京都市	自家用車	22,400									
	避難	H23.5.13				福島県郡山市 ↓ 京都市	公共交通機関	20,800				福島県郡山市 ↓ 京都市	公共交通機関	0
	小計				22,400			20,800						0

避難経路等一覧表(原告番号15)														
損害費目	種別	日付	原告番号15-1(避難時30歳)			原告番号15-2(避難時10歳)			原告番号15-3(避難時28歳)			原告番号15-4(避難時20歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H24.2.24	福島県 大沼郡 会津美里町 ↓ 京都市	公共交通 機関	19,670	福島県 大沼郡 会津美里町 ↓ 京都市	公共交通 機関	9,835						
	避難	H24.4.5							福島県 大沼郡 会津美里町 ↓ 京都市	公共交通 機関	0	福島県 大沼郡 会津美里町 ↓ 京都市	公共交通 機関	0
	小計					19,670			9,835			0		

避難経路等一覧表(原告番号16)								
損害費目	種別	日付	原告番号16-1(避難時39歳)			原告番号16-2(避難時3歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
移動費用(交通費) (避難交通費)	避難	H23.3.19	福島市 ↓ 新潟県	自家用車	11,200	福島市 ↓ 新潟県	自家用車	16-1欄に 記載
		H23.3.22	新潟県 ↓ 福島県 二本松市	自家用車	11,200	新潟県 ↓ 福島県 二本松市	自家用車	16-1欄に 記載
	避難	H23.11.9	福島市 ↓ 京都市	自家用車	22,400	福島市 ↓ 京都市	自家用車	16-1欄に 記載
	小計				44,800			16-1欄に 記載

避難経路等一覧表(原告番号17)								
損害費目	種別	日付	原告番号17-1(避難時38歳)			原告番号17-2(避難時8歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
移動費用 (避難交通費)	避難	H23.7.20	福島市 ↓ 京都市	公共交通 機関	20,800	福島市 ↓ 京都市	公共交通 機関	10,400
		H23.7.21	京都市 ↓ 福島市	公共交通 機関	20,800			
	避難	H24.3.14	福島市 ↓ 京都市	公共交通 機関	20,800			
	小計				62,400			10,400
(面会 交流会 交通費)	面会交流	H23.7 ~ H24.12	福島市 ↓ 京都市	公共交通 機関	716,800			
			京都市 ↓ 福島市	公共交通 機関				
	小計				716,800			0

避難経路等一覧表(原告番号18)					
損害費目	種別	日付	原告番号18(避難時39歳)		
			経路	手段	損害額
(移動交通費) (避難交通費)	避難	H23.3.12	福島県 南相馬市 ↓ 福島市	自家用車	46,000
	避難	H23.4.2	福島市 ↓ 京都市	自家用車	
	小計				46,000
(一時帰宅交通費) (一時立入費用)	一時帰宅	H23.3	福島市 ↓ 福島県 南相馬市	自家用車	79,000
		H23.3	福島県 南相馬市 ↓ 福島市	公共交通機関	
	一時帰宅	H23.3	福島市 ↓ 福島県 南相馬市	自家用車	
		H23.3	福島県 南相馬市 ↓ 福島市	公共交通機関	
	小計				

避難経路等一覧表(原告番号19)																
損害費目	種別	日付	原告番号19-1(避難時30歳)			原告番号19-2(避難時34歳)			原告番号19-3(避難時6歳)			原告番号19-4(避難時4歳)				
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額		
(避難移動費用)	避難	H23.4.20	福島県郡山市 ↓ 京都市	無料バス	0				福島県郡山市 ↓ 京都市	無料バス	0			福島県郡山市 ↓ 京都市	無料バス	0
	避難	H27.4				福島県郡山市 ↓ 京都市	無料バス	0								
	小計				0			0			0					0
(避難費用(面会交流交通費))	面会交流①	H23.8				福島県郡山市 ↓ 京都市	公共交通機関	20,800								
		H23.8				福島県郡山市 ↓ 京都市	自家用車	22,400								
	面会交流②	H23.12				福島県郡山市 ↓ 京都市	公共交通機関	20,800								
		H24.1				福島県郡山市 ↓ 京都市	公共交通機関	20,800								
	面会交流③	H24.4				同上		20,800								
		H24.4				同上		20,800								
	面会交流④	H24.7				福島県郡山市 ↓ 京都市	自家用車	22,400								
		H24.7				福島県郡山市 ↓ 京都市	自家用車	22,400								
	面会交流⑤	H24.8				福島県郡山市 ↓ 京都市	公共交通機関	20,800								
		H24.8				福島県郡山市 ↓ 京都市	公共交通機関	20,800								
	面会交流⑥	H24.12				同上		20,800								
		H25.1				同上		20,800								
	(一時帰宅費用)	一時帰宅	H24.1~ H25.3	京都市 ↓ 福島県郡山市	自家用車	377,600										
			福島県郡山市 ↓ 京都市	公共交通機関												
小計					377,600			254,400			0					0

避難経路等一覧表(原告番号20)

損害費目	種別	日付	原告番号20-1(避難時39歳)			原告番号20-2(避難時42歳)			原告番号20-3(避難時16歳)			原告番号20-4(避難時13歳)			原告番号20-5(避難時11歳)			原告番号20-6(避難時6歳)			原告番号20-7(避難時71歳)			原告番号20-8(避難時68歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.3.24	福島市 ↓ 埼玉県	自家用車	平成23 年分 費用				福島市 ↓ 埼玉県	自家用車	20-1欄 に記載	福島市 ↓ 埼玉県	自家用車	20-1欄 に記載	福島市 ↓ 埼玉県	自家用車	20-1欄 に記載	福島市 ↓ 埼玉県	自家用車	20-1欄 に記載						
		H23.4.5	埼玉県 ↓ 福島市	自家用車		埼玉県 ↓ 福島市	自家用車	福島市 ↓ 福島市	自家用車	福島市 ↓ 福島市		自家用車	福島市 ↓ 福島市		自家用車											
	避難	H24.1.4	福島市 ↓ 京都市	公共交通 機関	20,800				福島市 ↓ 京都市	公共交通 機関	20,800	福島市 ↓ 京都市	公共交通 機関	10,400	福島市 ↓ 京都市	公共交通 機関	10,400									
	小計			20,800			0			20-1欄に記載			20,800			10,400			10,400			0			0	
(面会交流交通費)	面会交流	H24.1 ~ H25.12	福島市 ↓ 京都市	公共交通 機関	992,378																					
			京都市 ↓ 福島市	公共交通 機関																						
	小計			992,378			0			0			0			0			0			0			0	

避難経路等一覧表(原告番号21)														
損害費目	種別	日付	原告番号21-1(避難時33歳)			原告番号21-2(避難時34歳)			原告番号21-3(避難時6歳)			原告番号21-4(避難時2歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.3.19	福島県二本松市 ↓ 神奈川県 神奈川県	自家用車 公共交通機関	12,000				福島県二本松市 ↓ 神奈川県 神奈川県	自家用車 公共交通機関	6,000	福島県二本松市 ↓ 神奈川県 神奈川県	自家用車 公共交通機関	0
		H23.4.2	福島県二本松市 ↓ 福島県二本松市	自家用車 公共交通機関	12,000				福島県二本松市 ↓ 福島県二本松市	自家用車 公共交通機関	6,000	福島県二本松市 ↓ 福島県二本松市	自家用車 公共交通機関	0
	避難	H23.5.20	福島県二本松市 ↓ 京都市	自家用車	22,400				福島県二本松市 ↓ 京都市	自家用車	21-1欄に記載	福島県二本松市 ↓ 京都市	自家用車	21-1欄に記載
	避難	H24.7.12				福島県二本松市 ↓ 京都市	自家用車	22,400						
	小計					46,400			22,400			12,000		21-1欄に記載
(面会交流会交通費)	面会交流①	H23.6				福島県二本松市 ↓ 京都市	公共交通機関	20,800						
		H23.6				京都市 ↓ 福島県二本松市	公共交通機関	20,800						
	面会交流②	H23.7					同上	20,800						
		H23.7					同上	20,800						
	面会交流③	H23.8					同上	20,800						
		H23.8					同上	20,800						
	面会交流④	H23.8					同上	20,800						
		H23.8					同上	20,800						
	面会交流⑤	H23.10					同上	20,800						
		H23.10					同上	20,800						
	面会交流⑥	H23.11					同上	20,800						
		H23.11					同上	20,800						
	面会交流⑦	H23.12					同上	20,800						
		H23.12					同上	20,800						
	面会交流⑧	H23.12					同上	20,800						
H24.1						同上	20,800							
面会交流⑨	H24.1					同上	20,800							
	H24.1					同上	20,800							
面会交流⑩	H24.2					同上	20,800							
	H24.2					同上	20,800							
面会交流⑪	H24.3					同上	20,800							
	H24.3					同上	20,800							
面会交流⑫	H24.4					同上	20,800							
	H24.4					同上	20,800							
面会交流⑬	H24.4					同上	20,800							
	H24.4					同上	20,800							
面会交流⑭	H24.6					同上	20,800							
	H24.6					同上	20,800							
小計					0			582,400			0		0	

避難経路等一覧表(原告番号22)											
損害費目	種別	日付	原告番号22-1(避難時27歳)			原告番号22-2(避難時31歳)			原告番号22-3(避難時0歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.3.17	福島県郡山市 ↓ 茨城県	自家用車	平成23 年分費用	福島県郡山市 ↓ 茨城県	自家用車	22-1欄に 記載	/		
		H23.3.21	茨城県 ↓ 福島県郡山市	自家用車		茨城県 ↓ 福島県郡山市	自家用車				
	避難	H24.2.3	福島県郡山市 ↓ 京都市	公共交通機関	31,200				福島県郡山市 ↓ 京都市	公共交通機関	0
	小計		31,200			22-1欄に記載			0		
(面会交流交通費)	面会交流	H24.2 ~ H25.2				福島県郡山市 ↓ 京都市	公共交通機関	540,800			
						京都市 ↓ 福島県郡山市	公共交通機関				
	小計		0			540,800			0		

避難経路等一覧表(原告番号23)																	
損害費目	種別	日付	原告番号23-1(避難時47歳)			原告番号23-2(避難時80歳)			原告番号23-3(避難時47歳)			原告番号23-4(避難時18歳)			原告番号23-5(避難時14歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.3.28	福島県 いわき市 ↓ 京都市	自家用車	50,400	福島県 いわき市 ↓ 京都市	自家用車	23-1欄 に記載	福島県 いわき市 ↓ 京都市	自家用車	23-1欄 に記載				福島県 いわき市 ↓ 京都市	自家用車	23-1欄 に記載
		H23.3.29															
		H23.4.3							京都市 ↓ 福島県 いわき市	公共交通 機関							
		H24.5.2				京都市 ↓ 福島県 いわき市	自家用車	22,400									
	小計			50,400			22,400			23-1欄に記載			0			23-1欄に記載	
(面会交流交通費)	面会交流	H23.3 ~ H25.2	福島県 いわき市 ↓ 京都市	公共交通 機関	654,400				福島県 いわき市 ↓ 京都市	公共交通 機関	23-1欄 に記載				福島県 いわき市 ↓ 京都市	公共交通 機関	23-1欄 に記載
			京都市 ↓ 福島県 いわき市	公共交通 機関					京都市 ↓ 福島県 いわき市	公共交通 機関		京都市 ↓ 福島県 いわき市	公共交通 機関				
		小計			654,400			0			23-1欄に記載			0			23-1欄に記載

避難経路等一覧表(原告番号24)																		
損害費目	種別	日付	原告番号24-1(避難時40歳)			原告番号24-2(避難時38歳)			原告番号24-3(避難時2歳)			原告番号24-4(避難時0歳)						
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額				
(避難交通費)	避難	H23.3.15				福島市 ↓ 新潟県	自家用車		福島市 ↓ 新潟県	自家用車		24-2欄 に記載						
		H23.3.22	福島市 ↓ 新潟県	自家用車	24-2欄 に記載													
		H23.3.24	新潟県 ↓ 福島市	自家用車		新潟県 ↓ 福島市	自家用車		新潟県 ↓ 福島市	自家用車								
	避難	H23.3.31				福島市 ↓ 新潟県	自家用車	284,285	福島市 ↓ 新潟県	自家用車								
		H23.4.14				新潟県 ↓ 福島市	自家用車		新潟県 ↓ 福島市	自家用車								
	避難	H23.7.14				福島市 ↓ 京都市	自家用車			福島市 ↓ 京都市	自家用車					福島市 ↓ 京都市	自家用車	24-2欄 に記載
	避難	H24.10.6	福島市 ↓ 京都市	自家用車	22,400													
	小計					22,400				284,285	24-2欄に記載			24-2欄に記載				
一時帰宅(立入)費用・面会交流交通費	面会交流	H23.7 ~ H25.6				福島市 ↓ 京都市	公共交通 機関 自家用車		540,800									
						京都市 ↓ 福島市												
	一時帰宅	H23.8 ~ H25.6				同上		619,200										
小計					0				1,160,000	0			0					

避難経路等一覧表(原告番号25)																						
損害費目	種別	日付	原告番号25-1(避難時41歳)			原告番号25-2(避難時39歳)			原告番号25-3(避難時7歳)			原告番号25-4(避難時3歳)			原告番号25-5(避難時1歳)							
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額					
(避難交通費)	避難	H23.3.15				福島県郡山市 ↓ 福島県会津若松市	自家用車	23年分費用				福島県郡山市 ↓ 福島県会津若松市	自家用車	25-2欄に記載				福島県郡山市 ↓ 福島県会津若松市	自家用車	25-2欄に記載		
		H23.3.18	福島県郡山市 ↓ 福島県会津若松市	公共交通機関	23年分費用																	
		H23.3.25	福島県会津若松市 ↓ 福島県郡山市	自家用車	23年分費用	福島県会津若松市 ↓ 福島県郡山市	自家用車	25-1欄に記載				福島県会津若松市 ↓ 福島県郡山市	自家用車	25-1欄に記載				福島県会津若松市 ↓ 福島県郡山市	自家用車	25-1欄に記載		
	避難	H23.7.26				福島県郡山市 ↓ 京都市	自家用車	23年分費用				福島県郡山市 ↓ 京都市	自家用車	25-2欄に記載				福島県郡山市 ↓ 京都市	自家用車	25-2欄に記載		
	避難	H25.3.29	福島県郡山市 ↓ 京都市	自家用車	22,400																	
小計		23年分費用+22,400			23年分費用			25-1,2欄に記載			25-1,2欄に記載			25-1,2欄に記載								
(面会交流交通費)	面会交流①	H23.8	福島県郡山市 ↓ 京都市	公共交通機関	23年分費用																	
		H23.8	京都市 ↓ 福島県郡山市	公共交通機関																		
	面会交流②	H23.9	同上																			
		H23.10	同上																			
	面会交流③	H23.11	同上																			
		H23.12	同上																			
	面会交流④	H24.1	同上			20,800																
		H24.2	同上			20,800																
	面会交流⑤	H24.3	同上			20,800																
		H24.4	同上			20,800																
	面会交流⑥	H24.5	同上			20,800																
		H24.6	同上			20,800																
	面会交流⑦	H24.7	同上			20,800																
		H24.8	同上			20,800																
	面会交流⑧	H24.9	同上			20,800																
		H24.10	同上			20,800																
	面会交流⑨	H24.11	同上			20,800																
		H24.12	同上			20,800																
	面会交流⑩	H25.2	同上			20,800																
		H25.2	同上			20,800																
小計		540,800			0			0			0			0								

避難経路等一覧表(原告番号26)

損害費目	種別	日付	原告番号26-1(避難時48歳)			原告番号26-2(避難時34歳)			原告番号26-3(避難時6歳)			原告番号26-4(避難時3歳)			原告番号26-5(避難時0歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.3.13	福島県郡山市 ↓ 神奈川県 神奈川県	自家用車	11,200	福島県郡山市 ↓ 神奈川県	自家用車	26-1の欄に記載	福島県郡山市 ↓ 神奈川県	自家用車	26-1の欄に記載	福島県郡山市 ↓ 神奈川県	自家用車	26-1の欄に記載	福島県郡山市 ↓ 神奈川県	自家用車	26-1の欄に記載
		H23.3.18	神奈川県 ↓ 福島県郡山市	自家用車	11,200												
		H23.3.27				神奈川県 ↓ 福島県郡山市	自家用車	11,200	神奈川県 ↓ 福島県郡山市	自家用車	26-2の欄に記載	神奈川県 ↓ 福島県郡山市	自家用車	26-2の欄に記載	神奈川県 ↓ 福島県郡山市	自家用車	26-2の欄に記載
	避難	H23.6.2				福島県郡山市 ↓ 京都市	自家用車	22,400	福島県郡山市 ↓ 京都市	自家用車	26-2の欄に記載	福島県郡山市 ↓ 京都市	自家用車	26-2の欄に記載	福島県郡山市 ↓ 京都市	自家用車	26-2の欄に記載
	避難	H25.5	福島県郡山市 ↓ 京都市	自家用車	22,400												
	移転	H26.8	京都市 ↓ 福島県郡山市	自家用車	0												
	小計				44,800			33,600			26-1,2欄に記載			26-1,2欄に記載			26-1,2欄に記載
一時立入・家族面会費用	面会交流①	H23.7	福島県郡山市 ↓ 京都市	公共交通機関	20,800												
		H23.8	京都市 ↓ 福島県郡山市	公共交通機関	20,800												
	面会交流②	H23.11	同上		20,800												
		H23.11			20,800												
	面会交流③	H23.12	同上		20,800												
		H24.1			20,800												
	面会交流④	H24.3	同上		20,800												
		H24.3			20,800												
	面会交流⑤	H24.5	同上		20,800												
		H24.5			20,800												
	面会交流⑥	H24.7	同上		20,800												
		H24.7			20,800												
	面会交流⑦	H24.12	同上		20,800												
		H25.1			20,800												
面会交流⑧	H25.3	同上		20,800													
	H25.3			20,800													
面会交流⑨	H25.4	同上		20,800													
	H25.4			20,800													
面会交流⑩	H25.4	同上		20,800													
	H25.5			20,800													
面会交流⑪	H25.5	同上		20,800													
	H25.5			20,800													
小計				457,600			0			0			0			0	

避難経路等一覧表(原告番号27)															
損害費目	種別	日付	原告番号27-1(避難時47歳)			原告番号27-2(避難時46歳)			原告番号27-3(避難時13歳)			原告番号27-4(避難時7歳)			
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	
(避難交通費)	避難	H23.8.30				福島市 ↓ 京都市	自家用車	228,000	福島市 ↓ 京都市	自家用車	27-2欄 に記載	福島市 ↓ 京都市	自家用車	27-2欄 に記載	
	避難	H24.8.19	福島市 ↓ 京都市	自家用車	22,400										
	小計				22,400			228,000			27-2欄に記載			27-2欄に記載	
(面会交通費・一時帰宅費用)	面会交流 ①	H23.9	福島市 ↓ 京都市	公共交通 機関	540,800										
		H23.9	京都市 ↓ 福島市	公共交通 機関											
	面会交流 ②	H23.10	同上												
		H23.10	同上												
	面会交流 ③	H23.11	同上												
		H23.11	同上												
	面会交流 ④	H23.12	同上												
		H23.12	同上												
	面会交流 ⑤	H24.1	同上												
		H24.1	同上												
	面会交流 ⑥	H24.2	同上												
		H24.2	同上												
	面会交流 ⑦	H24.3	同上												
		H24.3	同上												
	面会交流 ⑧	H24.4	同上												
H24.4		同上													
面会交流 ⑨	H24.5	同上													
	H24.5	同上													
面会交流 ⑩	H24.6	同上													
	H24.6	同上													
面会交流 ⑪	H24.7	同上													
	H24.7	同上													
面会交流 ⑫	H24.8	同上													
	H24.8	同上													
一時帰宅	H24.1 ~ H24.8		京都市 ↓ 福島市	自家用車	22,400	京都市 ↓ 福島市	公共交通 機関	27-2欄 に記載	京都市 ↓ 福島市	自家用車	27-2欄 に記載	福島市 ↓ 京都市	自家用車	27-2欄 に記載	
			福島市 ↓ 京都市	自家用車		福島市 ↓ 京都市	自家用車		福島市 ↓ 京都市	自家用車					
小計					540,800			22,400			27-2欄に記載			27-2欄に記載	

避難経路等一覧表(原告番号28)					
損害費目	種別	日付	原告番号28(避難時77歳)		
			経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.3.15	福島市 ↓ 京都府	自家用車	22,400
	小計			22,400	
(一時帰宅交通費)	一時帰宅	H23.4.24	福島市 ↓ 京都府	公共交通機関	41,400
		H23.4.24	福島市 ↓ 京都府	公共交通機関	
	小計			41,400	

避難経路等一覧表(原告番号29)								
損害費目	種別	日付	原告番号29-1(避難時26歳)			原告番号29-2(避難時4歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.3.15	福島県 いわき市 ↓ 東京都	自家用車	10,400	福島県 いわき市 ↓ 東京都	自家用車	29-1欄に 記載
		H23.4.1	東京都 ↓ 福島県 いわき市			東京都 ↓ 福島県 いわき市		
	避難	H23.7.23	福島県 いわき市 ↓ 京都市	自家用車 公共交通 機関	20,800	福島県 いわき市 ↓ 京都市	自家用車 公共交通 機関	
	小計		41,600			29-1欄に記載		

避難経路等一覧表(原告番号30)											
損害費目	種別	日付	原告番号30-1(避難時52歳)			原告番号30-2(避難時45歳)			原告番号30-3(避難時14歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.3.18	福島市 ↓ 京都市	公共交通機関	294,600	福島市 ↓ 京都市	公共交通機関	30-1欄に記載	福島市 ↓ 京都市	公共交通機関	30-1欄に記載
		H23.3.19	京都市 ↓ 福島市	公共交通機関							
		H23.3.28				京都市 ↓ 福島市	公共交通機関		京都市 ↓ 福島市	公共交通機関	
	避難	H23.7.30			福島市 ↓ 京都市	自家用車	福島市 ↓ 京都市		自家用車		
		小計			294,600				30-1欄に記載		
(面会交流交通費)	面会交流①	H23.8	福島市 ↓ 京都市	公共交通機関	20,800						
		H23.8	京都市 ↓ 福島市	公共交通機関	20,800						
	面会交流②	H23.8	同上			20,800					
		H23.8	同上			20,800					
	面会交流③	H23.10	福島市 ↓ 京都市	自家用車	22,400						
		H23.10	京都市 ↓ 福島市	自家用車	22,400						
	面会交流④	H23.12	福島市 ↓ 京都市	公共交通機関	20,800						
		H23.12	京都市 ↓ 福島市	公共交通機関	20,800						
	面会交流⑤	H24.3	同上			20,800					
		H24.3	同上			20,800					
	面会交流⑥	H24.3	同上			20,800					
		H24.4	同上			20,800					
	面会交流⑦	H24.4	同上			20,800					
		H24.4	同上			20,800					
	面会交流⑧	H24.6	同上			20,800					
		H24.6	同上			20,800					
	面会交流⑨	H24.8	同上			20,800					
		H24.8	同上			20,800					
	面会交流⑩	H24.8	福島市 ↓ 京都市	自家用車	22,400						
		H24.8	京都市 ↓ 福島市	自家用車	22,400						
	面会交流⑪	H24.10	福島市 ↓ 京都市	公共交通機関	20,800						
		H24.10	京都市 ↓ 福島市	公共交通機関	20,800						
	面会交流⑫	H24.11	同上			20,800					
		H24.12	同上			20,800					
	面会交流⑬	H25.2	同上			20,800					
		H25.2	同上			20,800					
	面会交流⑭	H25.2	同上			20,800					
H25.3		同上			20,800						
面会交流⑮	H25.4	同上			20,800						
	H25.4	同上			20,800						
面会交流⑯	H25.4	同上			20,800						
	H25.4	同上			20,800						
面会交流⑰	H25.5	同上			20,800						
	H25.5	同上			20,800						
小計				713,600			0			0	

避難経路等一覧表(原告番号31)											
損害費目	種別	日付	原告番号31-1(避難時33歳)			原告番号31-2(避難時30歳)			原告番号31-3(避難時4歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.8.5				福島市 ↓ 京都市	自家用車	26,400	福島市 ↓ 京都市	自家用車	31-2欄に 記載
	小計				0			26,400			31-2欄に記載
(面会交流費・一時帰宅交通費)	面会交流 ①	H23.9	福島県 伊達市 ↓ 京都市	自家用車	22,400						
		H23.9	京都市 ↓ 福島県 伊達市	自家用車	22,400						
	面会交流 ②	H23.10	同上		22,400						
		H23.10			22,400						
	面会交流 ③	H23.11	同上		22,400						
		H23.11			22,400						
	面会交流 ④	H23.12	同上		22,400						
		H23.12			22,400						
	面会交流 ⑤	H24.1	同上		22,400						
		H24.1			22,400						
	面会交流 ⑥	H24.2	同上		22,400						
		H24.2			22,400						
	面会交流 ⑦	H24.3	同上		22,400						
		H24.3			22,400						
	面会交流 ⑧	H24.4	同上		22,400						
		H24.4			22,400						
	面会交流 ⑨	H24.5	同上		22,400						
		H24.5			22,400						
	面会交流 ⑩	H24.6	同上		22,400						
		H24.6			22,400						
	面会交流 ⑪	H24.7	同上		22,400						
		H24.7			22,400						
	面会交流 ⑫	H24.8	同上		22,400						
		H24.8			22,400						
	面会交流 ⑬	H24.9	同上		22,400						
		H24.9			22,400						
	面会交流 ⑭	H24.10	同上		22,400						
		H24.10			22,400						
	面会交流 ⑮	H24.11	同上		22,400						
		H24.11			22,400						
面会交流 ⑯	H24.12	同上		22,400							
	H24.12			22,400							
面会交流 ⑰	H25.1	同上		22,400							
	H25.1			22,400							
面会交流 ⑱	H25.2	同上		22,400							
	H25.2			22,400							
面会交流 ⑲	H25.3	同上		22,400							
	H25.3			22,400							
面会交流 ⑳	H25.4	同上		22,400							
	H25.4			22,400							
面会交流 ㉑	H25.5	同上		22,400							
	H25.5			22,400							
面会交流 ㉒	H25.6	同上		22,400							
	H25.6			22,400							
面会交流 ㉓	H25.7	同上		22,400							
	H25.7			22,400							
面会交流 ㉔	H25.7	同上		22,400							
	H25.7			22,400							
一時帰宅 ①	H23.3 ~ H23.12					京都市 ↓ 福島市 ↓ 京都市	公共交通 機関	44,800			
							公共交通 機関				
一時帰宅 ②	H24.1 ~ H24.12					同上		44,800			
小計					1,075,200			89,600		0	

避難経路等一覧表(原告番号32)																						
損害費目	種別	日付	原告番号32-1(避難時45歳)			原告番号32-2(避難時47歳)			原告番号32-3(避難時15歳)			原告番号32-4(避難時11歳)			原告番号32-5(避難時17歳)							
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額					
(避難・避難移動費用・移転交通費)	避難	H23.3.14 ~ H23.3.18	福島県 いわき市 ↓ 滋賀県	自家用車	32-2欄に 記載	福島県 いわき市 ↓ 滋賀県	自家用車	67,200	福島県 いわき市 ↓ 滋賀県	自家用車	32-2欄に 記載	福島県 いわき市 ↓ 滋賀県	自家用車	32-2欄に 記載	福島県 いわき市 ↓ 滋賀県	自家用車	32-2欄に 記載					
	移転	H23.4.30				滋賀県 ↓ 千葉県	自家用車															
	移転	H23.10	滋賀県 ↓ 京都市	自家用車						滋賀県 ↓ 京都市		自家用車				滋賀県 ↓ 京都市		自家用車			滋賀県 ↓ 京都市	自家用車
	小計				32-2欄に記載			67,200			32-2欄に記載			32-2欄に記載			32-2欄に記載					
(面会交通費・一時帰宅交通費用)	面会交流①	H23.6				千葉県 ↓ 滋賀県	自家用車	19,200														
		H23.6				滋賀県 ↓ 千葉県	自家用車	19,200														
	面会交流②	H23.9				千葉県 ↓ 滋賀県	自家用車	19,200														
		H23.9				滋賀県 ↓ 千葉県	公共交通機関	16,800														
	面会交流③	H23.10				千葉県 ↓ 京都市	公共交通機関	16,800														
		H23.10				京都市 ↓ 千葉県	自家用車	24,000														
	面会交流④	H24.3				千葉県 ↓ 京都市	自家用車	24,000														
		H24.3				京都市 ↓ 千葉県	自家用車	24,000														
	面会交流⑤	H24.5					同上	24,000														
		H24.5					同上	24,000														
	面会交流⑥	H24.6					同上	24,000														
		H24.6					同上	24,000														
	面会交流⑦	H24.8					同上	24,000														
		H24.8					同上	24,000														
	面会交流⑧	H25.1					同上	24,000														
		H25.1					同上	24,000														
一時帰宅	H23.4 ~ H23.12	滋賀県・京都市 ↓ 福島県 いわき市	自家用車	32-2欄に 記載	千葉県 ↓ 福島県 いわき市	自家用車	859,200															
		福島県 いわき市 ↓ 滋賀県・京都市	自家用車		福島県 いわき市 ↓ 千葉県	自家用車																
小計				32-2欄に記載			1,214,400			0			0					0				

避難経路等一覧表(原告番号33)											
損害費目	種別	日付	原告番号33-1(避難時30歳)			原告番号33-2(避難時32歳)			原告番号33-3(避難時1歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.3.18				福島市 ↓ 京都府	自家用車	26,000	福島市 ↓ 京都府	自家用車	33-2欄に 記載
	避難	H24.1.24	福島市 ↓ 京都府	公共交通 機関	20,800						
	小計				20,800			26,000			33-2欄に記載
(一面会交流・一時帰宅交通費)	面会交流	H23.3 ~ H23.12	福島市 ↓ 京都府	公共交通 機関	161,200						
			京都府 ↓ 福島市	公共交通 機関							
	一時帰宅	H23.3 ~ H24.9				京都府 ↓ 福島市	公共交通 機関	208,000			
						福島市 ↓ 京都府	公共交通 機関				
小計				161,200			208,000			0	

避難経路等一覧表(原告番号34)														
損害費目	種別	日付	原告番号34-1(避難時27歳)			原告番号34-2(避難時29歳)			原告番号34-3(避難時4歳)			原告番号34-4(避難時0歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難 交通費)	避難	H24.2.24				福島県 西白河郡 西郷村 ↓ 京都市	自家用車	64,000						
	避難	H24.2.25	福島県 西白河郡 西郷村 ↓ 京都市	公共交通 機関	34-2欄に 記載				福島県 西白河郡 西郷村 ↓ 京都市	公共交通 機関	34-2欄に 記載	福島県 西白河郡 西郷村 ↓ 京都市	公共交通 機関	34-2欄に 記載
	小計		34-2欄に記載			64,000			34-2欄に記載			34-2欄に記載		
(一時 帰宅費用)	一時帰宅	H24.2 ~ H26.1	京都市 ↓ 福島県 西白河郡 西郷村	公共交通 機関	332,800									
			福島県 西白河郡 西郷村 ↓ 京都市	公共交通 機関										
	小計		332,800			0			0			0		

避難経路等一覧表(原告番号35)																		
損害費目	種別	日付	原告番号35-1(避難時36歳)			原告番号35-2(避難時36歳)			原告番号35-3(避難時16歳)			原告番号35-4(避難時14歳)			原告番号35-5(避難時2歳)			
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	
(避難交通費)	避難	H23.3.12	福島県 いわき市	自家用車	42,000	福島県 いわき市	自家用車	35-1欄に 記載	福島県 いわき市	自家用車	35-1欄に 記載	福島県 いわき市	自家用車	35-1欄に 記載	福島県 いわき市	自家用車	35-1欄に 記載	
		~	↓			↓			↓			↓			↓			↓
		H23.3.16	↓ 京都市			↓ 京都市			↓ 京都市			↓ 京都市			↓ 京都市			
	H23.4							↓ 京都市 ↓ 福島県 いわき市	自家用車									
(避難交通費)	移転	H25.8										京都市 ↓ 福島県 いわき市	公共交通 機関	0				
	小計			42,000			35-1欄に記載			35-1欄に記載				35-1欄に記載			35-1欄に記載	
(面会交通費・一時立入費用 一時帰宅交通費)	面会交通	H23.6	京都市 ↓ 福島県 いわき市	自家用車	200,000													
		H23.6	福島県 いわき市 ↓ 京都市	自家用車														
		H23.7	京都市 ↓ 茨城県	自家用車														
		H23.7	茨城県 ↓ 京都市	自家用車														
		H23.11	同上															
		H23.11	同上															
		H24.12	京都市 ↓ 栃木県	自家用車														
		H24.12	栃木県 ↓ 京都市	自家用車														
	一時帰宅	H23.4	京都市 ↓ 福島県 いわき市	自家用車														
		H23.4	福島県 いわき市 ↓ 京都市	自家用車														
小計				200,000			0			0			0			0		

避難経路等一覧表(原告番号36)									
損害費目	種別	日付	原告番号36-1(避難時67歳)			原告番号36-2(避難時63歳)			
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	
(避難交通費・移転交通費) 避難費用	避難	H23.3.17				福島県 田村郡三春町	公共交通 機関	15,200	
		H23.6.10				東京都 東京都 ↓ 福島県 田村郡三春町			公共交通 機関
	避難	H24.3.6 ~ H24.3.10				福島県 田村郡三春町	公共交通 機関	0	
		H24.5.1				大阪府 大阪府 ↓ 京都市			公共交通 機関
	避難	H24.5.1	福島県 田村郡三春町	公共交通 機関	0				
		H24.11.23	京都市 京都市 ↓ 福島県 田村郡三春町			公共交通 機関	0		
	小計			0			15,200		
	(一時帰宅・面会交通費用) 面会交流費用	面会交流	H23.3 ~ H23.6				京都市 ↓ 福島県 田村郡三春町	公共交通 機関	33,600
						福島県 田村郡三春町	公共交通 機関		
						京都市			
小計			0			33,600			

避難経路等一覧表(原告番号37)								
損害費目	種別	日付	原告番号37-1(避難時67歳)			原告番号37-2(避難時65歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.3.14	福島県 郡山市 ↓ 福島県 会津若松市	県内移動	4,000	福島県 郡山市 ↓ 福島県 会津若松市	県内移動	4,000
		H23.3.21	福島県 会津若松市 ↓ 福島県 郡山市	県内移動	4,000	福島県 会津若松市 ↓ 福島県 郡山市	県内移動	4,000
	避難	H25.4.26	福島県 郡山市 ↓ 京都市	公共交通 機関	0	福島県 郡山市 ↓ 京都市	公共交通 機関	0
	小計					8,000		

避難経路等一覧表(原告番号38)					
損害費目	種別	日付	原告番号38(避難時46歳)		
			経路	手段	損害額
(避難・移転・移動交通費)	避難	H23.3.15	福島県 大沼郡金山町 ↓ 広島県	自家用車 公共交通機関	37,600
	移転	H23.3.26	広島県 ↓ 佐賀県	公共交通機関	13,600
		H23.4.3 ~	佐賀県 ↓ 福島県	公共交通機関	39,200
		H23.4.5	大沼郡金山町		
	避難	H23.8.27	福島県 大沼郡金山町 ↓ 京都府	自家用車	0
		小計	90,400		

避難経路等一覧表(原告番号39)					
損害費目	種別	日付	原告番号39(避難時40歳)		
			経路	手段	損害額
(避難・移転交通費用)	避難	H23.3.14	福島県 田村郡三春町 ↓ 新潟県	自家用車	11,200
	移転	H23.3.15	新潟県 ↓ 京都市	自家用車	20,000
	移転	H23.3.20	京都市 ↓ 福島県 田村郡三春町	自家用車	22,400
	移転	H24.5.1	福島県 田村郡三春町 ↓ 京都市	公共交通機関	20,800
	小計				
(面会交流・一時帰宅交通費用)	一時帰宅	H24.3	京都市 ↓ 福島県 田村郡三春町	公共交通機関	20,800
		H24.3	福島県 田村郡三春町 ↓ 京都市	公共交通機関	20,800
	面会交流	H24.12	京都市 ↓ 福島県 田村郡三春町	公共交通機関	0
		H25.1	福島県 田村郡三春町 ↓ 京都市	公共交通機関	0
	小計				

避難経路等一覧表(原告番号40)											
損害費目	種別	日付	原告番号40(避難時28歳)			訴外40の長男(避難時6歳)			訴外40の長女(避難時3歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難・移転 交通費 交通費)	避難	H23.3.15	福島県 いわき市 ↓ 栃木県	自家用車	7,200	福島県 いわき市 ↓ 埼玉県	自家用車	40の欄に 記載	福島県 いわき市 ↓ 埼玉県	自家用車	40の欄に 記載
	移転	H23.3.18	栃木県 ↓ 埼玉県	自家用車	5,600	栃木県 ↓ 埼玉県	自家用車	40の欄に 記載	栃木県 ↓ 埼玉県	自家用車	40の欄に 記載
	移転	H23.4.1	埼玉県 ↓ 福島県	自家用車	8,800						
	長男・長女 の 移転	H23.4.22	福島県 いわき市 ↓ 埼玉県	自家用車	8,800						
		H23.4.23	埼玉県 ↓ 福島県	自家用車	8,800	埼玉県 ↓ 福島県	自家用車	40の欄に 記載	埼玉県 ↓ 福島県	自家用車	40の欄に 記載
	避難	H24.6.26	福島県 いわき市 ↓ 京都市	公共交通 機関	0	福島県 いわき市 ↓ 京都市	公共交通 機関	0	福島県 いわき市 ↓ 京都市	公共交通 機関	0
	小計					39,200		40の欄に記載			40の欄に記載

避難経路等一覧表(原告番号42)					
損害費目	種別	日付	原告番号42(避難時60歳)		
			経路	手段	損害額
(避難・移転交通費)	避難	H23.3.14	福島県 田村市 ↓ 福島県大沼郡 昭和村	自家用車	4,000
	移転	H23.3.19	福島県大沼郡 昭和村 ↓ 新潟県	自家用車	11,200
	移転	H23.4.1	新潟県 ↓ 新潟県	自家用車	4,000
	小計				19,200

避難経路等一覧表(原告番号43)														
損害費目	種別	日付	原告番号43-1(避難時42歳)			原告番号43-2(避難時40歳)			原告番号43-3(避難時12歳)			原告番号43-4(避難時5歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.5.19	福島市 ↓ 山形県	自家用車	10,400	福島市 ↓ 山形県	自家用車	43-1欄 に記載	福島市 ↓ 山形県	自家用車	43-1欄 に記載	福島市 ↓ 山形県	自家用車	43-1欄 に記載
		H24.3	山形県 ↓ 福島市	自家用車	10,400	山形県 ↓ 福島市	自家用車	43-1欄 に記載	山形県 ↓ 福島市	自家用車	43-1欄 に記載	山形県 ↓ 福島市	自家用車	43-1欄 に記載
	避難	H24.3.22	福島市 ↓ 京都市	自家用車	22,400	福島市 ↓ 京都市	自家用車	43-1欄 に記載	福島市 ↓ 京都市	自家用車	43-1欄 に記載	福島市 ↓ 京都市	自家用車	43-1欄 に記載
		小計			43,200			43-1欄に記載			43-1欄に記載			43-1欄に記載

避難経路等一覧表(原告番号44)												
損害費目	種別	日付	原告番号44-1(避難時39歳)			原告番号44-2(避難時44歳)			原告番号44-3(避難時4歳)			
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	
(避難・移転交通費)	避難	H23.3.11 ~ H23.3.13	福島市 ↓ 山口県	自家用車 公共交通機関	44-2欄に 記載	福島市 ↓ 山口県	自家用車 公共交通機関	235,768	福島市 ↓ 山口県	自家用車 公共交通機関	44-2欄に 記載	
	移転	H23.4.9	山口県 ↓ 福岡県	公共交通機関		山口県 ↓ 福岡県	公共交通機関		山口県 ↓ 福岡県	公共交通機関		
	移転	H23.4.18				福岡県 ↓ 福島市	公共交通機関					
	避難	H23.5				福島市 ↓ 山形県	公共交通機関					
	移転	H23.7	福岡県 ↓ 福岡県	公共交通機関						福岡県 ↓ 福岡県		公共交通機関
	移転	H24.4.1				山形県 ↓ 徳島県	公共交通機関					
	小計					44-2欄に記載				235,768		
(面会交流交通費)	面会交流	H23.4				福島市 ↓ 福岡県	公共交通機関	1,952,540				
	面会交流	H23.5 ~ H24.3				福岡県 ↓ 福島市	公共交通機関		福岡県 ↓ 山形県	公共交通機関		
	面会交流	H24.4 ~ H25.2				山形県 ↓ 徳島県	公共交通機関		徳島県 ↓ 福岡県	公共交通機関		
	面会交流					福岡県 ↓ 徳島県	公共交通機関					
	小計				0				1,952,540			0

避難経路等一覧表(原告番号45)											
損害費目	種別	日付	原告番号45-1(避難時45歳)			原告番号45-2(避難時44歳)			原告番号45-3(避難時3歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難・移転交通費)	避難	H23.3.20				福島市 ↓ 東京都	自家用車 公共交通機関	11,200	福島市 ↓ 東京都	自家用車 公共交通機関	0
	移転	H23.7.19				東京都 ↓ 京都市	公共交通機関	15,200	東京都 ↓ 京都市	公共交通機関	0
	小計				0			26,400			0
(面会交流交通費)	面会交流 ①	H23.4	福島市 ↓ 東京都	自家用車	10,400						
		H23.4	東京都 ↓ 福島市	自家用車	10,400						
	面会交流 ②	H23.5	同上			10,400					
		H23.5	同上			10,400					
	面会交流 ③	H23.6	同上			10,400					
		H23.6	同上			10,400					
	面会交流 ④	H23.7	福島市 ↓ 京都市	自家用車	22,400						
		H23.7	京都市 ↓ 福島市	自家用車	22,400						
	面会交流 ⑤	H23.8	福島市 ↓ 京都市	公共交通機関	20,800						
		H23.8	京都市 ↓ 福島市	公共交通機関	20,800						
	面会交流 ⑥	H23.12	同上			20,800					
		H23.12	同上			20,800					
	面会交流 ⑦	H24.1	同上			20,800					
		H24.1	同上			20,800					
	面会交流 ⑧	H24.3	同上			20,800					
		H24.3	同上			20,800					
	面会交流 ⑨	H24.4	同上			20,800					
		H24.4	同上			20,800					
	面会交流 ⑩	H24.7	同上			20,800					
		H24.7	同上			20,800					
	面会交流 ⑪	H24.8	同上			20,800					
		H24.8	同上			20,800					
	面会交流 ⑫	H24.10	同上			20,800					
		H24.10	同上			20,800					
面会交流 ⑬	H24.12	同上			20,800						
	H24.12	同上			20,800						
面会交流 ⑭	H25.1	同上			20,800						
	H25.1	同上			20,800						
小計				523,200			0			0	

避難経路等一覧表(原告番号46)																	
損害費目	種別	日付	原告番号46-1(避難時37歳)			原告番号46-2(避難時37歳)			原告番号46-3(避難時10歳)			原告番号46-4(避難時8歳)			原告番号46-5(避難時2歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難・移転交通費)	避難	H24.2.4	千葉県 松戸市 ↓ 三重県	自家用車	21,600	千葉県 松戸市 ↓ 三重県	自家用車	46-1欄に 記載	千葉県 松戸市 ↓ 三重県	自家用車	46-1欄に 記載	千葉県 松戸市 ↓ 三重県	自家用車	46-1欄に 記載	千葉県 松戸市 ↓ 三重県	自家用車	46-1欄に 記載
	移転	H24.8.1	三重県 ↓ 愛知県	自家用車	8,800	三重県 ↓ 愛知県	自家用車	46-1欄に 記載	三重県 ↓ 愛知県	自家用車	46-1欄に 記載	三重県 ↓ 愛知県	自家用車	46-1欄に 記載	三重県 ↓ 愛知県	自家用車	46-1欄に 記載
	移転	H25.4.8	愛知県 ↓ 京都府	自家用車	10,400	愛知県 ↓ 京都府	自家用車	46-1欄に 記載	愛知県 ↓ 京都府	自家用車	46-1欄に 記載	愛知県 ↓ 京都府	自家用車	46-1欄に 記載	愛知県 ↓ 京都府	自家用車	46-1欄に 記載
	小計				40,800			46-1欄に 記載			46-1欄に 記載			46-1欄に 記載			46-1欄に 記載

避難経路等一覧表(原告番号47)					
損害費目	種別	日付	原告番号47(避難時38歳)		
			経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.9.7	宮城県 仙台市太白区 ↓ アメリカ	公共交通機関	0
		H23.11.4	アメリカ ↓ 宮城県 仙台市太白区	公共交通機関	0
	小計				0

避難経路等一覧表(原告番号48)

損害費目	種別	日付	原告番号48-1(避難時27歳)			原告番号48-2(避難時23歳)			原告番号48-3(避難時1歳)			原告番号48-4(避難時57歳)			原告番号48-5(避難時34歳)			原告番号48-6(避難時63歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.3.15	福島県郡山市 ↓ 福島県会津若松市	請求せず	0	福島県郡山市 ↓ 福島県会津若松市	請求せず	0	福島県郡山市 ↓ 福島県会津若松市	請求せず	0									
		H23.3.18	福島県会津若松市 ↓ 福島県郡山市	請求せず	0	福島県会津若松市 ↓ 福島県郡山市	請求せず	0	福島県会津若松市 ↓ 福島県郡山市	請求せず	0									
	避難	H23.6.29				福島県郡山市 ↓ 京都市	請求せず	0	福島県郡山市 ↓ 京都市	請求せず	0	福島県郡山市 ↓ 京都市	請求せず	0						
	避難	H23.8	福島県郡山市 ↓ 京都市	請求せず	0															
	避難	H26.2.17													福島県郡山市 ↓ 京都市	公共交通機関	0			
	避難	H27.9.26																福島県郡山市 ↓ 京都市	公共交通機関	0
	小計				0			0			0			0			0			0

避難経路等一覧表(原告番号49)					
損害費目	種別	日付	原告番号49(避難時43歳)		
			経路	手段	損害額
(避難・移動費用 ・移転交通費)	避難	H23.3.17	福島市	公共交通機関	31,200
		~ H23.3.18	大阪府		
	移転	H24.3.15	大阪府	公共交通機関	4,800
			↓ 京都市		
移転	H27.7	京都市 ↓ 福島市	公共交通機関	0	
		小計	36,000		
(一時帰宅費用(移動費用) (一時帰宅交通費))	一時帰宅	H23.3 ~ H25.2	大阪府 ↓ 福島市	公共交通機関	182,400
			福島市 ↓ 大阪府		
			小計	182,400	

避難経路等一覧表(原告番号50)					
損害費目	種別	日付	原告番号50(避難時23歳)		
			経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.3.14	福島市 ↓ 新潟県	自家用車	11,200
	移転	H23.3.17	新潟県 ↓ 山口県	公共交通機関	30,400
	移転	H23.5.27	山口県 ↓ 東京都	公共交通機関	21,600
	移転	H23.6.26	東京都 ↓ 京都市	公共交通機関	15,200
	小計			78,400	

避難経路等一覧表(原告番号51)											
損害費目	種別	日付	原告番号51-1(避難時44歳)			原告番号51-2(避難時39歳)			原告番号51-3(避難時1歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難・移転交通費)	避難	H23.3.15				福島市 ↓ 新潟県	自家用車	84,400	福島市 ↓ 兵庫県	自家用車	51-2欄に 記載
	移転	H23.3.21				新潟県 ↓ 兵庫県	自家用車		新潟県 ↓ 兵庫県	自家用車	
	移転	H23.4.11				兵庫県 ↓ 兵庫県	自家用車		兵庫県 ↓ 富山県	自家用車	
	移転	H23.6.22 ~ H23.6.23				兵庫県 ↓ 福島市	自家用車		兵庫県 ↓ 福島市	自家用車	
	避難	H23.7.2				福島市 ↓ 山形県	自家用車		福島市 ↓ 山形県	自家用車	
	移転	H25.11.18 ~ H25.11.19				山形県 ↓ 京都市	自家用車	0	山形県 ↓ 京都市	自家用車	0
	避難	H25.11.19	福島市 ↓ 京都市	自家用車	0						
小計			0			84,400			51-2欄に記載		
(面会交流・立入交通費)	面会交流	H23.5 ~ H23.6	福島市 ↓ 兵庫県	公共交通機関	1,263,200						
			兵庫県 ↓ 福島市	公共交通機関							
		H23.7 ~ H25.6	福島市 ↓ 山形県	公共交通機関							
			山形県 ↓ 福島市	公共交通機関							
	一時帰宅	H23.11 ~ H25.4	福島市 ↓ 山形県	公共交通機関	83,200						
			山形県 ↓ 福島市	公共交通機関							
小計			1,346,400			0			0		

避難経路等一覧表(原告番号52)														
損害費目	種別	日付	原告番号52-1(避難時44歳)			原告番号52-2(避難時12歳)			原告番号52-3(避難時9歳)			原告番号52-4(避難時6歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H24.1.27	茨城県 北茨城市 ↓ 京都市	公共交通 機関	17,220	茨城県 北茨城市 ↓ 京都市	公共交通 機関	17,220	茨城県 北茨城市 ↓ 京都市	公共交通 機関	8,610	茨城県 北茨城市 ↓ 京都市	公共交通 機関	0
		H24.10				京都市 ↓ 茨城県 北茨城市	公共交通 機関	請求せず						
	小計			17,220			17,220			8,610				0

避難経路等一覧表(原告番号53)					
損害費目	種別	日付	原告番号53(避難時43歳)		
			経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.8.24	福島市 ↓ 京都市	公共交通機関	20,800
	小計				20,800

避難経路等一覧表(原告番号54)								
損害費目	種別	日付	原告番号54-1(避難時32歳)			原告番号54-2(避難時33歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.5.20	福島県 いわき市 ↓ 京都府	自家用車	22,400	福島県 いわき市 ↓ 京都府	自家用車	54-1欄に 記載
	小計		22,400			54-1欄に記載		

避難経路等一覧表(原告番号55)					
損害費目	種別	日付	原告番号55(避難時29歳)		
			経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.12.16	宮城県 仙台市宮城野区 ↓ 京都市	公共交通 機関	0
	小計				0

避難経路等一覧表(原告番号56)								
損害費目	種別	日付	原告番号56-1(避難時48歳)			原告番号56-2(避難時22歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難・移転 交通費 交通費)	避難 (地震による)	H23.3.12	栃木県 大田原市 ↓ 東京都	自家用車	0			
	避難	H23.3.17	東京都 ↓ 大阪府	自家用車	20,000	東京都 ↓ 大阪府	自家用車	56-1欄に 記載
	移転	H23.5.17	大阪府 ↓ 京都市	自家用車	7,200	大阪府 ↓ 京都市	自家用車	56-1欄に 記載
	小計			27,200			0	
(一時帰宅・面会交流 交通費)	一時帰宅	H23.4.22	大阪府 ↓ 栃木県 大田原市	公共交通 機関	19,200			
		H23.4.22	栃木県 大田原市 ↓ 大阪府	公共交通 機関	19,200			
	一時帰宅	H24.1	東京都 ↓ 栃木県 大田原市	自家用車	8,000			
		H24.1	栃木県 大田原市 ↓ 東京都	自家用車	8,000			
	小計			54,400			0	

避難経路等一覧表(原告番号57)

損害費目	種別	日付	原告番号57-1(避難時37歳)			原告番号57-2(避難時33歳)			原告番号57-3(避難時9歳)			原告番号57-4(避難時6歳)			原告番号57-5(避難時5歳)			原告番号57-6(避難時0歳)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難・移転交通費)	避難	H23.3.14	福島県 いわき市 ↓ 福島県 会津若松市	自家用車	4,000	福島県 いわき市 ↓ 福島県 会津若松市	自家用車	57-1欄に 記載	福島県 いわき市 ↓ 福島県 会津若松市	自家用車	57-1欄に 記載	福島県 いわき市 ↓ 福島県 会津若松市	自家用車	57-1欄に 記載	福島県 いわき市 ↓ 福島県 会津若松市	自家用車	57-1欄に 記載	福島県 いわき市 ↓ 福島県 会津若松市	自家用車	57-1欄に 記載
	移転	H23.3.15	福島県 会津若松市 ↓ 新潟県 新潟市	自家用車	11,200	福島県 会津若松市 ↓ 新潟県 新潟市	自家用車	57-1欄に 記載	福島県 会津若松市 ↓ 新潟県 新潟市	自家用車	57-1欄に 記載	福島県 会津若松市 ↓ 新潟県 新潟市	自家用車	57-1欄に 記載	福島県 会津若松市 ↓ 新潟県 新潟市	自家用車	57-1欄に 記載	福島県 会津若松市 ↓ 新潟県 新潟市	自家用車	57-1欄に 記載
	移転	H23.3.16	新潟県 新潟市 ↓ 大阪府 大阪市	自家用車	23,200	新潟県 新潟市 ↓ 大阪府 大阪市	自家用車	57-1欄に 記載	新潟県 新潟市 ↓ 大阪府 大阪市	自家用車	57-1欄に 記載	新潟県 新潟市 ↓ 大阪府 大阪市	自家用車	57-1欄に 記載	新潟県 新潟市 ↓ 大阪府 大阪市	自家用車	57-1欄に 記載	新潟県 新潟市 ↓ 大阪府 大阪市	自家用車	57-1欄に 記載
	移転	H23.3.21	大阪府 大阪市 ↓ 京都市	自家用車	7,200	大阪府 大阪市 ↓ 京都市	自家用車	57-1欄に 記載	大阪府 大阪市 ↓ 京都市	自家用車	57-1欄に 記載	大阪府 大阪市 ↓ 京都市	自家用車	57-1欄に 記載	大阪府 大阪市 ↓ 京都市	自家用車	57-1欄に 記載	大阪府 大阪市 ↓ 京都市	自家用車	57-1欄に 記載
	小計			45,600			57-1欄に記載			57-1欄に記載			57-1欄に記載			57-1欄に記載			57-1欄に記載	
(面会交流費・一時帰宅費用)	一時帰宅 ①	H23.3				京都市 ↓ 福島県 いわき市	自家用車	22,400												
		H23.3				福島県 いわき市 ↓ 京都市	自家用車	22,400												
	一時帰宅 ②	H23.6				同上		22,400												
		H23.6				同上		22,400												
	一時帰宅 ③	H23.9				同上		22,400												
		H23.9				同上		22,400												
	小計			0			134,400			0			0			0			0	

避難経路等一覧表(原告番号58)														
損害費目	種別	日付	原告番号58-1(避難時34歳)			原告番号58-2(避難時33歳)			原告番号58-3(避難時3歳)			原告番号58-4(避難時胎児)		
			経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額	経路	手段	損害額
(避難交通費)	避難	H23.3.14				千葉県 柏市 ↓ 京都市	公共交通 機関	16,800	千葉県 柏市 ↓ 京都市	公共交通 機関	0			
	小計		0			16,800			0					
(面会 交流 交通費)	面会交流 ①	H23.3	千葉県 柏市 ↓ 京都市	公共交通 機関	16,800									
		H23.3	京都市 ↓ 千葉県 柏市	公共交通 機関	16,800									
	面会交流 ②	H23.4	同上			16,800								
		H23.4				16,800								
	面会交流 ③	H23.5	同上			16,800								
		H23.5				16,800								
	面会交流 ④	H23.6	同上			16,800								
		H23.6				16,800								
	面会交流 ⑤	H23.7	同上			16,800								
		H23.7				16,800								
	面会交流 ⑥	H23.8	同上			16,800								
		H23.8				16,800								
	面会交流 ⑦	H23.9	同上			16,800								
		H23.9				16,800								
	面会交流 ⑧	H23.10	同上			16,800								
		H23.10				16,800								
	面会交流 ⑨	H23.11	同上			16,800								
		H23.11				16,800								
	面会交流 ⑩	H23.12	同上			16,800								
		H23.12				16,800								
	面会交流 ⑪	H24.1	同上			16,800								
		H24.1				16,800								
	面会交流 ⑫	H24.2	同上			16,800								
		H24.2				16,800								
面会交流 ⑬	H24.3	同上			16,800									
	H24.3				16,800									
面会交流 ⑭	H24.4	同上			16,800									
	H24.4				16,800									
面会交流 ⑮	H24.5	同上			16,800									
	H24.5				16,800									
面会交流 ⑯	H24.6	同上			16,800									
	H24.6				16,800									
面会交流 ⑰	H24.7	同上			16,800									
	H24.7				16,800									
面会交流 ⑱	H24.8	同上			16,800									
	H24.8				16,800									
面会交流 ⑲	H24.9	同上			16,800									
	H24.9				16,800									
面会交流 ⑳	H24.10	同上			16,800									
	H24.10				16,800									
面会交流 ㉑	H24.11	同上			16,800									
	H24.11				16,800									
面会交流 ㉒	H24.12	同上			16,800									
	H24.12				16,800									
面会交流 ㉓	H25.1	同上			16,800									
	H25.1				16,800									
面会交流 ㉔	H25.2	同上			16,800									
	H25.2				16,800									
小計			806,400			0			0			0		

損害費目		原告番号1		
		原告主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額	
避難費用	交通費	H23.3.11 ~ H24.9.30	54,890	54,890
	滞在費(宿泊費)	H23.3.11 ~ H24.9.30	394,530	401,650
		H24.10.1 ~ H26.6.30	7,120	
一時帰宅費用	H27.3.15 ~ H27.3.17	96,102	96,102	
生活費 増加費用	家財道具購入費用	H23.3.11 ~ H24.9.30	3,250,000	2,450,000
	生活費増加費用	H23.3.11 ~ H24.9.30	368,678	410,197
		H24.10.1 ~ H26.6.30	175,306	
	放射線検査費用	H23.3.11 ~ H24.9.30	10,500	10,500
診断書取得費用	H24.10.1 ~ H26.6.30	4,500	4,500	
就労不能 損害	給与	H23.3.11 ~ H24.9.30	16,614,550	16,614,550
		H24.10.1 ~ H26.6.30	18,363,450	18,363,450
		H26.7.1 ~ H27.8.31	12,242,300	9,680,300
	退職金差額	H23.3.11 ~ H24.9.30	584,100	1,557,600
		H24.10.1 ~ H26.6.30	584,100	
		H26.7.1 ~ H27.8.31	389,400	
精神的 損害 (避難)	入通院慰謝料	H23.3.11 ~ H24.9.30	1,186,666	1,186,666
		H24.10.1 ~ H26.6.30	933,334	933,334
		H26.7.1 ~ H27.8.31	480,000	252,000
	避難に伴う精神的損害	H23.3.11 ~ H24.9.30	6,650,000	5,430,000
		H24.10.1 ~ H26.6.30	7,350,000	
		H26.7.1 ~ H27.8.31	4,900,000	
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11 ~	20,000,000	
小計			94,639,526	57,445,739
弁護士費用(原告主張)			9,463,953	—
損害額合計額			104,103,479	57,445,739
既払額	原告主張		46,477,935	—
	被告 主張 東電	a.直接請求	45,177,723	
		b.うち妊婦・子供の費用分		
		c.費用出損者への充当		
		d.ADR(弁護士費用を除く)		
		e.既払金合計(a-b+c+d)	45,177,723	
裁判所認定額		—	46,477,935	
弁護士費用(裁判所認定額)		—	—	2,452,112
損害残額			57,625,544	13,419,916
一部請求額				5,500,000
認容額				5,500,000

※ 原告は口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号2-1			原告番号2-2			原告番号2-3			原告番号2-4			
	原告主張		裁判所 認定額	原告主張		裁判所 認定額	原告主張		裁判所 認定額	原告主張		裁判所 認定額	
	対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		
避難費用	避難交通費			H23.3.14~H25.11	166,000	73,600							
	一時帰宅			H23.3.14~H25.11	688,000	163,200							
生活費 増加費用	家財道具購入費用			H23.3.11~H27.12.31	300,000	300,000							
	生活費増加費用(二重生活)			H23.3.14~H25.4	780,000	480,000							
	避難雑費			H23.3.11~H27.12.31	1,920,000	720,000							
活動費		H23.3.11~H27.12.31	500,000	0									
不動産売却損			5,604,144	0		5,173,056	0						
精神的損害(避難)		H23.3.11~H27.12.31	20,300,000	300,000	H23.3.11~H27.12.31	20,300,000	300,000	H23.3.11~H27.12.31	20,300,000	600,000	H23.3.11~H27.12.31	20,300,000	
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000	
小計			46,404,144	300,000		49,327,056	2,036,800		40,300,000	600,000		40,300,000	600,000
弁護士費用(原告ら主張)			4,640,414	—		4,932,706	—		4,030,000	—		4,030,000	—
損害額合計額			51,044,558	300,000		54,259,762	2,036,800		44,330,000	600,000		44,330,000	600,000
既払額	原告ら主張		120,000	—		120,000	—		720,000	—		720,000	—
	被告 主張 東電	a.直接請求			120,000			120,000			720,000		
		b.うち妊婦・子供の費用分						240,000			240,000		
		c.費用出損者への充当						480,000					
		d.ADR(弁護士費用を除く)											
		e.既払金合計(a-b+c+d)			120,000			600,000			480,000		
裁判所認定額		—	120,000		—	360,000		—	600,000		—	600,000	
弁護士費用(裁判所認定額)			—	18,000		—	167,680		—	0		—	0
損害残額			50,924,558	198,000		54,139,762	1,844,480		43,610,000	0		43,610,000	0
一部請求額				5,500,000			5,500,000		5,500,000			5,500,000	
認容額				198,000			1,844,480		0			0	

※ 原告らは、口頭弁論終結日に関わらず、平成27年12月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号3-1			原告番号3-2			
		原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	
		対象期間	損害額		対象期間	損害額		
避難費用	交通費・宿泊費				H23.3.11 ~ H27.8.31	45,840	45,840	
	引越費用・一時帰宅費用				H23.3.11 ~ H23.8.31 H23.9.1 ~ H27.8.31	86,086 180,000	86,086	
生活費 増加費用	家財道具購入費用				H23.3.11 ~ H27.8.31	100,000	100,000	
	生活費増加(食費増加)				H23.3.11 ~ H24.11.30	210,000	32,500	
					H24.12.1 ~ H26.2.28	150,000		
	生活費増加(駐車場代)				H26.3.1 ~ H27.8.31	180,000	53,000	
生活費増加(ガイガーカウンター購入)				H23.3.11 ~ H23.8.31	53,000			
					H23.9.1 ~ H27.8.31	288,000		
					H23.3.11 ~ H23.10.31	29,120	29,120	
動産損害					H23.3.11 ~ H27.8.31	4,450,000	0	
就労不能損害		H23.3.11 ~ H23.8.31	1,633,638	417,526	H23.3.11 ~ H23.8.31	885,810	1,549,098	
		H23.9.1 ~ H27.8.31	13,069,104		H23.9.1 ~ H27.8.31	7,086,480		
避難雑費					—		480,000	
精神的損害(避難)		H23.3.11 ~ H23.8.31	2,100,000	300,000	H23.3.11 ~ H23.8.31	2,100,000	300,000	
		H23.9.1 ~ H27.8.31	16,800,000		H23.9.1 ~ H27.8.31	16,800,000		
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		
小計			53,602,742	717,526		52,644,336	2,675,644	
弁護士費用(原告ら主張)			5,360,274	—		5,264,434	—	
損害額合計額			58,963,016	717,526		57,908,770	2,675,644	
既払額	原告ら主張		512,452			906,540		
	被告 主張 東電	a.直接請求						
		b.うち妊婦・子供の費用分						
		c.費用出損者への充当						
		d.ADR(弁護士費用を除く)		537,526			791,386	
		e.既払金合計(a-b+c+d)		537,526			791,386	
裁判所認定額			—	497,526		—	871,253	
弁護士費用(裁判所認定額)			—	22,000		—	220,306	
損害残額			58,450,564	242,000		57,002,230	2,024,697	
一部請求額				5,500,000			5,500,000	
認容額				242,000			2,024,697	

※原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号4-1			原告番号4-2		
		原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
避難費用	交通費(引越費用を含む)				H23.3.11 ~ H27.8.31	98,800	98,800
	一時帰宅費用				H23.3.11 ~ H25.10.31	166,400	166,400
生活費 増加費用	家財道具購入費用				H25.11.1 ~ H27.8.31	324,000	
	避難雑費				H23.3.11 ~ H27.8.31	150,000	150,000
					H24.2.1 ~ H25.10.31	420,000	480,000
					H25.11.1 ~ H27.8.31	440,000	
就労不能損害		H23.3.11 ~ H23.12.31	1,632,830	326,566	H23.3.11 ~ H23.12.31	3,592,600	4,668,340
		H24.1.1 ~ H24.1.31	163,283		H24.1.1 ~ H24.1.31	359,260	
		H24.2.1 ~ H27.8.31	7,021,169		H24.2.1 ~ H27.8.31	15,448,180	
精神的損害(避難)		H23.3.11 ~ H25.10.31	11,200,000	300,000	H23.3.11 ~ H25.10.31	11,200,000	300,000
		H25.11.1 ~ H27.8.31	7,700,000		H25.11.1 ~ H27.8.31	7,700,000	
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000	
小計			47,717,282	626,566		59,899,240	5,863,540
弁護士費用(原告ら主張)			4,771,728	—		5,989,924	—
損害額合計額			52,489,010	626,566		65,889,164	5,863,540
既払額	原告ら主張		123,600			2,091,868	
	被告 主張 電	a.直接請求					
		b.うち妊婦・子供の費用分					
		c.費用出損者への充当					
		d.ADR(弁護士費用を除く)		120,000			2,030,940
		e.既払金合計(a-b+c+d)		120,000			2,030,940
裁判所認定額			—	120,000		—	2,095,468
弁護士費用(裁判所認定額)			—	50,657		—	441,335
損害残額			52,365,410	557,223		63,797,296	4,209,407
一部請求額				5,500,000			5,500,000
認容額				557,223			4,209,407

※原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の請求を求めるものである。

損害費目		原告番号5		
		原告主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額	
避難費用	交通費・宿泊費	H23.3.11 ~ H26.2.28	59,030	59,030
	引越関連費用・一時立入費用	H23.3.11 ~ H27.8.31	156,000	0
生活費 増加費用	家財道具購入費用	H23.3.11 ~ H26.2.28	200,000	200,000
	生活費増加(食費増加)	H23.3.12 ~ H26.2.28	360,000	165,750
		H26.3.1 ~ H27.8.31	180,000	
	生活費増加(二重生活)	H23.3.11 ~ H26.2.28	620,000	620,000
H26.3.1 ~ H27.8.31		360,000		
生活費増加(漏水損害, ヘルパー代)	H23.3.11 ~ H26.2.28	132,306	132,306	
動産損害		H23.3.11 ~ H27.8.31	4,450,000	0
避難雑費				240,000
精神的損害(避難)		H23.3.11 ~ H26.2.28	12,600,000	300,000
		H26.3.1 ~ H27.8.31	6,300,000	
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11 ~	20,000,000	
小計			45,417,336	1,717,086
弁護士費用(原告主張)			4,541,734	—
損害額合計額			49,959,070	1,717,086
既払額	原告主張		1,449,386	—
	被告 主張 東電	a.直接請求	120,000	
		b.うち妊婦・子供の費用分		
		c.費用出損者への充当		
		d.ADR(弁護士費用を除く)	1,337,086	
		e.既払金合計(a-b+c+d)	1,457,086	
裁判所認定額			—	1,499,599
弁護士費用(裁判所認定額)			—	64,262
損害残額			48,509,684	281,749
一部請求額				5,500,000
認容額				281,749

※原告は口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の請求を求めるものである。

損害費目		原告番号6-1			原告番号6-2			原告番号6-3			
		原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	
		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		
避難費用	交通費	H23.3.11 ~ H23.12.31	42,000	34,600							
	住居費	H23.3.11 ~ H23.12.31	90,000	90,000							
	引越関連費用	H23.3.11 ~ H23.12.31	141,112	141,112							
	一時立入費用	H23.4.1 ~ H26.12.31 H27.1.1 ~ H27.8.31	123,670 112,000	121,400							
生活費 増加費用	家財道具購入費用	H23.3.11 ~ H24.12.31	10,100,000	150,000							
	自家消費野菜米	H23.3.11 ~ H23.12.31	146,660	126,000							
		H24.1.1 ~ H26.8.31	469,312								
	避難雑費	H26.9.1 ~ H27.8.31	175,992								
動産(自動車)					H24.1.1 ~ H26.8.31 H26.9.1 ~ H27.8.31	640,000 240,000	720,000				
検査費用		H24.1.1 ~ H26.8.31 H26.9.1 ~ H27.8.31	21,790 1,490	17,440							
就労不能損害		H23.3.11 ~ H23.12.31	1,758,192	1,758,192	H23.3.11 ~ H23.12.31	1,406,170	1,356,020				
精神的損害(避難)		H23.3.11 ~ H26.12.31	16,100,000	300,000	H23.3.11 ~ H26.12.31	16,100,000	600,000	H23.3.11 ~ H26.12.31	13,650,000	0	
		H27.1.1 ~ H27.8.31	2,800,000		H27.1.1 ~ H27.8.31	2,800,000		H27.1.1 ~ H27.8.31	2,800,000		
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		
小計			52,082,218	2,738,744		41,836,170	2,676,020		36,450,000	0	
弁護士費用(原告ら主張)			5,208,222	—		4,183,617	—		3,645,000	—	
損害額合計額			57,290,440	2,738,744		46,019,787	2,676,020		40,095,000	0	
既払額	原告ら主張		2,376,757	—		2,036,700	—		720,000	—	
	被告 主張 東電	a.直接請求			120,000			640,000			720,000
		b.うち妊婦・子供の費用分						200,000			240,000
		c.費用出損者への充当			440,000						
		d.ADR(弁護士費用を除く)			2,153,744			1,356,020			
		e.既払金合計(a-b+c+d)			2,713,744			1,796,020			480,000
裁判所認定額			—	2,657,437		—	1,996,020		—	480,000	
弁護士費用(裁判所認定額)			—	151,824		—	68,000		—	0	
損害残額			54,913,683	233,131		43,983,087	748,000		39,375,000	0	
一部請求額				5,500,000			5,500,000			5,500,000	
認容額				233,131			748,000			0	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号7-1			原告番号7-2			原告番号7-3			原告番号7-4			原告番号7-5			原告番号7-6		
	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
	対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
移動交通費	H23.3.11 ~ H27.8.31	677,920	165,600							H23.3.11 ~ H27.8.31	178,680	6,800	H23.3.11 ~ H27.8.31	191,580	10,200			
動産	H23.3.11 ~ H27.8.31	5,050,000	300,000										H23.3.11 ~ H27.8.31	4,300,000	150,000			
生活費増加費用	二重生活に伴う 生活費増加分	H23.6.8 ~ H27.8.31	1,530,000	162,000						H23.6.8 ~ H27.8.31	1,020,000	108,000						
	避難雑費	H23.6.8 ~ H27.8.31	2,040,000	1,140,000									H23.6.8 ~ H27.8.31	1,020,000	480,000			
就労不能損害	H24.4.1 ~ H24.4.30	100,000	0															
精神的損害(避難)	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	300,000	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	600,000	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	600,000	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	300,000	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	300,000	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	600,000
精神的損害(コミュニティ侵害)	H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000	
小計		48,297,920	2,067,600		38,900,000	600,000		38,900,000	600,000		40,098,680	414,800		44,411,580	940,200		38,900,000	600,000
弁護士費用(原告ら主張)		4,829,792	—		3,890,000	—		3,890,000	—		4,009,868	—		4,441,158	—		3,890,000	—
損害額合計額		53,127,712	2,067,600		42,790,000	600,000		42,790,000	600,000		44,108,548	414,800		48,852,738	940,200		42,790,000	600,000
既払額	原告ら主張	120,000	—	720,000	—	720,000	—	720,000	—	120,000	—	120,000	—	120,000	—	720,000	—	
	a.直接請求	120,000		720,000		720,000		120,000		120,000		720,000						
	b.うち妊婦・子供の 費用分			240,000		240,000						240,000						
	c.費用出損者 への充当	480,000								240,000								
	d.ADR (弁護士費用を除く)																	
	e.既払金合計 (a-b+c+d)	600,000		480,000		480,000		120,000		360,000		480,000						
裁判所認定額		—	360,000	—	600,000	—	600,000	—	120,000	—	240,000	—	600,000					
弁護士費用(裁判所認定額)		—	170,760	—	0	—	0	—	29,480	—	70,020	—	0					
損害残額		53,007,712	1,878,360		42,070,000	0		42,070,000	0		43,988,548	324,280		48,732,738	770,220		42,070,000	0
一部請求額			5,500,000		5,500,000		5,500,000		5,500,000		5,500,000		5,500,000		5,500,000		5,500,000	
認容額			1,878,360		0		0		0		324,280		770,220		0		0	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号8-1			原告番号8-2			原告番号8-3		
		原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
避難費用	交通費	H23.3.11~H23.12.31	28,000	8,808						
	引越関連費用	H23.3.11~H23.12.31	203,124	52,851						
	一時帰宅費用	H23.3.11~H23.12.31	93,777	93,777						
	避難雑費	H24.1.1~H24.11.30 H24.12.1~H27.3.31	220,000 560,000	720,000						
生活費増加費用(家財道具購入費用)		H23.3.11~H24.3.10	187,026	150,000	H23.3.11~H24.3.10	15,918	0			
動産(家財道具)価値損失損害		H23.3.11~H27.3.31	4,750,000	0						
営業損害		H23.3.11~H23.12.31 H24.1.1~H24.1.31 H24.2.1~H27.3.31	1,618,023 539,341 20,494,958	1,580,704						
廃業損害			1,234,398	0						
精神的損害(避難)		H23.3.11~H23.12.31 H24.1.1~H27.3.31	3,500,000 13,650,000	300,000	H23.3.11~H23.12.31 H24.1.1~H27.3.31	3,500,000 13,650,000	300,000	H23.3.11~H23.12.31 H24.1.1~H27.3.31	3,500,000 13,650,000	
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000	
小計			67,078,647	2,906,140		37,165,918	300,000		37,150,000	
弁護士費用(原告ら主張)			6,707,865	—		3,716,592	—		3,715,000	
損害額合計額			73,786,512	2,906,140		40,882,510	300,000		40,865,000	
既払額	原告ら主張		843,184			160,478			840,000	
	被告 主張 東電	a.直接請求	120,000			120,000			720,000	
		b.うち妊婦・子供の費用分							240,000	
		c.費用出損者への充当	240,000							
		d.ADR(弁護士費用を除く)	835,788							
		e.既払金合計(a-b+c+d)	1,195,788				120,000			480,000
裁判所認定額			1,123,662			120,000				
弁護士費用(裁判所認定額)			—	226,122		—	18,000		—	
損害残額			72,943,328	2,008,600		40,722,032	198,000		40,025,000	
一部請求額				2,200,000			2,200,000			
認容額				2,008,600			198,000		1,100,000	
									0	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年3月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号9-1			原告番号9-2			原告番号9-3			原告番号9-4		
		原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
避難費用	交通費	H23.3.12 ~ H23.3.14	30,000	86,400									
		H23.3.20 ~ H23.3.27	20,000										
		H23.8.3 ~ H23.8.4	119,000										
	引越費用	H23.8.5	70,000	0	H23.6.9 ~ H23.6.9	188,000	0						
		H24.4.22	28,500	0									
	一時立入費用	H23.11.26 ~ H27.10.31	572,000	0	H23.8.6 ~ H27.10.31	260,000	0						
H23.8.14 ~ H27.10.31		434,000											
H23.11.26 ~ H27.10.31		264,000											
避難雑費	H24.1.1 ~ H27.5.29	1,120,000	720,000										
生活費 増加費用	家財道具購入費	H23.8.4 ~ H27.10.31	300,000	300,000									
	生活費増加費用	H23.8.4 ~ H27.10.31	2,040,000	720,000									
放射線検査費用					H24.8.28 ~ H24.8.28	4,400	0			H24.8.28	4,240	4,240	
就労不能損害		H23.8.1 ~ H23.9.9	200,000	200,000						H27.2.24 ~ H27.3.16	4,920	4,920	
精神的損害(避難)		H23.3.11 ~ H27.10.31	19,600,000	300,000	H23.9.1 ~ H23.10.10	200,000	0						
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~ H27.10.31	19,600,000	0	H23.3.11 ~ H27.10.31	19,600,000	600,000	H23.3.11 ~ H27.10.31	19,600,000	600,000
					H23.3.11 ~	20,000,000	0	H23.3.11 ~	20,000,000	600,000	H23.3.11 ~	20,000,000	600,000
小計			44,797,500	2,326,400		40,252,400	0		39,604,240	604,240		39,604,920	604,920
弁護士費用(原告ら主張)			4,479,750	—		4,025,240	—		3,960,424	—		3,960,492	—
損害額合計額			49,277,250	2,326,400		44,277,640	0		43,564,664	604,240		43,565,412	604,920
既払額	被告 主張 東電	原告ら主張	120,000	—		0	—		720,000	—		720,000	—
		a.直接請求	120,000			0			720,000			720,000	
		b.うち妊婦・子供の費用分							240,000			240,000	
		c.費用出損者への充当	480,000										
		d.ADR(弁護士費用を除く)											
		e.既払金合計(a-b+c+d)	600,000			0			480,000			480,000	
裁判所認定額			—	350,840		—	0		—	604,240		—	604,920
弁護士費用(裁判所認定額)			—	197,556		—	0		—	0		—	0
損害残額			49,157,250	2,173,116		44,277,640	0		42,844,664	0		42,845,412	0
一部請求額				5,500,000			5,500,000			5,500,000			5,500,000
認容額				2,173,116			0			0			0

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年10月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号10-1			原告番号10-2			原告番号10-3			
		原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	
		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		
避難費用	避難費用(避難交通費用) (福島から千葉県市川市)	H23.3.19 ~ H23.4.3	15,000	37,800				H23.3.19 ~ H23.4.3	15,000	37,800	
	避難費用(避難交通費用) (福島から長野県)	H23.4.11 ~ H23.11.11	20,000					H23.4.11 ~ H23.11.11	20,000		
	避難費用(避難交通費用) (長野県から京都市)	H23.11.11 ~ H25.12.26	16,000					H23.11.11 ~ H25.12.26	16,000		
	面会交流交通費				H23.4.11 ~ H23.11.11	476,000	923,200				
		H23.11.12 ~ H25.12.27	105,000	0	H23.11.11 ~ H25.12.26	2,586,000		H23.11.13 ~ H25.12.28	63,000	0	
	避難雑費				H24.1.1 ~ H27.11.1	920,000	480,000				
生活費 増加費用	家財道具購入費用	H23.4.11 ~ H25.12.27	300,000	300,000							
	生活費増加費用(二重生活)				H23.4.11 ~ H25.12.27	990,000	480,000				
	甲状腺検査関連費用				H24.10.26 ~ H27.10.1	31,310	18,740				
	精神的損害(避難)	H23.4.11 ~ H25.12.27	11,200,000	300,000	H23.4.11 ~ H25.12.27	11,200,000	300,000	H23.4.11 ~ H25.12.27	11,200,000	600,000	
		H25.12.27 ~ H27.11.1	7,700,000		H25.12.27 ~ H27.11.1	7,700,000		H25.12.27 ~ H27.11.1	7,700,000		
	精神的損害(コミュニティ侵害)	H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		
	小計		39,356,000	637,800		43,903,310	2,201,940		39,014,000	637,800	
	弁護士費用(原告ら主張)		3,935,600	—		4,390,331	—		3,901,400	—	
	損害額合計額		43,291,600	637,800		48,293,641	2,201,940		42,915,400	637,800	
既払額	原告ら主張		120,000	—		120,000	—		720,000	—	
	被告 主張 東電	a.直接請求			120,000			120,000			720,000
		b.うち妊婦・子供の費用分									240,000
		c.費用出損者への充当			240,000						
		d.ADR(弁護士費用を除く)									
		e.既払金合計(a-b+c+d)			360,000			120,000			480,000
	裁判所認定額		—	120,000		—	202,200		—	637,800	
	弁護士費用(裁判所認定額)		—	51,780		—	199,974		—	0	
	損害残額		43,171,600	569,580		48,173,641	2,199,714		42,195,400	0	
	一部請求額			2,200,000			2,200,000			1,100,000	
	認容額			569,580			2,199,714			0	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年11月1日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号11-1				原告番号11-2			原告番号11-3			原告番号11-4		
	原告ら主張		裁判所 認定額		原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
	対象期間	損害額			対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
避難費用	避難交通費	H23.3.11 ~ H23.12.31	214,400	214,400									
	面会交通費	H23.3.11 ~ H23.12.31	249,300	489,600									
		H24.1.1 ~ H24.9.30	344,700										
	送迎費用	H23.3.11 ~ H23.12.31	50,400	50,400									
	一時立入費用	H23.3.11 ~ H23.12.31	8,000	8,000									
	その他交通費(検査)	H24.1.1 ~ H24.9.30	32,080	32,080									
	引越し関連費用	H23.3.11 ~ H23.12.31	162,900	163,700									
		H24.1.1 ~ H24.9.30	800										
宿泊費	H23.3.11 ~ H23.12.31	113,200	113,200										
共益費	H23.3.11 ~ H23.12.31	2,400	7,800										
	H24.1.1 ~ H24.9.30	5,400											
生活費 増加費用	二重生活に伴う生活費増加分	H23.3.11 ~ H23.12.31	270,000	860,000									
		H24.1.1 ~ H24.9.30	360,000										
		H24.10.1 ~ H27.8.31	2,100,000										
	家財道具購入費用	H23.3.11 ~ H23.12.31	36,030	36,030									
学用品	H23.3.11 ~ H23.12.31	15,475	15,475										
就労不能損害	H23.3.11 ~ H24.9.30	1,243,370	1,243,370	H23.5.1 ~ H23.10.31	385,819	385,819							
	H24.10.1 ~ H27.8.31	2,954,818											
放射線検査費用	H24.1.1 ~ H24.9.30	5,480	5,480										
ガイガーカウンター購入費用	H23.3.11 ~ H23.4.30	50,000	50,000										
避難雑費	H24.1.1 ~ H24.9.30	180,000	600,000										
追加的費用等	H23.3.11 ~ H24.8.31	160,000	0										
精神的損害(避難)	H23.3.11 ~ H24.8.31	6,300,000	300,000	H23.3.11 ~ H24.8.31	6,300,000	300,000	H23.3.11 ~ H24.8.31	6,300,000	600,000	H23.3.11 ~ H24.8.31	6,300,000	300,000	
	H24.9.1 ~ H27.8.31	12,600,000		H24.9.1 ~ H27.8.31	12,600,000		H24.9.1 ~ H27.8.31	12,600,000					
精神的損害(コミュニティ侵害)	H23.3.11 ~ H27.8.31	20,000,000		H23.3.11 ~ H27.8.31	20,000,000		H23.3.11 ~ H27.8.31	20,000,000		H23.3.11 ~ H27.8.31	20,000,000		
小計		48,425,003	4,189,535		39,285,819	685,819		38,900,000	600,000		38,900,000	300,000	
弁護士費用(原告ら主張)		4,496,200	—		3,884,000	—		3,868,000	—		3,884,000	—	
損害額合計額		52,921,203	4,189,535		43,169,819	685,819		42,768,000	600,000		42,784,000	300,000	
既払額	原告ら主張		3,462,995			445,819			220,000			60,000	
	被告 主張 東電	a.直接請求		80,000			80,000			600,000			80,000
		b.うち妊婦・子供の費用分								200,000			
		c.費用出損者への充当		200,000									
		d.ADR(弁護士費用を除く)		2,640,991			425,819			80,000			40,000
		e.既払金合計(a-b+c+d)		2,920,991			505,819			480,000			120,000
裁判所認定額		—	3,042,995		—	465,819		—	600,000		—	80,000	
弁護士費用(裁判所認定額)		—	236,658		—	22,000		—	0		—	22,000	
損害残額		49,458,208	1,383,198		42,724,000	242,000		42,548,000	0		42,724,000	242,000	
一部請求額			5,500,000			5,500,000			5,500,000			5,500,000	
認容額			1,383,198			242,000			0			242,000	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号12-1			原告番号12-2		
		原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
避難費用	移動交通費	H23.3.11 ~ H23.9.25	483,000	188,800			
	引越費用	H23.3.11 ~ H23.9.25	200,000	0			
	一時立入(面会)費用	H23.3.11 ~ H27.8.31	944,000	224,000			
生活費 増加費用	家財道具購入費用	H23.3.11 ~ H27.8.31	300,000	300,000			
	家賃	H26.7.1 ~ H27.8.31	700,000	0			
就労不能損害		H23.10.1 ~ H27.8.31	3,252,061	138,386			
避難雑費		H23.3.14 ~ H23.4.5	30,000	480,000			
		H23.7.27 ~ H23.8.18	30,000				
		H23.9.25 ~ H27.8.31	1,440,000				
精神的損害	避難	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	300,000	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	
	コミュニティ侵害	H23.3.11 ~ H27.8.31	20,000,000		H23.3.11 ~ H27.8.31	20,000,000	
小計			46,279,061	1,631,186	38,900,000	300,000	
弁護士費用(原告ら主張)			4,615,906	—	3,878,000	—	
損害額合計額			50,894,967	1,631,186	42,778,000	300,000	
既払額	原告ら主張		120,000	—	120,000	—	
	被告 主張 東電	a.直接請求	120,000		120,000		
		b.うち妊婦・子供の費用分					
		c.費用出損者への充当	480,000				
		d.ADR(弁護士費用を除く)					
		e.既払金合計(a-b+c+d)	600,000		120,000		
裁判所認定額		—	120,000	—	120,000		
弁護士費用(裁判所認定額)			—	151,119	—	18,000	
損害残額			50,774,967	1,662,305	42,658,000	198,000	
一部請求額				5,500,000		5,500,000	
認容額				1,662,305		198,000	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号13-1			原告番号13-2			原告番号13-3		
		原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
避難費用	避難交通費	H23.5.26	32,000	0						
	引っ越し費用	H23.5.26	211,000	0						
	一時立入・面会交通費	H27.5.2 ~ H27.5.6	64,000	0						
生活費 増加費用	家財道具購入費用	H23.5.26 ~ H27.11.26	150,000	0						
	避難雑費	H23.5.26 ~ H27.11.26	3,240,000	0						
	家賃	H24.4.1 ~ H27.11.26	3,520,000	0						
	自動車代	H25.4 ~ H27.11.26	1,630,000	0						
就労不能損害		H23.5.26 ~ H27.11.26	1,360,000	0						
検診料		H24.1.27 ~ H27.11.26	6,870	0						
精神的 損害	避難	H23.3.11 ~ H27.11.26	19,950,000	0	H23.3.11 ~ H27.11.26	19,950,000	0	H23.3.11 ~ H27.11.26	19,950,000	
	コミュニティ侵害	H23.3.11 ~ H27.11.26	20,000,000	0	H23.3.11 ~ H27.11.26	20,000,000	0	H23.3.11 ~ H27.11.26	20,000,000	
小計			50,163,870	0	39,950,000	0	39,950,000	0		
弁護士費用(原告ら主張)			5,016,387	—	3,995,000	—	3,995,000	—		
損害額合計額			55,180,257	0	43,945,000	0	43,945,000	0		
既払額	原告ら主張		0		0		0			
	被告 主張 東電	a.直接請求	0		0		0			
		b.うち妊婦・子供の費用分								
		c.費用出損者への充当								
		d.ADR(弁護士費用を除く)								
		e.既払金合計(a-b+c+d)	0		0		0			
裁判所認定額		—	0	—	0	—	0			
弁護士費用(裁判所認定額)			—	0	—	0	—	0		
損害残額			55,180,257	0	43,945,000	0	43,945,000	0		
一部請求額				2,200,000		2,200,000		1,100,000		
認容額				0		0		0		

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年11月26日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号14-1			原告番号14-2			原告番号14-3			原告番号14-4			
	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	
	対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		
交通費	H23.5.13 ~ H27.10.31	1,232,000	0										
避難費用	避難費用(避難交通費用)	H23.5.12 ~ H23.5.12	28,000	22,400	H23.5.13 ~ H23.5.13	26,000	20,800			H23.5.13 ~ H23.5.13	26,000	0	
	避難雑費	H24.1.1 ~ H27.10.31	920,000	720,000									
生活費増加費用(家財道具購入費用)	H23.4.11 ~ H25.12.27	300,000	150,000										
精神的損害(避難)	H23.3.11 ~ H27.10.31	19,600,000	300,000	H23.3.11 ~ H27.10.31	19,600,000	600,000	H23.8.2 ~ H27.10.31	17,850,000	0	H23.3.11 ~ H27.10.31	19,600,000	600,000	
精神的損害(コミュニティ侵害)	H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		H23.8.2 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		
小計		42,080,000	1,192,400		39,626,000	620,800		37,850,000	0		39,626,000	600,000	
弁護士費用(原告ら主張)		4,208,000	—		3,962,600	—		3,785,000	—		3,962,600	—	
損害額合計額		46,288,000	1,192,400		43,588,600	620,800		41,635,000	0		43,588,600	600,000	
既払額	原告ら主張		120,000		640,000			720,000			720,000		
	被告 主張 東電	a.直接請求		120,000		640,000			720,000			720,000	
		b.うち妊婦・子供の費用分				200,000			240,000			240,000	
		c.費用出損者への充当		680,000									
		d.ADR(弁護士費用を除く)											
		e.既払金合計(a-b+c+d)		800,000		440,000			480,000			480,000	
裁判所認定額		—	499,200		—	620,800		480,000		—	600,000		
弁護士費用(裁判所認定額)		—	69,320		—	0		0		—	0		
損害残額		46,168,000	762,520		42,948,600	0		40,915,000	0		42,868,600	0	
一部請求額			5,500,000			5,500,000			5,500,000			5,500,000	
認容額			762,520			0			0			0	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年10月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号15-1			原告番号15-2			原告番号15-3			原告番号15-4			
	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	
	対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		
避難費用(交通費)	H23.3.11 ~ H23.11.9	29,505	29,505				H23.3.11 ~ H24.4.5	26,000	0	H23.3.11 ~ H24.4.5	26,000	0	
一時立入費用	H23.3.11 ~ H27.8.31	413,700	0							H26.4.1 ~ H27.8.31	442,000	0	
生活費 家財道具購入費用	H23.3.11 ~ H27.8.31	300,000	300,000										
増加費用 生活費増加費用	H23.3.11 ~ H24.11.30	1,680,000	720,000										
避難雑費		—	480,000										
精神的損害(避難)	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	100,000	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	200,000	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	0	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	0	
精神的損害(コミュニティ侵害)	H23.3.11 ~	20,000,000	—	H23.3.11 ~	20,000,000	—	H23.3.11 ~	20,000,000	—	H23.3.11 ~	20,000,000	—	
小計		41,323,205	1,629,505		38,900,000	200,000		38,926,000	0		39,368,000	0	
弁護士費用(原告ら主張)		4,132,321	—		3,890,000	—		3,892,600	—		393,680	—	
損害額合計額		45,455,526	1,629,505		42,790,000	200,000		42,818,600	0		43,304,800	0	
既払額	原告ら主張		0		0			0			0		
	被告 主張 東電	a.直接請求		0		0			0			0	
		b.うち妊婦・子供の費用分											
		c.費用出損者への充当											
		d.ADR(弁護士費用を除く)											
		e.既払金合計(a-b+c+d)		0		0			0			0	
裁判所認定額		—	0		—	0		—	0		—	0	
弁護士費用(裁判所認定額)		—	162,951		—	20,000		—	0		—	0	
損害残額		45,455,526	1,792,456		42,790,000	220,000		42,818,600	0		43,304,800	0	
一部請求額			5,500,000			5,500,000			5,500,000			5,500,000	
認容額			1,792,456			220,000			0			0	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号16-1				原告番号16-2		
	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	
	対象期間	損害額		対象期間	損害額		
避難費用	移動費用(交通費)	H23.3.11 ~ H23.12.31	412,000	44,800			
	移動費用(宿泊費)	H23.3.11 ~ H23.12.31	32,700	15,000			
	引越関連費用	H24.1.1 ~ H27.3.31	49,406	43,000			
	一時立入費用	H24.1.1 ~ H27.3.31	546,000	312,000			
		H27.4.1 ~ H27.8.31	159,500				
	家財道具喪失損害	H23.3.11 ~ H27.8.31	9,396,346	0			
	避難雑費	H23.3.11 ~ H23.12.31	80,000	480,000			
H24.1.1 ~ H27.3.31		1,560,000					
H27.4.1 ~ H27.8.31		200,000					
就労不能損害	H23.3.11 ~ H27.8.31	1,786,752	347,424				
検査費用	H24.1.1 ~ H27.3.31	6,460	6,460				
精神的損害(避難)	H23.3.11 ~ H23.12.31	3,500,000	300,000	H23.3.11 ~ H23.12.31	3,500,000	600,000	
	H24.1.1 ~ H27.8.31	15,400,000		H24.1.1 ~ H27.8.31	15,400,000		
精神的損害(コミュニティ侵害)	H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		
小計		53,129,164	1,548,684		38,900,000	600,000	
弁護士費用(原告ら主張)		5,312,916	—		3,890,000	—	
損害額合計額		58,442,080	1,548,684		42,790,000	600,000	
既払額	原告ら主張		1,280,116		720,000		
	被告 主張 東電	a.直接請求		120,000		720,000	
		b.うち妊婦・子供の費用分				240,000	
		c.費用出損者への充当		240,000			
		d.ADR(弁護士費用を除く)		1,101,860			
		e.既払金合計(a-b+c+d)		1,461,860		480,000	
	裁判所認定額		—	1,400,116		—	600,000
弁護士費用(裁判所認定額)		—	73,113		—	0	
損害残額		57,161,964	221,681		42,070,000	0	
一部請求額			5,500,000			5,500,000	
認容額			221,681			0	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号17-1			原告番号17-2		
		原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
避難費用	交通費	H23.3.11 ~ H23.12.31	153,000	72,800			
		H24.1.1 ~ H24.12.31	26,000				
	宿泊費	H23.3.11 ~ H23.12.31	173,575	99,980			
		H23.3.11 ~ H23.12.31	60,000	90,000			
	謝礼金	H24.1.1 ~ H24.3.15	30,000				
		面会交通費	H23.3.11 ~ H23.12.31	702,000	716,800		
	H24.1.1 ~ H24.12.31		78,000				
	避難雑費	H23.7.21 ~ H24.3.14	160,000	560,000			
H24.3.15 ~ H24.12.31		240,000					
H25.1.1 ~ H25.8.31		160,000					
H25.9.1 ~ H27.8.31		440,000					
生活費 増加費用	生活費増加費用(二重生活)	H23.7.21 ~ H24.3.14	270,000	700,000			
		H24.3.15 ~ H24.12.31	380,000				
		H25.1.1 ~ H25.8.31	320,000				
		H25.9.1 ~ H27.8.31	530,000				
	生活費増加費用(家財道具購入費用)	H24.3.15 ~ H25.8.31	1,000,000	300,000			
	学費増加分	H23.3.11 ~ H23.12.31	154,000	177,000			
		H24.1.1 ~ H24.3.31	58,000				
		H24.4.1 ~ H27.8.31	765,216				
	放射線量計購入費用	H23.3.11 ~ H23.5.31	52,500	52,500			
		H25.3.22	26,980				
検査費用	H25.6.27	3,675	3,675				
就労不能損害	H23.3.11 ~ H24.9.10	1,330,999	1,330,999				
	H24.9.11 ~ H25.3.31	1,331,001					
	H25.6.1 ~ H27.8.31	5,989,500					
精神的損害(避難)	H23.3.11 ~ H23.12.31	3,500,000	300,000	H23.3.11 ~ H23.12.31	3,500,000	600,000	
	H24.1.1 ~ H27.8.31	15,400,000		H24.1.1 ~ H27.8.31	15,400,000		
精神的損害(コミュニティ侵害)	H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		
小計			53,334,446	4,403,754	38,900,000	600,000	
弁護士費用(原告ら主張)			5,333,445	—	3,890,000	—	
損害額合計額			58,667,891	4,403,754	42,790,000	600,000	
既払額	被告 主張 東電	原告ら主張	3,886,154	—	0	—	
		a.直接請求	120,000		720,000		
		b.うち妊婦・子供の費用分			240,000		
		c.費用出損者への充当	240,000				
		d.ADR(弁護士費用を除く)	3,330,954				
		e.既払金合計(a-b+c+d)	3,690,954		480,000		
	裁判所認定額	—	3,753,282	—	600,000		
弁護士費用(裁判所認定額)			—	167,375	—	0	
損害残額			54,781,737	817,847	42,790,000	0	
一部請求額				5,500,000		5,500,000	
認容額				817,847		0	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号18		
		原告主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額	
避難費用	移動交通費	H23.3.11～H23.10.1	46,000	46,000
	家財道具移動費用	H23.3.11～H24.6.30	181,260	181,260
	一時立入費用	H23.3.11～H24.6.30	79,000	79,000
	家財道具価値喪失損害	H23.3.11～H27.8.31	500,000	0
生活費 増加費用	生活費増加費用	H23.3.11～H24.6.30	671,155	671,155
		H24.7.1～H27.8.31	760,000	
就労不能損害		H23.5.1～H24.6.30	3,146,582	3,666,228
		H24.7.1～H27.8.31	8,840,434	
通勤交通費増加分		H23.9.1～H24.6.30	79,200	79,200
放射線検査費用		H23.3.11～H24.6.30	68,000	68,000
精神的損害(避難)		H23.3.11～H24.6.30	5,600,000	2,420,000
		H24.7.1～H27.8.31	13,300,000	
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11	20,000,000	
小計			53,271,631	7,210,843
弁護士費用(原告主張)			5,327,163	—
損害額合計額			58,598,794	7,210,843
既払額	原告主張		6,582,933	—
	被告 主張 東電	a.直接請求	1,300,000	
		b.うち妊婦・子供の費用分		
		c.費用出損者への充当		
		d.ADR(弁護士費用を除く)	5,091,197	
		e.既払金合計(a-b+c+d)	6,391,197	
裁判所認定額		—	6,582,933	
弁護士費用(裁判所認定額)			—	254,527
損害残額			52,015,861	882,437
一部請求額				5,500,000
認容額				882,437

※ 原告は口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号19-1			原告番号19-2			原告番号19-3			原告番号19-4		
	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
	対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
移動費用	H23.3.11 ~ H23.12.31	80,000	0									
避難費用(面会交通費)	H24.1.1 ~ H25.11.22	246,000	254,400									
	H25.11.23 ~ H27.8.31	26,000										
避難費用(一時帰宅費用)	H24.1.1 ~ H26.3.17	782,000	377,600									
	H26.3.18 ~ H27.8.31	156,000										
生活費 増加費用	二重生活に伴う 生活費増加費用(一般)	H23.4.1 ~ H23.12.31	270,000	810,000								
		H24.1.1 ~ H26.3.31	810,000									
		H26.4.1 ~ H27.3.31	360,000									
	家財道具購入費	H23.3.11 ~ H27.8.31	300,000		300,000							
	生活費増加費用(食費増加分)	H23.4.1 ~ H27.3.31	1,152,000		0							
	生活費増加費用(避難雑費)	H24.1.1 ~ H26.3.31	1,080,000		1,080,000							
		H26.4.1 ~ H27.8.31	680,000									
生活費増加費用(自治会費)	H24.4.1 ~ H25.12.31	33,900	33,900									
	H26.4.1 ~ H26.9.30											
携帯電話増加代	H23.3.11 ~ H27.8.31	384,000	0									
家賃差額	H26.8.1 ~ H27.8.31	325,000	0									
引越しの際の礼金	H26.8.1	300,000	0									
ダクト交換費用	H29.5.18	59,832	0									
就労不能損害	H23.3.11 ~ H27.3.31	960,000	0									
検査費用	H26.3.26	1,300	1,700									
	H28.4.19	400										
検査交通費	H25.12.14 ~ H26.5.20	5,880	5,880									
精神的損害(避難)	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	300,000	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	300,000	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	600,000	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	
精神的損害(コミュニティ侵害)	H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000	
小計		46,912,312	3,163,480		38,900,000	300,000		38,900,000	600,000		38,900,000	
弁護士費用(原告ら主張)		4,691,231	—		3,890,000	—		3,890,000	—		3,890,000	
損害額合計額		51,603,543	3,163,480		42,790,000	300,000		42,790,000	600,000		42,790,000	
既払額	原告ら主張	2,712,980	—		80,000	—		600,000	—		600,000	
	被告 主張 東電	a.直接請求		120,000			120,000			720,000		
		b.うち妊婦・子供の費用分								240,000		
		c.費用出損者への充当		480,000								
		d.ADR(弁護士費用を除く)		2,516,680								
		e.既払金合計(a-b+c+d)		3,116,680			120,000			480,000		
裁判所認定額	—	2,992,980		—	120,000		—	600,000		—	600,000	
弁護士費用(裁判所認定額)		—	133,350		—	18,000		—	0		—	
損害残額		48,890,563	303,850		42,710,000	198,000		42,190,000	0		42,190,000	
一部請求額			2,750,000			2,750,000			2,750,000		2,750,000	
認容額			303,850			198,000			0		0	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号20-1			原告番号20-2			原告番号20-3			原告番号20-4			原告番号20-5			原告番号20-6			原告番号20-7			原告番号20-8		
	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
	対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
平成23年分 生活費増加費用及び 移動費用	H23.3.11~ H23.12.31	1,640,000	1,640,000															H23.3.11~ H23.12.31	40,000	40,000	H23.3.11~ H23.12.31	40,000	40,000	
避難費用	避難交通費	H24.1.1~ H27.3.31	117,000	62,400																				
	面会交通費	H24.1.1~ H27.3.31	1,928,400	992,378	H24.1.1~ H27.3.31	399,450	0																	
		H27.4.1~ H27.9.30	208,000																					
避難雑費	H24.1.4~ H27.3.31	2,340,000	2,130,000																					
	H27.4.1~ H27.9.30	360,000																						
生活費増加費用	家財道具購入費用	H24.1.1~ H27.3.31	300,000	300,000																				
	二重生活に伴う 生活費増加費用	H24.1.1~ H27.3.31	1,950,000	1,170,000																				
H27.4.1~ H27.9.30		300,000																						
就労不能損害 (原告番号20-1の減収分)	H24.1.1~ H24.6.12	440,194	736,785																					
	H24.6.13~ H27.9.30	3,243,746																						
精神的損害 (避難又は滞在)	H23.3.11~ H23.12.31	2,395,200	300,000	H23.3.11~ H23.12.31	3,500,000	0	H23.3.11~ H23.12.31	3,500,000	600,000	H23.3.11~ H23.12.31	3,500,000	600,000	H23.3.11~ H23.12.31	3,500,000	600,000	H23.3.11~ H23.12.31	3,500,000	600,000	H23.3.11~ H23.12.31	3,500,000	300,000	H23.3.11~ H23.12.31	3,500,000	300,000
	H24.1.1~ H27.9.30	15,750,000		H24.1.1~ H27.9.30	15,750,000		H24.1.1~ H27.9.30	15,750,000		H24.1.1~ H27.9.30	15,750,000		H24.1.1~ H27.9.30	15,750,000		H24.1.1~ H27.9.30	15,750,000		H24.1.1~ H27.9.30	15,750,000		H24.1.1~ H27.9.30	15,750,000	
精神的損害 (コミュニティ侵害)	H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000	
小計		50,972,540	7,331,563		39,649,450	0		39,250,000	600,000		39,250,000	600,000		39,250,000	600,000		39,250,000	600,000		39,290,000	340,000		39,290,000	340,000
弁護士費用(原告ら主張)		5,097,254	—		3,964,945	—		3,925,000	—		3,925,000	—		3,925,000	—		3,925,000	—		3,929,000	—		3,929,000	—
損害額合計額		56,069,794	7,331,563		43,614,395	0		43,175,000	600,000		43,175,000	600,000		43,175,000	600,000		43,175,000	600,000		43,219,000	340,000		43,219,000	340,000
既払額	原告ら主張	6,685,372			89,600			200,000			200,000			200,000			200,000			80,000			80,000	
	a.直接請求	120,000			0			720,000			720,000			720,000			720,000			120,000			120,000	
	b.うち妊婦・子供の 費用分							240,000			240,000			240,000			240,000							
	c.費用出損者への 充当	960,000																						
	d.ADR (弁護士費用を除く)	5,094,972																						
	e.既払金合計 (a-b+c+d)	6,174,972				0			480,000			480,000			480,000			480,000			120,000			120,000
裁判所認定額		—	5,847,021		—	0		—	600,000		—	600,000		—	600,000		—	600,000		—	160,000		—	160,000
弁護士費用 (裁判所認定額)		—	380,503		—	0		—	0		—	0		—	0		—	0		—	18,000		—	18,000
損害残額		49,384,422	1,865,045		43,524,795	0		42,975,000	0		42,975,000	0		42,975,000	0		42,975,000	0		43,139,000	198,000		43,139,000	198,000
一部請求額			5,500,000			1,100,000			1,100,000			1,100,000			1,100,000			1,100,000			1,100,000			1,100,000
認容額			1,865,045			0			0			0			0						198,000			198,000

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年9月30日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号21-1			原告番号21-2			原告番号21-3			原告番号21-4			
	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	
	対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		
避難費用	交通費	H23.3.11 ~ H28.1.31	12,000	0	H23.3.11 ~ H28.1.31	102,000	80,800						
	引越費用	H23.3.11 ~ H28.1.31	9,000	9,000	H23.3.11 ~ H28.1.31	174,000	160,000	H23.3.11 ~ H28.1.31	6,000	6,000			
	一時立入費用	H23.3.11 ~ H24.11.30	270,000	0									
	面会交通費				H23.3.11 ~ H24.11.30	676,000	582,400						
	祖母交通費	H23.3.11 ~ H24.11.30	56,000	0									
	避難雑費	H23.3.11 ~ H28.1.31	2,360,000	820,000									
生活費 増加費用	家財道具購入費用	H23.5 ~	300,000	300,000									
	生活費増加費用(二重生活)	H23.5.20 ~ H24.7.14	450,000	340,000									
	生活費増加費用(賃料)	H25.4.1 ~ H27.2.28 H27.3.1 ~ H28.1.31	2,300,000 11,330,000	0									
就労不能損害	H23.3.11 ~ H28.1.31	4,504,650	1,145,250	H24.7.10 ~ H28.1.31	12,853,159	298,911							
放射線検査費用	H23.3.11 ~ H28.1.31	49,500	49,500										
精神的損害(避難)	H23.3.11 ~ H28.1.31	20,650,000	300,000	H23.3.11 ~ H28.1.31	20,650,000	300,000	H23.3.11 ~ H28.1.31	20,650,000	600,000	H23.3.11 ~ H28.1.31	20,650,000		
精神的損害(コミュニティ侵害)	H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		
小計		62,291,150	2,963,750		54,455,159	1,422,111		40,656,000	606,000		40,650,000		
弁護士費用(原告ら主張)		6,229,115	—		5,445,516	—		4,065,600	—		4,065,000		
損害額合計額		68,520,265	2,963,750		59,900,675	1,422,111		44,721,600	606,000		44,715,000		
既払額	原告ら主張		120,000			120,000			720,000			720,000	
	被告 主張 東電	a.直接請求		120,000			120,000			720,000			720,000
		b.うち妊婦・子供の費用分								240,000			240,000
		c.費用出損者への充当		240,000			240,000						
		d.ADR(弁護士費用を除く)											
		e.既払金合計(a-b+c+d)		360,000			360,000			480,000			480,000
裁判所認定額		—	354,000		—	120,000		606,000			600,000		
弁護士費用(裁判所認定額)		—	260,975		—	130,211		0			0		
損害残額		68,400,265	2,870,725		59,780,675	1,432,322		44,001,600	0		43,995,000		
一部請求額			5,500,000			5,500,000		5,500,000			5,500,000		
認容額			2,870,725			1,432,322		0			0		

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成28年1月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号22-1			原告番号22-2			原告番号22-3		
		原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
避難費用	交通費	H23.3.17 ~ H23.3.21	22,000	31,200						
		H24.2.1 ~ H24.12.31	52,000							
	滞在費(宿泊費)	H23.3.17 ~ H23.3.21	24,000	0				0		
	面会交通費	H24.2.1 ~ H24.12.31	468,000	540,800						
		H25.1.1 ~ H25.3.31	78,000						0	
	H25.4.1 ~ H26.6.16	554,000								
生活費 増加費用	生活費増加費用及び移動費用 (平成23年分)	H23.3.11 ~ H23.12.31	840,000	840,000						
	家財道具購入費用	H24.2.3 ~ H26.6.16	151,900	300,000				0		
	生活費増加費用(二重生活)	H24.2.1 ~ H24.12.31	330,000	480,000					0	
		H25.1.1 ~ H26.6.16	540,000							
	H24.2.1 ~ H24.12.31	13,200	18,800							
	H25.1.1 ~ H26.6.16	21,600						0		
就労不能損害		H24.2.3 ~ H24.12.31	886,035	1,063,242					0	
		H25.1.1 ~ H26.6.16	177,207							
避難雑費			—	480,000					—	
精神的損害(避難)		H23.3.11 ~ H23.12.31	3,500,000	600,000	H23.3.11 ~ H23.12.31	3,500,000	300,000	H23.8.12 ~ H23.12.31	1,750,000	
		H24.1.1 ~ H27.8.31	15,400,000		H24.1.1 ~ H27.8.31	15,400,000		H24.1.1 ~ H27.8.31	15,400,000	300,000
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11 ~ H27.8.31	20,000,000		H23.3.11 ~ H27.8.31	20,000,000		H23.8.12 ~ H27.8.31	20,000,000	
小計			43,057,942	4,354,042		38,900,000	300,000		37,150,000	
弁護士費用(原告ら主張)			4,305,794	—		3,890,000	—		3,715,000	
損害額合計額			47,363,736	4,354,042		42,790,000	300,000		40,865,000	
既払額	原告ら主張		3,025,529			160,000			1,120,000	
	被告 主張 東電	a.直接請求	640,000			120,000			720,000	
		b.うち妊婦・子供の費用分							240,000	
		c.費用出損者への充当	240,000							
		d.ADR(弁護士費用を除く)	2,705,942							
		e.既払金合計(a-b+c+d)	3,585,942				120,000			480,000
	裁判所認定額		—	3,885,520		—	120,000		—	
弁護士費用(裁判所認定額)			—	166,430		—	18,000		—	
損害残額			44,338,207	634,952		42,630,000	198,000		39,745,000	
一部請求額				5,500,000			5,500,000		5,500,000	
認容額				634,952			198,000		0	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号23-1			原告番号23-2			原告番号23-3			原告番号23-4			原告番号23-5			
	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	
	対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		
避難費用	交通費	H23.3.11 ～ H23.12.31	63,000	72,800												
	滞在費(宿泊費)	H23.3.11 ～ H23.12.31	78,400	64,500												
	面会交通費	H23.3.11 ～ H23.12.31	632,000	654,400												
H24.1.1 ～ H24.6.30		349,000														
H24.7.1 ～ H27.8.31		3,304,000														
生活費増加費用	家財道具購入費用	H23.3.11 ～ H23.12.31	300,000	300,000												
	生活費増加費用一般	H23.3.11 ～ H23.12.31	270,000	480,000												
		H24.1.1 ～ H24.6.30	180,000													
		H24.7.1 ～ H27.8.31	1,140,000													
	住居関連費用 (駐車場代、共益費)	H23.3.11 ～ H23.12.31	50,700	61,300												
		H24.1.1 ～ H24.6.30	10,600													
H24.7.1 ～ H27.8.31		331,800														
介護施設利用料	H23.3.11 ～ H23.9.8	244,125	244,125													
避難雑費	—	—	630,000													
精神的損害 (避難)	H23.3.11 ～ H27.8.31	18,900,000	300,000	H23.3.11 ～ H27.8.31	18,900,000	300,000	H23.3.11 ～ H27.8.31	18,900,000	300,000	H23.3.11 ～ H27.8.31	18,900,000	200,000	H23.3.11 ～ H27.8.31	18,900,000	600,000	
精神的損害 (コミュニティ侵害)	H23.3.11 ～ H27.8.31	20,000,000		H23.3.11 ～ H27.8.31	20,000,000		H23.3.11 ～ H27.8.31	20,000,000		H23.3.11 ～ H27.8.31	20,000,000		H23.3.11 ～ H27.8.31	20,000,000		
小計		45,853,625	2,807,125		38,900,000	300,000		38,900,000	300,000		38,900,000	200,000		38,900,000	600,000	
弁護士費用(原告ら主張)		4,585,363	—		3,890,000	—		3,890,000	—		3,890,000	—		3,890,000	—	
損害額合計額		50,438,988	2,807,125		42,790,000	300,000		42,790,000	300,000		42,790,000	200,000		42,790,000	600,000	
既払額	原告ら主張		2,064,725		240,000			40,000			200,000			320,000		
	被告東電主張	a.直接請求		120,000		120,000			120,000			640,000			720,000	
		b.うち妊婦・子供の費用分										200,000			240,000	
		c.費用出損者への充当		440,000												
		d.ADR(弁護士費用を除く)		1,424,725												
		e.既払金合計		1,984,725		120,000			120,000			440,000			480,000	
裁判所認定額		—	1,950,667		—	120,000		—	120,000		—	440,000		—	600,000	
弁護士費用(裁判所認定額)		—	171,588		—	18,000		—	18,000		—	0		—	0	
損害残額		48,374,263	1,028,046		42,550,000	198,000		42,750,000	198,000		42,590,000	0		42,470,000	0	
一部請求額			5,500,000			5,500,000			5,500,000			5,500,000			5,500,000	
認容額			1,028,046			198,000			198,000			0			0	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号24-1			原告番号24-2			原告番号24-3			原告番号24-4		
		原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
避難費用	交通費	H23.3.11~H23.12.31	396,000	306,685									
		H24.10.6	28,000										
	滞在費(宿泊費)	H23.3.11~H24.7	185,944	185,944									
	一時帰宅(立入)費用	H23.10.26~H23.10.31	56,000	619,200									
	H24.1.1~H26.1.8	874,000											
面会交通費		H23.7.18~H23.12.31	312,000	540,800									
		H24.1.1~H24.9.12	390,000										
生活費 増加費用	二重生活に伴う 生活費増加費用	H23.3.16~H23.12.31	261,792	480,000									
		H24.1.1~H24.10.31	300,000										
		H24.11.1~H27.8.31	569,670										
	家財道具購入費用	H23.3.11~H23.12.31	300,000	300,000									
	H24.1.1~H24.12.31	48,970											
避難雑費	H23.3.11~H23.12.31	400,000	1,490,000										
	H24.11.1~H27.8.31	1,760,000											
就労不能損害		H24.9.1~H25.2.28	2,173,511	2,716,890									
		H25.3.1~H25.9.30	2,535,763										
		H25.9~H26.3	1,120,000										
		H26.4~H26.6	300,000										
		H26.7~H27.3	990,000										
		H27.3~H27.8.31	650,000										
検査費用	H25.1.24~H25.7.29	4,030	4,030										
精神的 損害	避難	H23.3.11~H23.12.1	3,500,000	300,000	H23.3.11~H23.12.1	3,500,000	600,000	H23.3.11~H23.12.1	3,500,000	600,000	H23.6.3~H23.12.1	2,450,000	
		H24.1.1~H27.8.31	15,400,000		H24.1.1~H27.8.31	15,400,000		H24.1.1~H27.8.31	15,400,000		300,000		
	コミュニティ侵害	H23.3.11~H27.8.31	20,000,000		H23.3.11~H27.8.31	20,000,000		H23.3.11~H27.8.31	20,000,000		H23.6.3~H27.8.31	20,000,000	
小計		52,555,680	6,943,549		38,900,000	600,000		38,900,000	600,000		37,850,000	300,000	
弁護士費用(原告ら主張)		5,255,568	—		3,890,000	—		3,890,000	—		3,785,000	—	
損害額合計額		57,811,248	6,943,549		42,790,000	600,000		42,790,000	600,000		41,635,000	300,000	
既払額	原告ら主張	H23.3.11~H23.12.31	84,629	—	H23.3.11~H23.12.31	600,000	—	H23.3.11~H23.12.31	600,000	—	H23.3.11~H23.12.31	600,000	
		H24.1.1~H27.3.31	5,214,817		H24.1.1~H27.3.31	40,000		H24.1.1~H27.3.31	120,000		H24.1.1~H27.3.31	120,000	
	a.直接請求	120,000			640,000			720,000			720,000		
	b.うち妊婦・子供の費用分				200,000			240,000			240,000		
	c.費用出損者への充当	680,000											
	d.ADR(弁護士費用を除く)	4,973,831											
e.既払金合計(a-b+c+d)	5,773,831			440,000		480,000		480,000					
裁判所認定額		—	5,584,186		—	600,000		—	600,000		—	480,000	
弁護士費用(裁判所認定額)		—	341,551		—	0		—	0		—	0	
損害残額		52,511,802	1,700,914		42,150,000	0		42,070,000	0		40,915,000	0	
一部請求額			5,500,000			5,500,000			5,500,000			5,500,000	
認容額			1,700,914			0			0			0	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号25-1			原告番号25-2			原告番号25-3			原告番号25-4			原告番号25-5			
	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	
	対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		
避難費用	交通費	H25.1.1 ～ H27.8.31	28,000	22,400												
	引越費用	H25.3.1 ～ H27.7.1	44,005	0												
	面会交通費	H24.1.1 ～ H24.12.31	910,000	540,800												
		H25.1.1 ～ H27.8.31	558,000													
	避難雑費	H24.1.1 ～ H24.12.31	720,000	760,000												
		H25.1.1 ～ H27.8.31	1,920,000													
動産	H25.3.29 ころ	5,350,000	0													
生活費増加費用	家財道具運搬費用	H24.1.1 ～ H24.12.31	1,200	1,200												
	生活費増加費用 (二重生活)	H24.1.1 ～ H24.12.31	360,000	360,000												
		H25.1.1 ～ H25.3.28	90,000													
	生活費増加費用 (家財道具購入費用)	H27.5.10 ～ H27.7.10	1,350,419	300,000												
検査費用	H25.12.25 ～ H27.1.5	35,560	35,560													
平成23年分の避難費用 及び生活費増加費用	H23.3.11 ～ H23.12.31	1,280,000	1,280,000													
就労不能損害					H24.4.1 ～ H24.9.30	2,323,106	5,404,275									
					H24.10.1 ～ H27.8.31	13,551,440										
精神的損害 (避難)	H23.3.11 ～ H27.8.31	18,900,000	300,000	H23.3.11 ～ H27.8.31	18,900,000	300,000	H23.3.11 ～ H27.8.31	18,900,000	600,000	H23.3.11 ～ H27.8.31	18,900,000	600,000	H23.3.11 ～ H27.8.31	18,900,000	600,000	
精神的損害 (コミュニティ侵害)	H23.3.11 ～	20,000,000		H23.3.11 ～	20,000,000		H23.3.11 ～	20,000,000		H23.3.11 ～	20,000,000		H23.3.11 ～	20,000,000		
小計		51,547,184	3,599,960		54,774,546	5,704,275		38,900,000	600,000		38,900,000	600,000		38,900,000	600,000	
弁護士費用(原告ら主張)		5,154,718	—		5,477,455	—		3,890,000	—		3,890,000	—		3,890,000	—	
損害額合計額		56,701,902	3,599,960		60,252,001	5,704,275		42,790,000	600,000		42,790,000	600,000		42,790,000	600,000	
既払額	原告ら主張				2,363,106			200,000			200,000			200,000		
	被告東電主張	a.直接請求			120,000				720,000			720,000			720,000	
		b.うち妊婦・子供の 費用分							240,000			240,000			240,000	
		c.費用出損者への 充当		720,000												
		d.ADR (弁護士費用を除く)		1,410,400		2,323,106										
		e.既払金合計 (a-b+c+d)		2,250,400		2,443,106			480,000			480,000			480,000	
裁判所認定額		—	2,061,205		—	2,443,106		—	600,000		—	600,000		—	600,000	
弁護士費用(裁判所認定額)		—	324,681		—	326,117		—	0		—	0		—	0	
損害残額		53,971,502	1,863,436		57,888,895	3,587,286		42,590,000	0		42,590,000	0		42,590,000	0	
一部請求額			3,000,000			3,000,000		3,000,000			3,000,000			3,000,000		
認容額			1,863,436			3,000,000		0			0			0		

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号26-1			原告番号26-2			原告番号26-3			原告番号26-4			原告番号26-5			
	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	
	対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		
避難費用	交通費	H23.3.11 ～ H23.6.2	400,000	78,400												
	避難先滞在謝礼	H23.3.11 ～ H23.6.2	500,000	0												
	引越費、手伝親族交通費	H23.6.2	91,650	26,750												
	一時立入・家族面会費用				H23.6.2 ～ H23.12.31 H24.6.1 ～ H27.8.31	2,221,294	457,600									
生活費増加費用	生活費増加費用(二重生活)				H23.6.2 ～ H23.12.31 H24.6.1 ～ H25.4.30	1,482,792	480,000									
					H26.8.1 ～ H27.8.31 H24.1.1 ～ H24.5.31	232,295										
					H24.1.1 ～ H24.5.31	6,865	6,865									
	生活費増加費用(自治会費)				H24.1.1 ～ H24.5.31	6,865	6,865									
	避難雑費	H25.5.1 ～ H26.7.31	300,000	10,000	H23.6.2 ～ H23.12.31 H24.6.1 ～ H27.7.31	900,000	240,000	H23.6.2 ～ H23.12.31 H24.6.1 ～ H27.7.31	900,000	240,000	H23.6.2 ～ H23.12.31 H24.6.1 ～ H27.7.31	900,000	240,000	H23.6.2 ～ H23.12.31 H24.6.1 ～ H27.7.31	900,000	240,000
					H24.1.1 ～ H24.5.31	100,000		H24.1.1 ～ H24.5.31	100,000		H24.1.1 ～ H24.5.31	100,000		H24.1.1 ～ H24.5.31	100,000	
精神的損害(避難)	H23.3.11 ～ H27.8.31	18,900,000	300,000	H23.3.11 ～ H27.8.31	18,900,000	300,000	H23.3.11 ～ H27.8.31	18,900,000	600,000	H23.3.11 ～ H27.8.31	18,900,000	600,000	H23.3.11 ～ H27.8.31	18,900,000	600,000	
精神的損害(コミュニティ侵害)	H23.3.11 ～	20,000,000		H23.3.11 ～	20,000,000		H23.3.11 ～	20,000,000		H23.3.11 ～	20,000,000		H23.3.11 ～	20,000,000		
小計		40,191,650	415,150		43,973,952	1,484,465		39,900,000	840,000		39,900,000	840,000		39,900,000	840,000	
弁護士費用(原告ら主張)		4,019,165	—		4,397,395	—		3,990,000	—		3,990,000	—		3,990,000	—	
損害額合計額		44,210,815	415,150		48,371,347	1,484,465		43,890,000	840,000		43,890,000	840,000		43,890,000	840,000	
既払額	原告ら主張		120,000			725,198			670,000			670,000			670,000	
	被告東電主張	a.直接請求		120,000			120,000			670,000			670,000			670,000
		b.うち妊婦・子供の費用分								240,000			240,000			240,000
		c.費用出損者への充当					720,000									
		d.ADR(弁護士費用を除く)					587,571									
		e.既払金合計(a-b+c+d)		120,000			1,427,571			430,000			430,000			430,000
		裁判所認定額		—	120,000		—	725,198		—	670,000		—	670,000		—
弁護士費用(裁判所認定額)		—	29,515		—	93,554		—	17,000		—	17,000		—	17,000	
損害残額		44,090,815	324,665		47,646,149	852,821		43,220,000	187,000		43,220,000	187,000		43,220,000	187,000	
一部請求額			5,500,000			5,500,000			5,500,000			5,500,000			5,500,000	
認容額			324,665			852,821			187,000			187,000			187,000	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号27-1			原告番号27-2			原告番号27-3			原告番号27-4		
		原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
避難費用	交通費	H23.3.11～H23.12.31	492,000	250,400									
		H24.1.1～H24.8.31	35,000										
	滞在費(宿泊費)	H23.3.11～H23.12.31	22,500	14,100									
		H24.1.1～H24.8.31	35,000										
	引越関連費用	H23.3.11～H23.12.31	254,200	506,180									
		H24.1.1～H24.8.31	251,980										
	面会交通費	H23.3.11～H23.12.31	286,000	540,800									
H24.1.1～H24.8.31		494,000											
一時帰宅費用	H24.1.1～H24.8.31	54,000	22,400										
避難雑費	H23.3.11～H23.12.31	400,000	840,000										
	H24.1.1～H24.8.31	320,000											
	H24.9.1～H27.8.31	1,440,000											
生活費 増加費用	家財道具購入費用	H23.3.11～H23.12.31	303,200	300,000									
	家財道具価値喪失費用	H24.1.1～H24.8.31	500,000	0									
	生活費増加費用 (二重生活に伴う 生活費増加分一般)	H23.3.11～H23.12.31	160,000	390,000									
		H24.1.1～H24.8.31	320,000										
	H24.9.1～H27.8.31	1,440,000											
生活費増加費用(自治会費)	H23.8.30～H26.5.4	38,400	28,800										
生活費増加費用(賃料)	H23.8.30～H26.5.4	640,000	0										
	H26.5.5～H27.8.31	300,000											
不動産損害	H24.8.19～H26.6.30	1,540,000	0										
就労不能損害					H23.1.1～H23.12.31	466,051	640,820						
					H24.1.1～H24.2.12	174,769							
精神的損害(避難)		H23.3.11～H23.12.31	3,500,000	300,000	H23.1.1～H23.12.31	3,500,000	300,000	H23.1.1～H23.12.31	3,500,000	600,000	H23.1.1～H23.12.31	3,500,000	600,000
		H24.1.1～H24.8.31	2,800,000		H24.1.1～H24.8.31	2,800,000		H24.1.1～H24.8.31	2,800,000		H24.1.1～H24.8.31	2,800,000	
		H24.9.1～H27.8.31	12,600,000		H24.9.1～H27.8.31	12,600,000		H24.9.1～H27.8.31	12,600,000		H24.9.1～H27.8.31	12,600,000	
精神的損害(コミュニティ侵害)	H23.3.11～H27.8.31	20,000,000			H23.3.11～H27.8.31	20,000,000				H23.3.11～H27.8.31	20,000,000		
小計			52,104,452	3,192,680		39,540,820	940,820		38,900,000	600,000		38,900,000	600,000
弁護士費用(原告ら主張)			5,043,970	—		3,878,000	—		3,818,000	—		3,818,000	—
損害額合計額			57,148,422	3,192,680		43,418,820	940,820		42,718,000	600,000		42,718,000	600,000
既払額	原告ら主張 被告 東電	a.直接請求	1,664,749	—		760,820	—		720,000	—		720,000	—
		b.うち妊婦・子供の費用分	120,000			120,000			720,000			720,000	
		c.費用出損者への充当	480,000						240,000			240,000	
		d.ADR(弁護士費用を除く)	1,441,480			640,820							
		e.既払金合計(a-b+c+d)	2,041,480			760,820			480,000			480,000	
	裁判所認定額	—	1,904,749	—	760,820	—	600,000	—	600,000				
弁護士費用(裁判所認定額)			—	232,062		—	18,000		—	0		—	0
損害残額			55,483,673	1,519,993		42,658,000	198,000		41,998,000	0		41,998,000	0
一部請求額				5,500,000			5,500,000			5,500,000			5,500,000
認容額				1,519,993			198,000			0			0

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号28		
		原告主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額	
避難費用	交通費	H23.3.15	50,000	22,400
	一時立入費用	H23.4.24	41,400	41,400
生活費 増加費用	医療費	H27.4.6~H27.9.30	441,828	0
	看護費用	H27.4.10~H27.8.7	600,046	0
家財道具喪失損害		H23.3.11~H27.8.31	300,000	150,000
就労不能損害		H23.3.15~H27.8.31	962,500	962,500
精神的損害(避難)		H23.3.11~H27.8.31	18,900,000	300,000
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11~H27.8.31	20,000,000	
小計			41,295,774	1,476,300
弁護士費用(原告ら主張)			4,129,577	—
損害額合計額			45,425,351	1,476,300
既払額	原告ら主張		120,000	—
	被告 主張 東電	a.直接請求	120,000	
		b.うち妊婦・子供の費用分		
		c.費用出損者への充当		
		d.ADR(弁護士費用を除く)		
		e.既払金合計(a-b+c+d)	120,000	
裁判所認定額			—	120,000
弁護士費用(裁判所認定額)			—	135,630
損害残額			45,305,351	1,491,930
一部請求額				5,500,000
認容額				1,491,930

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号29-1			原告番号29-2		
		原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
避難費用	交通費	H23.3.15	13,000	41,600			
		H23.7.23	39,000				
	一時帰宅費用	H23.4.1	13,000				
	引越費用		H23.7.20	10,740	98,996		
			H23.9.23	88,256			
	面会交通費	H24.12~H26.1	234,000	0			
避難雑費	H23.3.11~H27.8.31	1,080,000	480,000				
生活費 増加費用	賃料	H23.7.23~H23.9.23	60,000	1,174,500			
		H24.4~H27.2	2,466,700				
		H27.2~H27.8.31	414,000				
	家財道具購入費用	H23.7.23~H27.8.31	300,000	300,000			
食費・水道光熱費	H23.9.23~H27.8.31	888,000	720,000				
精神的損害(避難)		H23.3.11~H27.8.31	18,900,000	300,000	H23.3.11~H27.8.31	18,900,000	
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11~	20,000,000		H23.3.11~	20,000,000	
小計			44,506,696	3,115,096		38,900,000	
弁護士費用(原告ら主張)			4,450,670	—		3,890,000	
損害額合計額			48,957,366	3,115,096		42,790,000	
既払額	原告ら主張		120,000	—	720,000		
	被告 主張 東電	a.直接請求	120,000		720,000		
		b.うち妊婦・子供の費用分			240,000		
		c.費用出損者への充当	240,000				
		d.ADR(弁護士費用を除く)					
		e.既払金合計(a-b+c+d)	360,000		480,000		
裁判所認定額			—	240,000		600,000	
弁護士費用(裁判所認定額)			—	287,510		0	
損害残額			48,837,366	3,162,606		42,070,000	
一部請求額				5,500,000		5,500,000	
認容額				3,162,606		0	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号30-1				原告番号30-2			原告番号30-3		
	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	
	対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		
避難費用	交通費	H23.3.11 ~ H23.12.31	366,000	294,600						
	滞在費(宿泊費)	H23.3.11 ~ H23.12.31	56,400	56,400						
	引越費用	H23.3.11 ~ H23.12.31	182,000	182,000						
	面会交通費	H23.3.11 ~ H23.12.31	264,000	713,600						
		H24.1.1 ~ H24.11.30	446,000							
		H24.12.1 ~ H27.4.30	1,078,000							
	避難費用(共益費)	H23.3.11 ~ H23.12.30	30,000	88,800						
H24.1.1 ~ H24.11.30		58,800								
避難雑費	H24.1.1 ~ H24.11.30	440,000	480,000							
生活費 増加費用	家財道具購入費用	H23.3.11 ~ H24.12.31	300,000	300,000						
	生活費増加費用(二重生活)	H23.3.11 ~ H23.12.31	150,000	480,000						
		H24.1.1 ~ H24.11.30	330,000							
		H24.12.1 ~ H27.4.30	870,000							
	生活費増加費用(教育費)	H23.3.11 ~ H23.12.31	18,840	6,000						
H24.1.1 ~ H24.11.30		43,560								
H24.12.1 ~ H27.3.31		110,880								
就労不能損害				H23.3.11 ~ H23.12.31	319,361	273,738				
				H24.1.1 ~ H27.4.30	547,476					
精神的損害(避難)	H23.3.11 ~ H27.12.31	20,300,000	300,000	H23.3.11 ~ H27.12.31	20,300,000	300,000	H23.3.11 ~ H27.12.31	20,300,000	600,000	
精神的損害(コミュニティ侵害)	H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~ H27.8.31	20,000,000		
小計		45,044,480	2,901,400		41,166,837	573,738		40,300,000	600,000	
弁護士費用(原告ら主張)		4,504,448	—		4,116,684	—		4,030,000	—	
損害額合計額		49,548,928	2,901,400		45,283,521	573,738		44,330,000	600,000	
既払額	原告ら主張		2,051,115			401,950			720,000	
	被告 主張 東電	a.直接請求		120,000		120,000			720,000	
		b.うち妊婦・子供の費用分							240,000	
		c.費用出損者への充当		480,000						
		d.ADR(弁護士費用を除く)		1,754,376						
		e.既払金合計(a-b+c+d)		2,354,376			120,000		480,000	
裁判所認定額		—	1,702,669		—	393,738		—	600,000	
弁護士費用(裁判所認定額)		—	213,304		—	18,000		—	0	
損害残額		47,497,813	1,412,035		44,881,571	198,000		43,610,000	0	
一部請求額			5,500,000			5,500,000			5,500,000	
認容額			1,412,035			198,000			0	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号31-1			原告番号31-2			原告番号31-3			
	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	
	対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		
避難費用	交通費	H23.3.11 ~ H23.12.31	26,400	26,400						
	引越関連費用	H23.3.11 ~ H23.12.31	28,000	28,000						
	面会交通費	H23.3.11 ~ H23.12.31	432,000	1,075,200						
		H24.1.1 ~ H24.12.31	840,000							
		H25.1.1 ~ H28.1.31	1,344,000							
	一時立入費用	H23.3.11 ~ H23.12.31	44,800	89,600						
H24.1.1 ~ H24.12.31	44,800									
避難雑費	—	—	480,000							
生活費 増加費用	二重生活に伴う生活費増加	H23.3.11 ~ H23.12.31	150,000	690,000						
		H24.1.1 ~ H24.12.31	360,000							
		H25.1.1 ~ H26.3.31	450,000							
	家財道具購入費用	H23.3.11 ~ H24.1.31	300,000	300,000						
学用品増加費用	H24.1.1 ~ H24.12.31	38,300	38,300							
就労不能損害					H23.8.1 ~ H23.12.31	412,840	1,200,000			
					H24.1.1 ~ H24.1.31	82,568				
					H24.2.1 ~ H26.3.31	2,080,000				
精神的損害(避難)		H23.3.11 ~ H23.12.31	3,500,000	300,000	H23.3.11 ~ H23.12.31	3,500,000	300,000	H23.3.11 ~ H23.12.31	3,500,000	
		H24.1.1 ~ H24.12.31	4,200,000		H24.1.1 ~ H24.12.31	4,200,000		H24.1.1 ~ H24.12.31	4,200,000	
		H25.1.1 ~ H28.1.31	12,950,000		H25.1.1 ~ H28.1.31	12,950,000		H25.1.1 ~ H28.1.31	12,950,000	
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000	
小計			44,708,300	3,027,500		43,225,408	1,500,000		40,650,000	
弁護士費用(原告ら主張)			4,470,830	—		4,287,541	—		4,030,000	
損害額合計額			49,179,130	3,027,500		47,512,949	1,500,000		44,680,000	
既払額	原告ら主張		2,108,349			630,270			720,000	
	被告 主張 東電	a.直接請求	120,000			120,000			720,000	
		b.うち妊婦・子供の費用分							240,000	
		c.費用出損者への充当	240,000							
		d.ADR(弁護士費用を除く)	1,908,300			495,408				
		e.既払金合計(a-b+c+d)	2,268,300			615,408			480,000	
裁判所認定額			—	2,243,211		—	615,408		600,000	
弁護士費用(裁判所認定額)			—	173,340		—	88,459		0	
損害残額			47,070,781	957,629		46,882,679	973,051		43,960,000	
一部請求額				5,500,000			5,500,000		5,500,000	
認容額				957,629			973,051		0	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成28年1月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号32-1			原告番号32-2			原告番号32-3			原告番号32-4			原告番号32-5		
	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
	対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
避難費用	避難移動費用	H23.3.14 ~H23.10.1	42,000	33,600	H23.3.14 ~H23.10.1	42,000	33,600								
	面会交通費	H23.6.24 ~H24.8.11	313,500	177,600	H23.6.24 ~H24.8.11	313,500	177,600								
	一時帰宅費用	H23.4.5 ~	501,500	429,600	H23.4.5 ~H23.12.16	501,500	429,600								
	軽自動車購入費用				H24.4.26 H24.5.1	209,080	0								
生活費増加費用	一般	H23.4.1 ~	315,000	315,000	H23.4.1 ~H24.12.31	315,000	315,000								
	家財道具購入費用	H23.4.1 ~	300,000	300,000											
	食費増加分	H23.4.1 ~	104,500	104,500	H23.4.1 ~H24.12.31	104,500	104,500								
	避難雑費	H24.1.1 ~	720,000	600,000											
	賃料				H25.1.1 ~H27.10.31	1,520,000	600,000								
逸失利益(農業損害)		H23.3.11 ~H26.2.28	3,400,384	3,400,384	H23.3.11 ~H26.2.28	3,400,385	3,400,385								
		H26.3.1 ~H28.2.28	2,266,922		H26.3.1 ~H28.2.28	2,266,923									
逸失利益(事業損害)		H23.3.11 ~H26.2.28	1,206,000	1,206,000	H23.3.11 ~H26.2.28	1,206,000	1,206,000								
		H26.3.1 ~H28.2.28	804,000		H26.3.1 ~H28.2.28	804,000									
精神的損害(避難)		H23.3.11 ~	3,500,000	300,000	H23.3.11 ~H23.12.31	3,500,000	300,000	H23.3.11 ~H23.12.31	3,500,000	600,000	H23.3.11 ~H23.12.31	3,500,000	600,000	H23.3.11 ~H23.12.31	3,500,000
		H24.1.1 ~	16,100,000		H24.1.1 ~H27.10.31	16,100,000		H24.1.1 ~H27.10.31	16,100,000		H24.1.1 ~H27.10.31	16,100,000		H24.1.1 ~H27.10.31	16,100,000
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000
小計		49,573,806	6,866,684		53,055,888	6,566,685		39,600,000	600,000		39,600,000	600,000		39,600,000	600,000
弁護士費用(原告ら主張)		4,957,380	—		5,305,588	—		3,960,000	—		3,960,000	—		3,960,000	—
損害額合計額		54,531,186	6,866,684		58,361,476	6,566,685		43,560,000	600,000		43,560,000	600,000		43,560,000	600,000
既払額	原告ら主張		7,152,598		5,741,885			320,000			320,000			320,000	
	a.直接請求		120,000		120,000			720,000			720,000			720,000	
	b.うち妊婦・子供の費用分							240,000			240,000			240,000	
	c.費用出損者への充当		360,000		360,000										
	d.ADR(弁護士費用を除く)		5,021,884		6,041,885										
	e.既払金合計(a-b+c+d)		5,501,884		6,521,885			480,000				480,000			480,000
裁判所認定額		—	6,087,241		—	5,967,242		—	600,000		—	600,000		—	600,000
弁護士費用(裁判所認定額)		—	273,301		—	255,301		—	0		—	0		—	0
損害残額		47,378,588	1,052,744		52,619,591	854,744		43,240,000	0		43,240,000	0		43,240,000	0
一部請求額			1,100,000			1,100,000			1,100,000			1,100,000			1,100,000
認容額			1,052,744			854,744			0			0			0

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年10月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるもの

損害費目	原告番号33-1			原告番号33-2			原告番号33-3			
	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	
	対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		
避難費用	交通費	H24.1.1 ~ H24.9.30	26,000	20,800	H23.3.11 ~ H23.12.31	26,000	26,000			
	滞在費(宿泊費)	H23.3.11 ~ H24.9.30	80,000	0						
	引越費用				H23.3.11 ~ H23.12.31	141,450	141,450			
	面会交流交通費	H23.3.11 ~ H23.12.31	161,200	161,200						
	一時立入交通費	H23.3.11 ~ H24.9.30	52,000	0	H23.3.11 ~ H23.12.31	104,000	208,000			
					H24.1.1 ~ H24.9.30	104,000				
	避難雑費	H24.1.1 ~ H24.9.30	180,000	310,000		—	310,000			
生活費 増加費用	通勤費増加分	H23.3.11 ~ H24.9.30	52,000	0						
	増築費用				H23.3.11 ~ H23.12.31	64,682	64,682			
	二重生活				H23.3.11 ~ H23.12.31	300,000	330,000			
					H24.1.1 ~ H24.9.30	30,000				
	医療費				H23.3.11 ~ H24.9.30	57,788	0			
就労不能損害	H24.2.1 ~ H24.9.30	3,286,480	2,099,436							
精神的損害(避難)		H23.3.11 ~ H23.12.31	3,500,000	300,000	H23.3.11 ~ H23.12.31	3,600,000	300,000	H23.3.11 ~ H23.12.31	3,500,000	600,000
		H24.1.1 ~ H24.9.30	3,150,000		H24.1.1 ~ H24.9.30	3,150,000		H24.1.1 ~ H24.9.30	3,150,000	
		H24.10.1 ~ H27.8.31	12,250,000		H24.10.1 ~ H27.8.31	12,250,000		H24.10.1 ~ H27.8.31	12,250,000	
精神的損害(コミュニティ侵害)	H23.3.11 ~ H27.8.31	20,000,000		H23.3.11 ~ H27.8.31	20,000,000		H23.3.11 ~ H27.8.31	20,000,000		
小計		42,737,680	2,891,436		39,827,920	1,380,132		38,900,000	600,000	
弁護士費用(原告ら主張)		4,273,768	—		3,982,792	—		3,890,000	—	
損害額合計額		47,011,448	2,891,436		43,810,712	1,380,132		42,790,000	600,000	
既払額	原告ら主張		2,697,998	—		1,090,132	—		0	
	被告 主張 東電	a.直接請求			120,000			120,000		720,000
		b.うち妊婦・子供の費用分								240,000
		c.費用出損者への充当			240,000					
		d.ADR(弁護士費用を除く)			2,723,621					
		e.既払金合計(a-b+c+d)			3,083,621			120,000		480,000
裁判所認定額		—	2,087,998		—	1,100,132		—	600,000	
弁護士費用(裁判所認定額)		—	184,853		—	28,000		—	0	
損害残額		44,313,450	988,291		42,720,580	308,000		42,790,000	0	
一部請求額			5,500,000			5,500,000			5,500,000	
認容額			988,291			308,000			0	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号34-1			原告番号34-2			原告番号34-3			原告番号34-4		
		原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
避難費用	避難交通費				H24.2.1~H25.3.31	106,000	64,000						
	引越費用				H24.2.1~H25.3.31	92,650	92,650						
	一時帰宅費用				H24.2.1~H25.3.31	332,800	332,800						
					H25.4.1~H27.8.31	728,000							
	【34-1】の両親の 面会・看病交通費				H24.2.1~H25.3.31	416,000	0						
					H25.4.1~H27.8.31	52,000							
生活費 増加費用	家財道具購入費用				H24.2.1~H25.3.31	150,000	150,000						
	避難雑費				H24.2.1~H25.3.31	560,000	960,000						
					H25.4.1~H27.8.31	1,160,000							
	賃料				H27.4~H27.8.31	462,048	0						
検査関連費用					H26.1.10	17,850	17,850						
					H26.1.11~H27.8.31	14,420							
就労不能損害					H24.2.15~H24.8.15	1,221,165	1,400,000						
					H24.8.16~H27.8.31	368,797							
精神的損害(避難)		H23.3.11~H27.8.31	18,900,000	600,000	H23.3.11~H27.8.31	18,900,000	300,000	H23.3.11~H27.8.31	18,900,000	600,000	H23.9.7~H27.8.31	16,800,000	300,000
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000		H23.9.7	20,000,000	
小計			38,900,000	600,000		44,581,730	3,317,300		38,900,000	600,000		36,800,000	300,000
弁護士費用(原告ら主張)			3,890,000	—		4,458,173	—		3,890,000	—		3,680,000	—
損害額合計額			42,790,000	600,000		49,039,903	3,317,300		42,790,000	600,000		40,480,000	300,000
既払額	原告ら主張		240,000	—		2,083,718	—		280,000	—		280,000	—
	被告 主張 東電	a.直接請求			240,000			40,000			280,000		
		b.うち妊婦・子供の費用分											
		c.費用出損者への充当											
		d.ADR(弁護士費用を除く)						1,984,192					
		e.既払金合計(a-b+c+d)			240,000			2,024,192			280,000		
裁判所認定額		—	240,000		—	2,083,718		—	280,000		—	280,000	
弁護士費用(裁判所認定額)			—	36,000		—	182,884		—	32,000		—	2,000
損害残額			42,550,000	396,000		46,956,185	1,416,466		42,510,000	352,000		40,200,000	22,000
一部請求額				5,500,000			5,500,000			5,500,000			5,500,000
認容額				396,000			1,416,466			352,000			22,000

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号35-1			原告番号35-2			原告番号35-3			原告番号35-4			原告番号35-5		
	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
	対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
避難費用	交通費	H23.3.12 ～ H23.3.16	42,000	42,000											
	滞在費(宿泊費等)	H23.3.12 ～ H23.3.13	50,000	0											
	一時立入費用	H23.4.1 ～ H27.10.31	200,000	200,000	H27.8	52,000	0	H25.3	32,000	0	H25.8 ～ H27.8	78,000	0	H27.8	52,000
生活費 増加 費用	家財道具喪失費用	H23.3.12 ～ H27.10.31	100,000	0											
	家財道具購入費用	H23.3.16 ～ H27.10.31	300,000	150,000											
避難雑費		—	364,000												
就労不能損害	H23.3.12 ～ H27.10.31	8,749,032	3,581,250	H23.3.12 ～ H27.9.30	2,733,340	700,710									
精神的損害(避難)	H23.3.11 ～ H27.10.31	19,600,000	300,000	H23.3.11 ～ H27.10.31	19,600,000	300,000	H23.3.11 ～ H27.10.31	19,600,000	600,000	H23.3.11 ～ H27.10.31	19,600,000	600,000	H23.3.11 ～ H27.10.31	19,600,000	600,000
精神的損害 (コミュニティ侵害)	H23.3.11 ～ H27.10.31	20,000,000		H23.3.11 ～ H27.10.31	20,000,000		H23.3.11 ～ H27.10.31	20,000,000		H23.3.11 ～ H27.10.31	20,000,000		H23.3.11 ～ H27.10.31	20,000,000	
小計		49,041,032	4,637,250		42,385,340	1,000,710		39,632,000	600,000		39,678,000	600,000		39,652,000	600,000
弁護士費用(原告ら主張)		4,904,103	—		4,238,534	—		3,963,200	—		3,967,800	—		3,965,200	—
損害額合計額		53,945,135	4,637,250		46,623,874	1,000,710		43,595,200	600,000		43,645,800	600,000		43,617,200	600,000
既払額	原告ら主張		120,000		120,000			720,000			720,000			720,000	
	a.直接請求		120,000		120,000			720,000			720,000			720,000	
	b.うち妊婦・子供の 費用分						240,000				240,000			240,000	
	c.費用出損者への 充当		720,000												
	d.ADR (弁護士費用を除く)														
	e.既払金合計 (a-b+c+d)		840,000		120,000			480,000			480,000			480,000	
裁判所認定額		—	480,000		—	120,000		—	600,000		—	600,000		—	600,000
弁護士費用(裁判所認定額)		—	415,725		—	88,071		—	0		—	0		—	0
損害残額		53,825,135	4,572,975		46,503,874	968,781		42,875,200	0		42,925,800	0		42,897,200	0
一部請求額			5,500,000			5,500,000			5,500,000			5,500,000			5,500,000
認容額			4,572,975			968,781			0			0			0

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年10月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号36-1			原告番号36-2			
	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	
	対象期間	損害額		対象期間	損害額		
避難費用				H23.3.11 ~ H23.8.31	19,000	15,200	
面会交通費用				H23.9.1 ~ H27.8.31	112,000	33,600	
				H23.3.11 ~ H23.8.31	70,000		
生活費 増加費用	家財道具購入費用			H23.3.11 ~ H23.8.31	102,000	300,000	
	二重生活に伴う			H23.9.1 ~ H27.8.31	198,000	90,000	
	生活費増加費用(一般)			H23.3.11 ~ H23.8.31	180,000		
	生活費増加費用(食費増加分)			H23.9.1 ~ H27.8.31	1,440,000		
	共益費			H23.3.17 ~ H27.8.31	1,620,000	0	
避難雑費				H24.5.1 ~ H27.8.31	80,000	0	
放射線検査費用					36,792	6,792	
検査交通費					7,040	2,640	
精神的損害(避難)	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	300,000	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	300,000	
精神的損害(コミュニティ侵害)	H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		
小計		38,900,000	300,000		43,872,832	788,232	
弁護士費用(原告ら主張)		3,890,000	—		4,387,283	—	
損害額合計額		42,790,000	300,000		48,260,115	788,232	
既払額	原告ら主張	0	—		280,800	—	
	被告 主張 東電	a.直接請求		120,000			120,000
		b.うち妊婦・子供の費用分					
		c.費用出損者への充当					
		d.ADR(弁護士費用を除く)					160,800
		e.既払金合計(a-b+c+d)		120,000			280,800
裁判所認定額	—	120,000		—	290,424		
弁護士費用(裁判所認定額)		—	18,000		—	59,405	
損害残額		42,790,000	198,000		47,979,315	557,213	
一部請求額			5,500,000			5,500,000	
認容額			198,000			557,213	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号37-1			原告番号37-2		
		原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
避難費用	交通費	H23.3.11~H25.4.27	96,800	16,000			
	一時帰宅交通費	H25.4.27~H27.8.31	1,438,000	0			
	避難した娘家族との面会費用	H23.7.26~H25.4.27	1,171,600	0			
生活費 増加費用	生活費増加費用(二重生活)	H25.4.27~H25.6.24	60,000	0			
	家財道具購入費用	H25.4~H27.8	150,000	0			
逸失利益		H23.3.11~H27.8.31	1,700,000	0			
精神的損害(避難)		H23.3.11~H27.8.31	18,900,000	300,000	H23.3.11~H27.8.31	18,900,000	
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11~H27.8	20,000,000		H23.3.11~H27.8	20,000,000	
小計			43,516,400	316,000	38,900,000	300,000	
弁護士費用(原告ら主張)			4,351,640	—	3,890,000	—	
損害額合計額			47,868,040	316,000	42,790,000	300,000	
既払額	原告ら主張		120,000	—		120,000	
	被告 主張 東電	a.直接請求	120,000			120,000	
		b.うち妊婦・子供の費用分					
		c.費用出損者への充当					
		d.ADR(弁護士費用を除く)					
		e.既払金合計(a-b+c+d)	120,000			120,000	
裁判所認定額			—	120,000	120,000		
弁護士費用(裁判所認定額)			—	19,600	—	18,000	
損害残額			47,748,040	215,600	42,670,000	198,000	
一部請求額				5,500,000		5,500,000	
認容額				215,600		198,000	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号38		
		原告主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額	
避難費用	移動交通費	H23.3.15 ~ H25.4.7	303,411	90,400
	家財道具移動費用	H23.8.26 ~ H25.3.25	136,410	0
	食費増加分	H23.3.15 ~ H23.4.5	60,000	0
	一時立入費用	H23.8.1 ~ H27.10.31	537,550	0
生活費 増加費用	家財道具価値喪失損害	H23.3.11 ~ H26.12.31	100,000	0
	家財道具新規購入費	H23.8.27 ~ H27.10.31	150,000	0
	生活費増加分	H23.8.28 ~ H27.10.31	1,503,870	0
就労不能損害		H23.3.15 ~ H23.12.31	1,089,138	0
		H24.1.1 ~ H27.10.31	5,247,001	
医療費		H24.6.1 ~ H24.10.31	178,834	0
ガイガーカウンター購入費用		H23.6.3 ~ H25.12.21	61,800	49,800
精神的損害(避難)		H23.3.11 ~ H27.10.31	19,600,000	100,000
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11 ~ H27.10.31	20,000,000	
小計			48,968,014	240,200
弁護士費用(原告主張)			4,896,801	—
損害額合計額			53,864,815	240,200
既払額	原告主張		0	—
	被告 主張 東電	a.直接請求	0	
		b.うち妊婦・子供の費用分		
		c.費用出損者への充当		
		d.ADR(弁護士費用を除く)		
		e.既払金合計(a-b+c+d)	0	
裁判所認定額		—	0	
弁護士費用(裁判所認定額)			—	24,020
損害残額			53,864,815	264,220
一部請求額				5,500,000
認容額				264,220

※ 原告は口頭弁論終結日に関わらず、平成27年10月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号39			
	原告主張		裁判所 認定額	
	対象期間	損害額		
避難交通費用	H23.3.14 ~ H27.8.31	382,717	74,400	
面会交通費	H24.4.20 ~ H27.8.31	130,000	0	
一時帰宅費用	H24.3.26 ~ H27.8.31	78,000	41,600	
家財宅配費用	H23.4.1 ~ H27.8.31	30,000	0	
生活費	パソコン・まくら等購入費用	H23.4.1 ~ H27.8.31	173,290	0
増加費用	生活費増加費用(共益費)	H24.5.1 ~ H27.8.31	58,900	12,000
避難雑費	—	—	240,000	
就労不能損害	H23.3.11 ~ H27.8.31	5,300,000	2,982,804	
精神的損害(避難)	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	300,000	
精神的損害(コミュニティ侵害)	H23.3.11 ~	20,000,000	—	
小計		45,052,907	3,650,804	
弁護士費用(原告主張)		4,505,291	—	
損害額合計額		49,558,198	3,650,804	
既払額	原告主張	120,000	—	
	被告 主張 東電	a.直接請求		120,000
		b.うち妊婦・子供の費用分		—
		c.費用出損者への充当		240,000
		d.ADR(弁護士費用を除く)		—
		e.既払金合計(a-b+c+d)		360,000
裁判所認定額	—	120,000		
弁護士費用(裁判所認定額)		—	353,080	
損害残額		49,438,198	3,883,884	
一部請求額			5,500,000	
認容額			3,883,884	

※ 原告は口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号40		
		原告主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額	
避難費用	交通費	H23.3.15 ~ H23.4.23	102,000	39,200
		H24.6.26	26,000	
	住居費	H23.3.15 ~ H23.4.1	90,803	0
	引越費用, 家財道具購入費	H23.3.15 ~ H24.6.26	116,485	0
	一時立入費用	H24.6.26 ~ H27.8.31	156,000	0
生活費	避難雑費	H24.6.26 ~ H27.8.31	760,000	50,000
増加費用	ガイガーカウンター購入費用	H23.3.11 ~ H24.6.26	15,000	0
	就労不能損害	H24.6.26 ~ H27.8.31	4,560,000	0
	精神的損害(避難)	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	300,000
	精神的損害(コミュニティ侵害)	H23.3.11 ~	20,000,000	
	小計		44,726,288	389,200
	弁護士費用(原告主張)		4,472,629	—
	損害額合計額		49,198,917	389,200
既払額	原告主張		120,000	—
	被告 主張 東電	a.直接請求	120,000	
		b.うち妊婦・子供の費用分		
		c.費用出損者への充当	480,000	
		d.ADR(弁護士費用を除く)		
		e.既払金合計(a-b+c+d)	600,000	
	裁判所認定額		—	120,000
	弁護士費用(裁判所認定額)		—	26,920
	損害残額		49,078,917	296,120
	一部請求額			5,500,000
	認容額			296,120

※ 原告は口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号42		
		原告主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額	
避難費用	交通費	H23.3.11 ~ H25.10.22	427,000	19,200
	滞在費(宿泊費)	H23.3.11 ~ H25.10.16	71,786	0
	引越費用	H25.7.1 ~ H25.7.1	185,460	0
	一時立入交通費	H25.10.16 ~ H27.9.30	616,000	0
	一時立入滞在費	H25.10.16 ~ H27.9.30	14,000	0
生活費 増加費用	家財道具購入費用	H25.10.17 ~ H27.9.30	150,000	0
	家賃差額	H25.7.1 ~ H27.9.30	594,000	0
	放射線量検査費	H23.3.11 ~ H27.9.30	291,000	0
	医療費(診断書料)	H25.11.29 ~ H25.12.19	4,200	0
避難雑費		—	—	240,000
精神的損害(避難)		H23.3.11 ~ H27.9.30	20,950,000	400,000
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11 ~	20,000,000	—
小計			43,303,446	659,200
弁護士費用(原告主張)			4,330,345	—
損害額合計額			47,633,791	659,200
既払額	原告主張		0	—
	被告 主張 東電	a.直接請求	120,000	
		b.うち妊婦・子供の費用分	—	
		c.費用出損者への充当	—	
		d.ADR(弁護士費用を除く)	—	
		e.既払金合計(a-b+c+d)	120,000	
裁判所認定額		—	120,000	
弁護士費用(裁判所認定額)			—	53,920
損害残額			47,633,791	593,120
一部請求額			—	5,500,000
認容額			—	593,120

※ 原告は口頭弁論終結日に関わらず、平成27年9月30日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号43-1			原告番号43-2			原告番号43-3			原告番号43-4		
	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
	対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
避難費用	交通費	H23.5.8 ~ H23.5.9	26,000	43,200								
		H23.5.19 ~ H24.3	97,303									
		H23.7.22 ~ H23.8.23	65,400									
		H24.3.23	10,064									
	引越費用	H24.3.23	25,300	25,300								
	一時立入費用	H24.10.25 ~ H24.10.28	156,000	0								
		H24.12.29 ~ H25.1.6	208,000									
		H25.8.9 ~ H25.8.21	134,000									
H26.8.4 ~ H26.8.19		108,000										
H27.4.23 ~ H27.4.24		52,000										
H27.8.7 ~ H27.8.18	108,000											
家財道具価値喪失損害	H24.3.23	1,000,000	150,000									
避難雑費	H24.3.23 ~ H27.11.30	1,800,000	960,000									
生活費 増加費用	生活費増加費用(放課後預り)	H24.3.23 ~ H27.10.31	86,177	0								
就労不能損害	H24.3.1 ~ H24.3.22	191,649	191,642									
精神的損害(避難)	H23.3.11 ~ H27.11.30	19,950,000	300,000	H23.3.11 ~ H27.11.30	19,950,000	300,000	H23.3.11 ~ H27.11.30	19,950,000	600,000	H23.3.11 ~ H27.11.30	19,950,000	
精神的損害(コミュニティ侵害)	H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000		H23.3.11 ~	20,000,000	
小計		44,017,893	1,670,142		39,950,000	300,000		39,950,000	600,000		39,950,000	
弁護士費用(原告ら主張)		4,401,789	—		3,995,000	—		3,995,000	—		3,995,000	
損害額合計額		48,419,682	1,670,142		43,945,000	300,000		43,945,000	600,000		43,945,000	
既払額	原告ら主張		80,000		80,000			600,000			600,000	
	被告 主張 東電	a.直接請求	80,000		80,000			600,000			600,000	
		b.うち妊婦・子供の費用分						600,000			600,000	
		c.費用出損者への充当	400,000					200,000			200,000	
		d.ADR(弁護士費用を除く)										
		e.既払金合計(a-b+c+d)	480,000			80,000			400,000			400,000
裁判所認定額		—	80,000		—	80,000		600,000		—		
弁護士費用(裁判所認定額)		—	159,014		—	22,000		—	0		—	
損害残額		48,339,682	1,749,156		43,865,000	242,000		43,345,000	0		43,345,000	
一部請求額			5,500,000			5,500,000		5,500,000			5,500,000	
認容額			1,749,156			242,000		0			0	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年11月30日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号44-1			原告番号44-2			原告番号44-3			
		原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	
		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		
避難費用	避難交通費				H23.3.11~H23.12.31	299,658		235,768			
					H24.1.1~H25.4.1	89,990					
	面会交通費				H23.3.11~H23.12.31	854,520		1,952,540			
					H24.1.1~H25.3.19	1,515,920					
	宿泊費				H23.3.11~H23.12.31	54,853		43,053			
					H24.1.1~H25.3.19	23,200					
引越関連費用	引越関連費用				H23.3.11~H23.12.31	70,570		368,932			
					H24.1.1~H25.3.31	1,207,265					
	自動車に要した費用				H23.3.11~H23.12.31	813,620		0			
					H24.1.1~H25.3.31	56,490					
避難雑費	避難雑費				H23.3.11~H23.12.31	180,850		720,000			
					H24.1.1~H25.3.31	300,000					
					H25.4.1~H27.9.30	600,000					
生活費 増加費用	二重生活に伴う生活費 増加費用				H23.3.11~H23.12.31	255,000		705,000			
	家財道具購入費用				H23.3.11~H23.12.31	450,000		300,000			
	住居費				H23.3.11~H23.12.31	600,000		398,900			
					H24.1.1~H25.3.31	355,500					
	共益費				H23.3.11~H23.12.31	280,476		14,000			
	謝礼				H23.3.11~H23.12.31	14,000		100,000			
					H24.1.1~H25.3.31	200,000					
交通費				H23.3.11~H23.12.31	259,138		89,900				
					H24.1.1~H25.3.31	89,000					
除染費用					H23.3.11~H23.12.31	51,110		15,000			
精神的損害(避難)	H23.3.11~H23.12.31	3,500,000			H23.3.11~H23.12.31	3,500,000		H23.3.11~H23.12.31	3,500,000		
	H24.1.1~H27.9.30	15,750,000	300,000		H24.1.1~H27.9.30	15,750,000	300,000	H24.1.1~H27.9.30	15,750,000	600,000	
精神的損害(コミュニティ侵害)	H23.3.11	20,000,000			H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000		
小計		39,250,000	300,000			47,871,160	5,243,093		39,250,000	600,000	
弁護士費用(原告ら主張)		3,925,000	—			4,787,116	—		3,925,000	—	
損害額合計額		43,175,000	300,000			52,658,276	5,243,093		43,175,000	600,000	
既払額	原告ら主張		40,000			4,563,093			200,000		
	被告 主張 東電	a.直接請求		120,000			120,000			720,000	
		b.うち妊婦・子供の費用								240,000	
		c.費用出損者への充当					240,000				
		d.ADR(弁護士費用を除く)					4,043,093				
		e.既払金合計(a-b+c+d)		120,000			4,403,093			480,000	
裁判所認定額		—	120,000			—	4,427,186		—	600,000	
弁護士費用(裁判所認定額)		—	18,000			—	225,684		—	0	
損害残額		43,135,000	198,000			48,095,183	1,041,591		42,975,000	0	
一部請求額			3,300,000				3,300,000			3,300,000	
認容額			198,000				1,041,591			0	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年9月30日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号45-1			原告番号45-2			原告番号45-3		
		原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
避難費用	交通費	H23.3.11 ~ H27.11.12	1,047,444	549,600						
	家財道具移動費用	H23.3.11 ~ H27.8.31	72,082	17,440						
生活費 増加費用	家財道具購入費用	H23.3.11 ~ H27.8.31	51,879	51,879						
	生活費増加費用(二重生活)	H23.3.11 ~ H27.8.31	688,338	480,000						
	駐車場代	H23.3.11 ~ H27.8.31	3,250	0						
就労不能損害		H23.7.1 ~ H27.8.31	3,690,000	959,958						
避難雑費			—	480,000						
精神的損害(避難)		H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	300,000	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	300,000	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11 ~	20,000,000	—	H23.3.11 ~	20,000,000	—	H23.3.11 ~	20,000,000	
小計			44,452,993	2,838,877	38,900,000	300,000	38,900,000	600,000		
弁護士費用(原告ら主張)			4,445,299	—	3,890,000	—	3,890,000	—		
損害額合計額			48,898,292	2,838,877	42,790,000	300,000	42,790,000	600,000		
既払額	原告ら主張		0		0		0			
	被告 主張 東電	a.直接請求		0		0		0		
		b.うち妊婦・子供の費用分								
		c.費用出損者への充当								
		d.ADR(弁護士費用を除く)								
		e.既払金合計(a-b+c+d)		0		0		0		
裁判所認定額			—	0	—	0	—	0		
弁護士費用(裁判所認定額)			—	283,888	—	30,000	—	60,000		
損害残額			48,898,292	3,122,765	42,790,000	330,000	42,790,000	660,000		
一部請求額				5,500,000		5,500,000		5,500,000		
認容額				3,122,765		330,000		660,000		

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号46-1			原告番号46-2			原告番号46-3			原告番号46-4			原告番号46-5			
	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	
	対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		
避難費用	交通費	H23.3.11 ～ H24.2.4 27,000 H24.2.4 ～ H24.8.1 11,000 H25.4.7 ～ H27.8.31 13,000	40,800													
	一時立入費用	H23.3.11 ～ H25.4.8 46,440 H25.4.8 ～ H27.8.31 89,700	0													
生活費増加費用	家財道具購入費用	H23.3.11 ～ H25.4.8 300,000	150,000													
	避難雑費	H24.2.4 ～ H27.8.31 2,820,000	1,200,000													
	賃料	H24.2.4 ～ H24.7.31 382,740 H24.8.1 ～ H25.4.7 576,990 H25.4.7 ～ H27.8.31 2,726,000	1,835,620													
動産		5,350,000	0													
エアカウンター購入費用	H23.6頃 ～ H24.10頃 10,000		0													
医療費	H23.3.11 ～ H26.12.31 161,770		0													
就労不能損害		H24.2.1 ～ H24.12.31 5,069,757 H25.1.1 ～ H25.12.31 5,530,648 H26.1.1 ～ H26.12.31 5,530,648 H27.1.1 ～ H27.8.31 3,687,096	0													
	精神的損害(避難)	H23.3.11 ～ H23.12.31 3,500,000 H24.1.1 ～ H27.8.31 15,400,000	150,000	H23.3.11 ～ H23.12.31 3,500,000 H24.1.1 ～ H27.8.31 15,400,000	150,000	H23.3.11 ～ H23.12.31 3,500,000 H24.1.1 ～ H27.8.31 15,400,000	300,000	H23.3.11 ～ H23.12.31 3,500,000 H24.1.1 ～ H27.8.31 15,400,000	300,000	H23.3.11 ～ H23.12.31 3,500,000 H24.1.1 ～ H27.8.31 15,400,000	300,000	H23.3.11 ～ H23.12.31 3,500,000 H24.1.1 ～ H27.8.31 15,400,000	300,000			
		精神的損害 (コミュニティ侵害)	H23.3.11 ～ H27.8.31 20,000,000		H23.3.11 ～ H27.8.31 20,000,000		H23.3.11 ～ H27.8.31 20,000,000		H23.3.11 ～ H27.8.31 20,000,000		H23.3.11 ～ H27.8.31 20,000,000					
	小計		71,232,789	3,376,420		38,900,000	150,000		38,900,000	300,000		38,900,000	300,000		38,900,000	300,000
弁護士費用(原告ら主張)		7,123,279	—		3,890,000	—		3,890,000	—		3,890,000	—		3,890,000	—	
損害額合計額		78,356,068	3,376,420		42,790,000	150,000		42,790,000	300,000		42,790,000	300,000		42,790,000	300,000	
既払額	原告ら主張		0		0		0		0		0		0		0	
	被告東電 主張	a.直接請求		0		0		0		0		0		0		0
		b.うち妊婦・子供の費用分														
		c.費用出損者への充当														
		d.ADR(弁護士費用を除く)														
		e.既払金合計		0		0		0		0		0		0		0
裁判所認定額		—	0		—	0		—	0		—	0		—	0	
弁護士費用(裁判所認定額)		—	337,642		—	15,000		—	30,000		—	30,000		—	30,000	
損害残額		78,356,068	3,714,062		42,790,000	165,000		42,790,000	330,000		42,790,000	330,000		42,790,000	330,000	
一部請求額			5,500,000			5,500,000			5,500,000			5,500,000			5,500,000	
認容額			3,714,062			165,000			330,000			330,000			330,000	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号47		
		原告主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額	
避難費用	交通費	H23.3.11 ~ H27.8.31	651,380	0
	宿泊費	H23.3.11 ~ H27.8.31	29,500	0
	避難滞在費	H23.3.11 ~ H27.8.31	139,000	0
	引越関連費用	H23.3.11 ~ H27.8.31	55,314	0
生活費 増加費用	二重生活に伴う生活費増加	H23.3.11 ~ H27.1.17	750,000	0
	避難雑費	H23.3.11 ~ H27.8.31	1,960,000	0
	家財道具価値喪失損害	H23.3.11 ~ H27.8.31	173,000	0
	放射線検査費用	H23.3.11 ~ H27.8.31	116,050	0
精神的損害(避難)		H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	0
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11 ~	20,000,000	0
小計			42,774,244	0
弁護士費用(原告主張)			4,277,424	—
損害額合計額			47,051,668	0
既払額	原告主張		0	—
	被告 主張 東電	a.直接請求	0	
		b.うち妊婦・子供の費用分		
		c.費用出損者への充当		
		d.ADR(弁護士費用を除く)		
		e.既払金合計(a-b+c+d)	0	
裁判所認定額			—	0
弁護士費用(裁判所認定額)			—	0
損害残額			47,051,668	0
一部請求額				5,500,000
認容額				0

※ 原告は口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号48-1			原告番号48-2			原告番号48-3			原告番号48-4			原告番号48-5			原告番号48-6		
	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
	対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
避難費用	交通費	H23.12 ~ H27.8	528,000	0						H24 ~ H27.9	676,000	0	H24.4 ~ H26.2	80,000	0	H23.10 ~ H27.9	910,000	0
	引越費用									H26.2.17	160,000	0				H27.9.28	23,760	0
生活費増加費用	家財道具購入費用	H23.6	300,000	300,000														
	二重生活															H23.6.29 ~ H26.2.17	1,280,000	480,000
	避難雑費	H24.1 ~ H27.10	920,000	940,000												H26.2.18 ~ H27.9.26	600,000	
	家賃・共益費															H27.9 ~ H27.10	78,000	0
	生活用動産保険															H27.7.4	15,000	0
精神的損害(避難)	H23.3.11 ~ H27.10.31	19,600,000	300,000	H23.3.11 ~ H27.10.31	19,600,000	300,000	H23.3.11 ~ H27.10.31	19,600,000	600,000	H23.3.11 ~ H27.10.31	19,600,000	300,000	H23.3.11 ~ H27.10.31	19,600,000	300,000	H23.3.11 ~ H27.10.31	19,600,000	300,000
精神的損害 (コミュニティ侵害)	H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000	
小計		41,348,000	1,540,000		39,600,000	300,000		39,600,000	600,000		40,436,000	300,000		39,680,000	300,000		42,506,760	780,000
弁護士費用(原告ら主張)		4,134,800	—		3,960,000	—		3,960,000	—		4,043,600	—		3,968,000	—		4,250,676	—
損害額合計額		45,482,800	1,540,000		43,560,000	300,000		43,560,000	600,000		44,479,600	300,000		43,648,000	300,000		46,757,436	780,000
既払額	原告ら主張		120,000		200,000			720,000			120,000			120,000			120,000	
	a.直接請求		120,000		200,000			720,000			120,000			120,000			120,000	
	b.うち妊婦・子供の 費用分				40,000			240,000										
	c.費用出損者 への充当		280,000															
	d.ADR (弁護士費用を除く)																	
	e.既払金合計		400,000		160,000			480,000			120,000			120,000			120,000	
裁判所認定額		—	240,000		200,000			600,000			120,000			120,000			120,000	
弁護士費用(裁判所認定額)		—	130,000		10,000			0			18,000			18,000			66,000	
損害残額		45,362,800	1,430,000		43,360,000	110,000		42,840,000	0		44,359,600	198,000		43,528,000	198,000		46,637,436	726,000
一部請求額			5,500,000		5,500,000			5,500,000			5,500,000			5,500,000			5,500,000	
認容額			1,430,000		110,000			0			198,000			198,000			726,000	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年10月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号49		
		原告主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額	
避難費用	移動費用	H23.3.11～H23.9.30	39,000	36,000
		H23.10.1～H27.12.31	42,000	
	滞在費	H23.3.11～H23.9.30	7,600	7,600
	引越費用	H23.3.11～H23.9.30	332,640	0
生活費 増加費用	家財道具購入費用	H23.3.11～H23.9.30	2,450,000	150,000
	一時立入費用(移動費用)	H23.3.11～H23.9.30	204,000	182,400
		H23.10.1～H27.12.31	120,000	
	一時立入費用(滞在費)	H23.3.11～H23.9.30	12,800	12,800
賃料	H23.3.11～H23.9.30	0	0	
	H23.10.1～H27.12.31	2,454,000		
営業損害		H23.3.11～H23.9.30	2,461,557	1,439,647
		H23.10.1～H27.12.31	17,934,201	
精神的損害(避難)		H23.3.11～H23.9.30	2,450,000	300,000
		H23.10.1～H27.12.31	17,850,000	
精神的損害(コミュニティ侵害)		2011.3.11～	20,000,000	
小計			66,357,798	2,128,447
弁護士費用(原告主張)			6,635,780	—
損害額合計額			72,993,578	2,128,447
既払額	原告主張		1,929,665	—
	被告 主張 東電	a.直接請求	1,116,385	
		b.うち妊婦・子供の費用分		
		c.費用出損者への充当		
		d.ADR(弁護士費用を除く)	787,262	
		e.既払金合計(a-b+c+d)	1,903,647	
裁判所認定額		—	1,929,665	
弁護士費用(裁判所認定額)			—	45,896
損害残額			71,063,913	244,678
一部請求額				5,500,000
認容額				244,678

※ 原告は口頭弁論終結日に関わらず、平成27年12月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号50		
		原告主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額	
避難費用	交通費	H23.3.14～H23.10.1	215,400	78,400
	一時帰宅交通費	H23.3.15～H27.8.31	730,000	0
生活費 増加費用	家財道具購入費用	H23.3.15～H27.8.31	300,000	300,000
	二重生活	H23.4.1～H27.8.31	1,590,000	420,000
	二重生活に伴う通信費	H23.4.1～H27.8.31	1,020,000	0
	生活費増加費用(賃料等)	H25.3.24～H27.8.31	58,000	6,000
就労不能損害		H23.3.15～H23.9.20	500,000	500,000
精神的損害(避難)		H23.3.11～H27.8.31	14,700,000	400,000
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11～H27.8.31	20,000,000	
小計			39,113,400	1,704,400
弁護士費用(原告主張)			3,911,340	—
損害額合計額			43,024,740	1,704,400
既払額	原告主張		120,000	—
	被告 主張 東電	a.直接請求	120,000	
		b.うち妊婦・子供の費用分		
		c.費用出損者への充当		
		d.ADR(弁護士費用を除く)		
		e.既払金合計(a-b+c+d)	120,000	
裁判所認定額			—	120,000
弁護士費用(裁判所認定額)			—	158,440
損害残額			42,904,740	1,742,840
一部請求額				5,500,000
認容額				1,742,840

※ 原告は口頭弁論終結日に関わらず、平成27年12月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号51-1				原告番号51-2			原告番号51-3		
	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	
	対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		
避難費用	移動交通費	H23.3.11 ~ H23.7.13	180,110	84,400						
	宿泊費及び謝礼	H23.3.11 ~ H23.7.13	75,700	75,700						
	引越関連費用	H23.3.11 ~ H23.7.13	191,700	152,900						
		H23.7.14 ~ H27.12.31	281,400							
	面会交通費	H23.5.2 ~ H25.10.31	5,947,000	1,263,200						
立入交通費	H23.11.1 ~ H25.4.16	104,000	83,200							
二重生活に伴う生活費増加費用	光熱費	H23.4.1 ~ H25.10.31	504,000	915,000						
	通信費	H23.4.1 ~ H25.10.31	105,092							
	被服費	H23.4.1 ~ H25.10.31	16,000							
	食費	H23.4.1 ~ H25.10.31	930,000							
家財道具購入費用	H23.4.1 ~ H25.10.31	538,157	300,000							
	H25.11.1 ~ H27.12.31	300,000								
賃料等	H23.4.11 ~ H23.6.22	188,070	188,070							
仲介料及び住宅保険料	H23.6.27	85,350	85,350							
家賃	H23.7 ~ H23.10	233,666	233,666							
駐車料及び管理料	H23.11 ~ H25.10	336,000	336,000							
	H25.11 ~ H25.12	28,000								
その他(車のナンバー変更に関する費用)	H23.3.11 ~ H23.5.20	3,650	3,650							
検査費用(医療費)	H24.10.24	3,150	3,150							
ガイガーカウンター購入費用	H23.11.15	4,000	4,000							
高圧洗浄機購入費用	H23.6.6	45,800	45,800							
避難雑費	H23.3.11 ~ H25.10.31	1,600,000	480,000							
	H25.11.1 ~ H27.12.31	520,000								
町内会費	H25.11.1 ~ H27.12.31	42,500	0							
精神的損害(避難)	H23.3.11 ~ H23.12.31	3,500,000	300,000	H23.3.11 ~ H23.12.31	3,500,000	300,000	H23.3.11 ~ H23.12.31	3,500,000		
	H24.1.1 ~ H27.12.31	16,800,000		H24.1.1 ~ H27.12.31	16,800,000		H24.1.1 ~ H27.12.31	16,800,000		
精神的損害(コミュニティ侵害)	H23.3.11 ~ H27.12.31	20,000,000		H23.3.11 ~ H27.12.31	20,000,000		H23.3.11 ~ H27.12.31	20,000,000		
小計		52,563,345	4,554,086		40,300,000	300,000		40,300,000		
弁護士費用(原告ら主張)		5,256,335	—		4,030,000	—		4,030,000		
損害額合計額		57,819,680	4,554,086		44,330,000	300,000		44,330,000		
既払額	原告ら主張		4,552,360		138,274			138,274		
	被告東電主張	a.直接請求		120,000		120,000			720,000	
		b.うち妊婦・子供の費用分							240,000	
		c.費用出損者への充当		240,000						
		d.ADR(弁護士費用を除く)		3,734,086						
		e.既払金合計(a-b+c+d)		4,094,086		120,000			480,000	
裁判所認定額		—	4,108,908		—	120,000		600,000		
弁護士費用(裁判所認定額)		—	179,340		—	18,000		0		
損害残額		53,267,320	624,518		44,191,726	198,000		44,191,726		
一部請求額			5,500,000			5,500,000		5,500,000		
認容額			624,518			198,000		0		

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年12月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号52-1			原告番号52-2			原告番号52-3			原告番号52-4		
		原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
避難費用	交通費	H24.1.27	43,050	43,050									
	引越費用	H24.1.27	27,250	27,250									
	保養に要した費用	H23.8	315,907	0									
生活費 増加費用	家財道具購入費用	H24.1.27~H27.10.30	300,000	300,000									
	避難雑費	H24.1.27~H27.10.30	900,000	820,000									
	生活費増加費用一般	H24.1.27~H27.10.30	1,600,000	630,000									
	検診料	H24.1.27~H27.10.30	53,060	45,560									
精神的損害(避難)		H23.3.11~H27.10.30	19,600,000	300,000	H23.3.11~H27.10.30	19,600,000	300,000	H23.3.11~H27.10.30	19,600,000	600,000	H23.3.11~H27.10.30	19,600,000	600,000
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11~	20,000,000		H23.3.11~	20,000,000		H23.3.11~	20,000,000		H23.3.11~	20,000,000	
小計			42,839,267	2,165,860	39,600,000	300,000	39,600,000	600,000	39,600,000	600,000			
弁護士費用(原告ら主張)			4,283,927	—	3,960,000	—	3,960,000	—	3,960,000	—			
損害額合計額			47,123,194	2,165,860	43,560,000	300,000	43,560,000	600,000	43,560,000	600,000			
既払額	原告ら主張		0		0		0		0		0		
	被告 主張 東電	a.直接請求		0		0		0		0		0	
		b.うち妊婦・子供の費用分											
		c.費用出損者への充当											
		d.ADR(弁護士費用を除く)											
		e.既払金合計(a-b+c+d)		0		0		0		0		0	
裁判所認定額			—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	
弁護士費用(裁判所認定額)			—	216,586	—	30,000	—	60,000	—	60,000			
損害残額			47,123,194	2,382,446	43,560,000	330,000	43,560,000	660,000	43,560,000	660,000			
一部請求額				5,500,000		5,500,000		5,500,000		5,500,000			
認容額				2,382,446		330,000		660,000		660,000			

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年10月30日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号53		
		原告主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額	
避難費用	交通費	H23.3.11 ~ H28.1.31	68,050	20,800
	滞在費(宿泊費)	H23.3.11 ~ H23.12.31	19,186	0
	引越費用	H23.6.24 ~ H28.1.31	26,250	26,250
	避難雑費	H23.8.24 ~ H28.1.31	1,080,000	240,000
生活費	家財道具購入費用	H23.3.11 ~ H26.12.31	300,000	300,000
増加費用	生活費増加費用(二重生活)	H23.8.24 ~ H28.1.31	1,620,000	480,000
精神的損害(避難)		H23.3.11 ~ H28.1.31	20,650,000	300,000
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11 ~	20,000,000	
小計			43,763,486	1,367,050
弁護士費用(原告主張)			4,376,349	—
損害額合計額			48,139,835	1,367,050
既払額	原告主張		120,000	—
	被告 主張 東電	a.直接請求	120,000	
		b.うち妊婦・子供の費用分		
		c.費用出損者への充当	240,000	
		d.ADR(弁護士費用を除く)		
		e.既払金合計(a-b+c+d)	360,000	
裁判所認定額			—	120,000
弁護士費用(裁判所認定額)			—	124,705
損害残額			48,019,835	1,371,755
一部請求額				5,500,000
認容額				1,371,755

※ 原告は口頭弁論終結日に関わらず、平成28年1月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号54-1			原告番号54-2				
		原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額		
		対象期間	損害額		対象期間	損害額			
避難費用	交通費	H23.5.20 ~ H23.5.20	26,000	22,400					
	面会交通費	H23.5 ~ H27.8.31	156,000	0					
生活費増加費用(家財道具購入費用)		H23.5 ~ H27.8.31	300,000	150,000					
逸失利益(作付けにかかる損害)		H24.2.3 ~ H26.6.16	2,200,000	0					
精神的損害(避難)		H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	300,000	H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	300,000		
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11 ~ H27.8.31	20,000,000		H23.3.11 ~ H27.8.31	20,000,000			
小計			41,582,000	472,400		38,900,000	300,000		
弁護士費用(原告ら主張)			4,158,200	—		3,890,000	—		
損害額合計額			45,740,200	472,400		42,790,000	300,000		
既払額	原告ら主張		120,000	—	原告ら主張		120,000		
	被告 主張 東電	a.直接請求	120,000		被告主張東電		120,000		
		b.うち妊婦・子供の費用分							
		c.費用出損者への充当							
		d.ADR(弁護士費用を除く)							
		e.既払金合計(a-b+c+d)	120,000				120,000		
裁判所認定額		—	120,000	裁判所認定額		—	120,000		
弁護士費用(裁判所認定額)			—	35,240	弁護士費用(裁判所認定額)			—	18,000
損害残額			45,620,200	387,640	損害残額			42,670,000	198,000
一部請求額				5,500,000	一部請求額			5,500,000	
認容額				387,640	認容額			198,000	

※ 原告は口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号55		
		原告主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額	
避難費用	交通費	H23.3.11 ~ H27.8.31	641,800	0
	家財道具移動費用	H23.12	20,000	0
生活費 増加費用	生活費増加	H23.12 ~ H27.11	1,440,000	0
		H23.6 ~ H27.1.17	1,080,000	0
	放射線検査費用	H23.10 ~ H25	19,000	0
精神的損害(避難)		H23.3.11 ~ H27.8.31	18,900,000	0
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11 ~	20,000,000	0
小計			42,100,800	0
弁護士費用(原告主張)			4,210,080	—
損害額合計額			46,310,880	0
既払額	原告主張		0	—
	被告 主張 東電	a.直接請求	0	
		b.うち妊婦・子供の費用		
		c.費用出損者への充当		
		d.ADR(弁護士費用を除		
		e.既払金合計(a-b+c+d)	0	
裁判所認定額			—	0
弁護士費用(裁判所認定額)			—	0
損害残額			46,310,880	0
一部請求額				5,500,000
認容額				0

※ 原告は口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号56-1			原告番号56-2		
		原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額
		対象期間	損害額		対象期間	損害額	
避難費用	避難交通費	H23.3.12~H29.4.30	394,000	27,200			
	一時帰宅	H23.4.22~H25.6	88,000	54,400			
	部屋探し	H23.7.25~H26.12.7	486,000	0			
	面会交流	H23.8.4~H28.12	2,512,000	0			
	滞在費	H23.9.5~H28.6.19	989,834	0			
生活費 増加費用	清掃作業・リフォーム等	H23.3.16~H27.6.29	4,682,238	0			
	家財道具購入費用	H23.3.11~	2,282,000	150,000			
	引越費用	H23.3.11~H28.1	980,225	232,050			
	入居初期費用、家賃等	H23.3.11~H28.8	1,737,140	160,000			
	重複光熱費	H23.3.11~H28.6	793,799	0			
処分家財等	自宅		1,151,634				
	東京ピラミッド(東京)		535,000	0			
	東京ピラミッド(大田原)		1,342,598				
東京ピラミッド活動経費			6,123,000	0			
精神的損害(避難)		H23.3.11~H29.4.30	32,550,000	100,000	H23.3.11~H29.4.30	25,900,000	
精神的損害(コミュニティ侵害)		H23.3.11~	40,000,000		H23.3.11~	20,000,000	
小計			96,647,468	723,650		45,900,000	
弁護士費用(原告ら主張)			9,664,747	—		4,590,000	
損害額合計額			106,312,215	723,650		50,490,000	
既払額	原告ら主張		0			0	
	被告 主張 東電	a.直接請求		0			0
		b.うち妊婦・子供の費用分					
		c.費用出損者への充当					
		d.ADR(弁護士費用を除く)					
		e.既払金合計(a-b+c+d)		0			0
裁判所認定額			—	0		0	
弁護士費用(裁判所認定額)			—	72,365		10,000	
損害残額			106,312,215	796,015		50,490,000	
一部請求額				11,000,000		5,500,000	
認容額				796,015		110,000	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成29年4月30日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目	原告番号57-1			原告番号57-2			原告番号57-3			原告番号57-4			原告番号57-5			原告番号57-6				
	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額		
	対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額
避難費用	交通費			H23.3.11 ~H23.3.21	57,000	45,600														
	一時帰宅費用			H23.3.11 ~H25.3.31	460,000	134,400														
	避難雑費			H23.3.11 ~H27.8.31	4,320,000	1,440,000														
生活費増加費用	家財道具購入費用			H23.3.11 ~H27.8.31	300,000	150,000														
	生活費増加費用(一般)			H23.3.11 ~H27.8.31	1,620,000	0														
	生活費増加費用(食費増加分)			H23.3.11 ~H23.3.21	30,000	0														
				H24.2.1 ~H24.3.31	60,000															
	生活費増加費用(賃料)			H24.11.3 ~H25.3.31	120,000	0														
				H25.4.1 ~H26.5.31	140,000															
	就労不能損害(事業損害)			H23.3.11 ~H27.8.31	8,000,000	2,099,163														
	就労不能損害(農業損害)			H23.3.11 ~H27.8.31	975,000	0														
	精神的損害(避難)	H23.3.11 ~H27.8.31	18,900,000	300,000	H23.3.11 ~H27.8.31	18,900,000	300,000	H23.3.11 ~H27.8.31	18,900,000	600,000	H23.3.11 ~H27.8.31	18,900,000	600,000	H23.3.11 ~H27.8.31	18,900,000	600,000	H23.3.11 ~H27.8.31	18,900,000	600,000	
	精神的損害(コミュニティ侵害)	H23.3.11 ~H27.8.31	20,000,000		H23.3.11 ~H27.8.31	20,000,000		H23.3.11 ~H27.8.31	20,000,000		H23.3.11 ~H27.8.31	20,000,000		H23.3.11 ~H27.8.31	20,000,000		H23.3.11 ~H27.8.31	20,000,000		H23.3.11 ~H27.8.31
	小計		38,900,000	300,000		54,982,000	4,169,163		38,900,000	600,000		38,900,000	600,000		38,900,000	600,000		38,900,000	600,000	
	弁護士費用(原告ら主張)		3,578,000	—		5,498,200	—		3,890,000	—		3,890,000	—		3,890,000	—		3,890,000	—	
	損害額合計額		42,478,000	300,000		60,480,200	4,169,163		42,790,000	600,000		42,790,000	600,000		42,790,000	600,000		42,790,000	600,000	
既払額	原告ら主張		3,120,000			0			0			0			0			0		
	被告東電主張	a.直接請求		120,000			120,000			720,000			720,000			720,000			720,000	
		b.うち妊婦・子供の費用分								240,000			240,000			240,000			240,000	
		c.費用出損者への充当					960,000													
		d.ADR(弁護士費用を除く)																		
		e.既払金合計(a-b+c+d)		120,000			1,080,000			480,000			480,000			480,000			480,000	
	裁判所認定額		—	120,000		—	600,000		—	600,000		—	600,000		—	600,000		—	600,000	
	弁護士費用(裁判所認定額)		—	18,000		—	356,916		—	0		—	0		—	0		—	0	
	損害残額		39,358,000	198,000		60,480,200	3,926,079		42,790,000	0		42,790,000	0		42,790,000	0		42,790,000	0	
	一部請求額			5,500,000			5,500,000			5,500,000			5,500,000			5,500,000			5,500,000	
	認容額			198,000			3,926,079			0			0			0			0	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年8月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

損害費目		原告番号58-1			原告番号58-2			原告番号58-3			原告番号58-4			
		原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	原告ら主張		裁判所 認定額	
		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		対象期間	損害額		
避難費用	交通費	H23.3.14	42,000	823,200										
	引越費用	H23.3.18 ~ H27.7.31	6,993,000											
生活費 増加費用	二重生活	H24.5.19 ~ H24.5.19	127,050	127,050										
	家財道具購入費用	H23.3.14 ~ H27.7.31	1,590,000	480,000										
	避難雑費(妊婦)	H23.4.17 ~ H27.5.5	769,602	300,000										
	避難雑費(子)				H23.3.14 ~ H23.9.17	140,000	140,000							
	精神的損害(避難)	H23.3.11 ~ H27.7.31	18,550,000	150,000	H23.3.11 ~ H27.7.31	18,550,000	300,000	H23.3.14 ~ H27.7.31	1,060,000	340,000	H23.9.17 ~ H27.7.31	940,000	0	
	精神的損害(コミュニティ侵害)	H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11 ~ H27.7.31	18,550,000	300,000	H23.9.17 ~ H27.7.31	16,450,000	0	
	精神的損害(コミュニティ侵害)	H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000		H23.3.11	20,000,000	300,000	H23.9.17	20,000,000	0	
	小計		48,071,652	1,880,250		38,690,000	440,000		39,610,000	640,000		37,390,000	0	
	弁護士費用(原告ら主張)		4,807,165	—		3,869,000	—		3,961,000	—		3,739,000	—	
	損害額合計額		52,878,817	1,880,250		42,559,000	440,000		43,571,000	640,000		41,129,000	0	
既払額	原告ら主張		0			0			0			0		
	被告 主張 東電	a.直接請求		0			0			0			0	
		b.うち妊婦・子供の費用分												
		c.費用出損者への充当												
		d.ADR(弁護士費用を除く)												
	e.既払金合計(a-b+c+d)		0			0			0			0		
	裁判所認定額		—	0		—	0		—	0		—	0	
	弁護士費用(裁判所認定額)		—	188,025		—	44,000		—	64,000		—	0	
	損害残額		52,878,817	2,068,275		42,559,000	484,000		43,571,000	704,000		41,129,000	0	
	一部請求額			5,500,000			5,500,000			5,500,000			5,500,000	
	認容額			2,068,275			484,000			704,000			0	

※ 原告らは口頭弁論終結日に関わらず、平成27年7月31日までに発生した損害について、その一部の賠償を求めるものである。

略語・用語一覧表

あ	アメリカ	アメリカ合衆国
い	イギリス	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国
	イギリス高線量地域における小児白血病に関する論文	Kendall GMほか「1980-2006年の英国における自然バックグラウンド放射線と小児白血病その他のがんの罹患に関するレコードベースの症例対照研究」(甲D共141の1・2)
	イギリスにおける小児CT検査に関する論文	Pearce MSほか「小児期のCTスキャンからの放射線被曝,ならびにその後の白血病および脳腫瘍のリスク:後向きコホート研究」(甲D共144の1・2)
	一時避難要請区域	南相馬市が,独自の判断に基づき,住民に対して一時避難を要請した区域。南相馬市全域から,避難区域,屋内待避区域,計画的避難区域,緊急時避難準備区域,特定避難勧奨地点を除いた区域。(乙A2・8頁)
お	オーストラリアにおけるCT検査に関する論文	Mathews JDほか「小児期あるいは青年期にコンピュータ断層撮影を受けた68万人のがんのリスク:オーストラリア人1100万人のデータリンク研究」(甲D共145の1・2)
か	確率論的安全評価	原子炉施設の異常や事故の発端となる事象(起因事象)の発生頻度,発生した事象の及ぼす影響を緩和する安全機能の喪失確率及び発生した事象の進展・影響の度合いを定量的に分析することにより,原子炉施設の安全性を総合的・定量的に評価する方法。PSA(Probabilistic Safety Assessment)ともいう。
	韓国	大韓民国
き	吸収線量	物質中でどれだけの放射線のエネルギーが吸収されたかを表す物理量。単位はGy(グレイ)。1Gyは1kgの物質に1Jのエネルギーが吸収された場合の線量。(乙D共40・63頁)
	帰還困難区域	居住制限区域のうち,5年間を経過してもなお年間積算線量が20mSvを下回らないおそれのある地域。(乙D共21)
	居住制限区域	年間積算線量が20mSvを超えるおそれがある地域。(乙D共21)
く	空間線量	ある特定の場所における放射線量。例えば,屋外の地上1m地点の空間線量は,大地に由来する放射線,宇宙から降り注ぐ放射線,周辺の建物などから放出される放射線(自然放射線及び人工放射線)の総和である。単位は μSv (マイクロシーベルト)など。
	空間線量率	対象とする空間の単位時間当たりの放射線量。単位は $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (マイクロシーベルト毎時)など。
け	ケララ州における発がん率に関する論文	Nair RRKほか「インドケララ州での自然放射線とがんの罹患-Karunagappally コホート研究」(甲D共172の1・2)
	原災法	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。本件事故に関するものは,平成24年法律第47号による改正前のもの。)
	原災本部	平成23年(2011年)福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部(平成23年内閣府告示第8号)。原災法(平成24年法律第47号による改正前のもの)16条1項に基づき,平成23年3月11日内閣府に設置された。原災本部長は内閣総理大臣をもって充てる(原災法17条1項)(甲A2・本文編54頁)。
	原災現地本部	緊急事態宣言が発出された場合に,現地において,政府の災害対応の活動のイニシアチブを取る組織。オフサイトセンター(原子力施設ごとに原子力災害への対応拠点として指定されたもの)に設置された。
	原子力基本法	原子力基本法(昭和30年法律第186号)。なお,平成24年法律第47号による改正前のものを指す場合は「平成24年改正前」と記載する。平成14年時点で適用されるのは,平成16年法律第155号による改正前のものである。
	県南地域	福島県白河市,西郷村,泉崎村,中島村,矢吹町,棚倉町,矢祭町,塙町,鮫川村の1市4町4村(乙D共35)。

	原賠法	原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号。本件事故に適用されるものは、平成26年法律第134号による改正前のものである。)
こ	国賠法	国家賠償法
	国会事故調	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法(平成23年法律第112号)に基づいて国会に設置された「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」、又は、同委員会が平成24年7月5日作成した「国会事故調報告書」(甲A1)。
	子ども	特定の時点において満18歳以下であった者。
さ	サーベイメータ	小型の放射線測定器。代表的なものとして、シンチレーション式やGM計数管式(ガイガー・ミュラーカウンタ)がある。1cm線量当量率($\mu\text{Sv/h}$)を表示するものが多い。
	崎山意見書	崎山比早子(崎山証人)による意見書(甲D共56, 135, 161, 162, 185)。
	佐竹	佐竹健治(現・東京大学地震研究所教授、及び地震本部地震調査委員会長期評価部会の部会長。平成14年当時、土木学会原子力土木委員会津波評価部会委員、及び地震本部地震調査委員会長期評価部会海溝型分科会委員。)
	参考レベル	これを上回る被ばくの発生を許す計画の策定は不適切であると判断され、これより下では防護の最適化を履行すべき線量のレベル。ICRPは、この最大値を100mSvであるとする。(甲D共55, 乙D共46)
し	自主的避難等	避難指示等対象区域の周辺地域の住民が避難指示等に基づかずに行った避難(自主的避難)と、同地域における滞在。
	自主的避難等対象区域	中間指針追補において指定された、福島県の23市町村(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、相馬市、新地町、いわき市)のうち、避難指示等対象区域を除く区域(乙A3・2頁)。
	地震本部	地震調査研究推進本部。地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づき、文部科学省(平成11年法律102号による改正前は総理府)に設置された。又は、そのうち、「長期評価」を作成した地震調査研究推進本部地震調査委員会や、「長期評価」作成に当たっての議論を行った地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会海溝型分科会を指して「地震本部」と呼ぶことがある。
	実効線量	等価線量を、全身に受けたときの線量に換算して足した値。組織や臓器別の組織加重係数を用いて換算する。単位はSv(シーベルト)(乙D共40・63頁)。
	実用炉規則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)。特に記載のない限り、本判決では平成23年経済産業省令第11号による改正前のものを指す。
	シビアアクシデント	設計基準事象(原子炉施設を異常な状態に導く可能性のある事象のうち、原子炉施設の安全設計とその評価に当たって考慮すべき事象)を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却または反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象(甲C1・4頁)。
	島崎	島崎邦彦(現・東京大学名誉教授。平成14年当時、地震本部地震調査委員会長期評価部会の部会長及び同部会海溝分科会の主査。)
	周辺線量当量	放射線が一方方向から来る場に、人体の組織を模した30cmのICRU球を置き、球の表面から深さ1cmで生じる線量当量。環境モニタリングにおいて用いられる。

証人酒井	証人酒井一夫(東京医療保健大学教授(放射線生物学), ICRP 第5専門委員会委員)。	
証人崎山	証人崎山比早子(元放射線医学総合研究所研究員, 国会事故調委員)。	
証人佐々木	証人佐々木康人(湘南鎌倉総合病院附属臨床研究センター放射線治療研究センター長)。	
証人柴田	証人柴田義貞(長崎大学客員教授(放射線疫学, 生物統計学))。	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年通商産業省令第62号。)平成14年当時の規制権限との関係では, 平成15年経済産業省令第102号による改正前のもの。平成18年当時の規制権限との関係では, 平成20年経済産業省令第12号による改正前のもの(乙A5の2)。平成25年6月28日には技術基準規則が制定され, 実用発電用原子炉に適用すべき技術基準の内容は同規則に引き継がれたが, 省令62号自体は廃止されていない。	
震源域	震源断層を含むエネルギーを放射した領域	
審査会	原子力損害賠償紛争審査会。原賠法18条1項に基づき文部科学省に設置された。原賠審ともいう。	
す	スイス国勢調査に基づく小児がんのリスクに関する論文	Spycherほか「バックグラウンド電離放射線と小児がんのリスク: 国勢調査ベースの全国コホート研究」(甲D共142の1・2)
	数量告示	科学技術庁(当時)が定めた「放射線を放出する同位元素の数量等」(平成12年科学技術庁告示第5号)(特に記載しない限り, 平成24年文部科学省令第59号による改正前のものを指す。)
せ	製錬事業者等における放射能濃度確認規則	製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則(平成17年経済産業省令第112号)。
	センター	原子力損害賠償紛争解決センター
	線量拘束値	線源関連の制限であり, これを超えれば, 与えられた被ばく源に対して防護が最適化されているとはいえず, 対策を取らなければならない線量レベル。(甲D共55, 乙D共46)
た	耐震バックチェック	保安院が, 平成18年9月20日, 被告東電を含む原子力事業者に対して指示した, 改訂された平成18年耐震設計審査指針に照らした既設発電用原子炉施設等の安全性評価。
ち	中央防災会議	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)11条1項に基づき内閣府に設置された, 中央防災会議。
	中間指針	審査会が平成23年8月5日付けで作成した「東京電力株式会社福島第一, 第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(甲D共229の4, 乙D共1)
	中間指針追補	審査会が平成23年12月6日付けで作成した「東京電力株式会社福島第一, 第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)」(甲D共229の5の1, 乙D共3)。
	中間指針第二次追補	審査会が平成24年3月16日付けで作成した「東京電力株式会社福島第一, 第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)」(甲D共229の6, 乙D共5)。
	中間指針第四次追補	審査会が平成25年12月26日付けで作成した「東京電力株式会社福島第一, 第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)」(甲D共229の10, 乙D共7)。なお, 平成28年1月28日, 平成29年1月31日にそれぞれ住宅確保損害に係る福島県都市部の宅地単価の改定がされているが(甲D共229の9~12), 本判決では改定前のものを用いる。

中間指針等	中間指針, 中間指針追補, 中間指針第二次追補, 中間指針第四次追補を総称したもの。本判決の定義では, 平成25年1月30日付け「東京電力株式会社福島第一, 第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補(農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について)」「(甲D共229の7)を含まない。
中国	中華人民共和国
長期評価	地震本部地震調査委員会が平成14年7月31日作成した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」(甲B9)。
直流電源	直流(常時同じ方向に流れる電流)を供給する電源。福島第一原発1~4号機には, 直流電源としてバッテリー(蓄電池)が設置されていた。
つ 津波地震	Mtの値がMの値に比べ0.5以上大きいか, 津波による顕著な災害が記録されているにもかかわらず顕著な震害が記録されていない地震。
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術。土木学会原子力土木委員会津波評価部会が平成14年2月に作成した(甲B2)。
都司	都司嘉宣(元東京大学地震研究所准教授で, 平成14年当時, 地震本部地震調査委員会長期評価部会委員。)
津田論文	津田敏秀ほか「18歳以下の福島県民における甲状腺超音波診断による甲状腺ガンの検出(2011年-2014年)」(甲D共167の1・2)
て 低線量	おおむね200mSv以下の放射線量とされる。UNSCEAR2010年報告書においても, 同様に定義されている(丙D共1)。
テチャ川流域住民に関する論文	Krestinina LY ほか「テチャ川流域住民における放射線被ばくと固形がん死リスク」(甲D共137の1・2)
電気事業法	電気事業法(昭和39年法律第170号)。平成24年法律第47号による改正前のものについては「平成24年改正前」と記載する。
電事連	電気事業連合会。被告東電を含む電力会社で構成される任意団体。
と 等価線量	吸収線量の値を, 放射線の種類やエネルギー別の放射線加重係数で重み付けした値。単位はSv(シーベルト)。(乙D共40・63頁)
当初期間	本件事故発生から平成23年4月22日までを指す。同日に, 屋内退避が解除され, 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定が指示された。
土木学会	土木工学に関する民間の学会である社団法人土木学会(平成23年4月1日から公益社団法人土木学会)。
な 内的事象	原子力発電所での事故による影響が発生する可能性のある原因事象のうち, 機器のランダムな故障や運転・保守要員の人的ミス等をいう。他方で, 地震, 津波, 洪水, 火災, 火山や航空機落下等は, 「外部事象」, 産業破壊活動等の意図的なものを「人為事象」とそれぞれいう。
は 波源モデル	津波の原因となる地震の断層運動を数値で表現したモデル。断層長さ(L), 断層幅(W), すべり量(D)等で表される。「断層モデル」とも呼ばれる。
パラメータスタディ	想定津波の不確定性を設計津波水位に反映させるため, 基準断層モデル(波源モデル)の諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数実施すること。
ひ 被告東電	被告東京電力ホールディングス株式会社。平成28年4月1日変更前の商号は「東京電力株式会社」。炉規法上の許可を受けて福島第一原発の設置, 運転等を行ってきた者として, 本件事故に関し, 原賠法上の「原子力事業者」に該当する。
非常用ディーゼル発電機	非常用D/Gともいう。原子炉施設の外部電源が失われた場合に, 交流電源を供給する電源設備。

	避難指示等対象区域	中間指針において定められた、政府や地方公共団体による避難指示等があった対象区域。避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点、一時避難要請区域をいう。(甲D共229の4, 乙D共1)
	避難等対象者	中間指針において定められた、避難指示等により避難を余儀なくされた者。(甲D共229の4, 乙D共1)
ふ	福島第一原発	被告東電が設置した福島第一原子力発電所。1～4号機は福島県双葉郡大熊町に、5、6号機は双葉郡双葉町に設置されている。
	福島第二原発	被告東電が設置した福島第二原子力発電所。福島県双葉郡楢葉町と富岡町にまたがって位置する。
	仏英米3か国労働者に関する論文	Richardson DBほか「電離放射線の職業性被曝から生じるがんのリスク: フランス, 英国, 米国の労働者の後ろ向きコホート研究」(甲D共139の1・2)
へ	平成20年試算	被告東電が平成20年4月に長期評価の知見をもとに、津波評価技術の手法を用いて算出した津波数値解析計算の結果。
ほ	保安院	原子力安全・保安院。経済産業省設置法(平成24年法律第47号による改正前のもの)20条に基づき、経済産業省資源エネルギー庁の特別の機関として設置されていた。平成24年9月19日に廃止され、原子力規制委員会に統合された。
	放射線	広義には、紫外線、可視光線、赤外線、マイクロ波等の非電離放射線を含むが、一般的には、電離作用をもつ電離放射線を指す。 α 線・ β 線等の荷電粒子放射線、中性子線等の非荷電粒子放射線、X線・ γ 線等の電磁放射線を総称して、電離放射線といい、これを本判決では、単に放射線という。(乙D共40・9頁, 丙D共71・14頁)。
	放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律。
	放射線障害防止法施行規則	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則。
	本件事故	平成23年3月11日、本件地震及び本件津波により福島第一原発1～4号機において発生し、放射性物質の大量放出を招いた事故。
	本件地震	平成23年3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震。
	本件津波	本件地震により発生した津波。
ま	マイアミ論文	被告東電が平成18年7月に米国フロリダ州マイアミで開催された第14回原子力工学国際会議(ICONE-14)において発表した「日本における確率論的津波ハザード解析の開発」(甲B14, 乙B25)。
	松澤	松澤暢(現・東北大学大学院理学研究科教授。平成14年当時、地震本部地震調査委員会長期評価部会活断層分科会の委員。)
も	モニタリングポスト	放射線量の測定機器。大気中の放射線量のうち、 γ 線を対象に測定し、空気吸収線量率(単位は $\mu\text{Gy}/\text{h}$)を表示する。
ろ	炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)。平成14年当時の規制権限との関係では、平成14年法律第178号による改正前のものを、平成18年当時の規制権限との関係では、平成18年法律第50号による改正前のものを指す。平成24年法律第47号による改正前のものについては、「平成24年改正前」と記載する。
A	ADR	Alternative Dispute Resolution(裁判外紛争解決)。本判決では、原賠法18条2項1号に基づき原賠審の下に設置された、センターで行われたものを指す。
	DDREF	線量・線量率効果係数(Dose and Dose-Rate Effectiveness Factor)

IAEA	国際原子力機関
ICRP	国際放射線防護委員会 (International Commission on Radiological Protection)。1928年に第2回国際放射線医学会議 (ICR) にて「国際X線・ラジウム防護委員会 (IXRPC)」として創立され、1950年に改組されたもの。
LNTモデル	Linear no-threshold model。直線しきい値なしモデルともいう。
LSS第14報	小笹晃太郎ほか「原爆被爆者の死亡率に関する研究第14報(1950-2003年:がんおよびがん以外の疾患の概要)」(丙D共3)
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構 (Japan Nuclear Energy Safety organization)。独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成14年法律第179号。平成25年法律第82号による廃止前のもの)に基づき平成15年10月1日設立されたが、平成26年3月1日、原子力規制委員会に統合された。
M	マグニチュード(気象庁マグニチュード)。
Mt	津波マグニチュード。津波の大きさからみた地震の規模を示す。津波の振幅(又は痕跡高)及び観測点から震央までの距離から求められる。
m	メートル。長さ(高さ、距離)の単位。
O. P.	小名浜港工事基準面 (Onahama Peil)。
SA	シビアアクシデント
SBO	全交流電源喪失事象 (Station Blackout)
Sv	シーベルト。放射線の種類や組織・臓器による人体への影響の違いを考慮した放射線量の単位。等価線量、実効線量、周辺線量当量、預託実効線量などの単位として用いられる。
UNSCEAR	原子放射線の影響に関する国連科学委員会 (United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation)。国際連合総会決議により、1955年12月に設置された。
WG報告書	低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書。(乙D共31)
WHO	世界保健機関 (World Health Organization)
μSv	マイクロシーベルト。1Svの100万分の1であり、1mSvの1000分の1。
$\mu\text{Sv}/\text{h}$	マイクロシーベルト毎時。1時間に対象とする空間が受ける空間放射線量。
1 1990年勧告	ICRPが平成2年(1990年)11月に主委員会で採択された「国際放射線防護委員会の1990年勧告」(ICRP Publication 60)。(甲D共52)
2007年勧告	ICRPが平成19年(2007年)に発表した「国際放射線防護委員会の2007年勧告」(ICRP Publication 103)。(甲D共55、乙D共46)
4省庁報告書	農林水産省、水産庁、運輸省、建設省の4省庁が平成9年3月に作成した「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」(丙B5の1・2)。
7省庁手引き	国土庁、農林水産省、水産庁、運輸省、気象庁、建設省、消防庁の7省庁が平成9年3月に作成した「地域防災計画における津波対策強化の手引き」(丙B25)。